

海洋安全保障情報季報

第13号 (2016年1月-3月)



目次

I. 2016年1～3月情報要約

1. 軍事動向
2. インド洋・太平洋地域
3. 国際関係
4. 北極海関連事象

II. 解説

1. 米国の大戦略の今後を考える ～介入・関与主義から孤立主義までの振幅～

本季報は、公表された情報を執筆者が分析・評価し要約・作成したものであり、情報源を括弧書きで表記すると共にインターネットによるリンク先を掲載した。

リンク先 URL はいずれも、当該記事参照時点でアクセス可能なものである。

編集・執筆：秋元一峰、上野英詞、飯田俊明、高 翔、倉持 一、関根大助、山内敏秀、吉川祐子

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

アーカイブ版は、「海洋情報 From the Oceans」<http://www.spf.org/oceans> で閲覧できます。

送付先変更および送付停止のご希望は、海洋政策研究所 (fromtheoceans@spf.or.jp) までご連絡下さい。

『海洋情報季報』は『海洋安全保障情報季報』に改称いたしました。

I. 2016 年 1~3 月情報要約

1. 軍事動向

1 月 4 日「インド、ベトナムに衛星追跡センター開設へ」(The Economic Times, January 4, 2016)

インド紙、The Economic Times (電子版) は 1 月 4 日付で、インドは、ベトナム南部のホーチミン市に、Data Reception and Tracking and Telemetry Station を開設し、インド宇宙研究機構 (The Indian Space Research Organisation: ISRO) が間もなく同ステーションの運用を開始する、と報じた。ベトナムの施設は、インドネシアにある別の既存の施設にリンクされる。インドはまた、ブルネイにも衛星追跡ステーションを設置している。インドにとってベトナムの施設は、南シナ海における動向を監視する上で、重要な戦略的アセットとなるだろう。

記事参照 : New base: Satellite monitoring station in Vietnam to give India room in South China Sea region

http://economictimes.indiatimes.com/news/defence/new-base-satellite-monitoring-station-in-vietnam-to-give-india-room-in-south-china-sea-region/articleshow/50431099.cms?utm_source=contentofinterest&utm_medium=text&utm_campaign=cppst

1 月 7 日「ベトナム、キロ級潜水艦の運用開始」(The Sydney Morning Herald.com, January 7, 2016)

豪紙、The Sydney Morning Herald (電子版) は 1 月 7 日付で、ベトナムがロシアから購入した最新の *Kilo* 級潜水艦の運用を開始したとして、要旨以下のように報じている。

- (1) ベトナム当局筋によれば、ベトナムの *Kilo* 級潜水艦の 1 番艦が南シナ海での哨戒活動を始めた。2017 年までに、6 隻の *Kilo* 級潜水艦がカムラン湾の深水港に配備される。ベトナムはまた、イスラエルから早期警戒監視レーダー、ロシアから最新の S-300 地对空ミサイルをそれぞれ購入し、防空能力を強化している。
- (2) オーストラリアのベトナム、南シナ海問題専門家、Carlyle Thayer は、6 隻の *Kilo* 級潜水艦が運用されるようになれば、対艦及び対地攻撃巡航ミサイルとともに、北東部の中越国境から中部のダナン周辺までのベトナム沿岸から 200~300 カイリ以内の海域での作戦行動は中国にとって極めて危険なものになるだろう、と指摘している。一方で、Thayer は、南沙諸島の 3,000 メートルの滑走路を備えた人工島、Fiery Cross Reef (永暑礁) に、中国が対潜哨戒機を常駐させるようになれば、隠密裏に潜水艦を展開させるベトナムの能力は危険に曝されることになるだろう、と見ている。

記事参照 : South China Sea dispute: Vietnamese subs deployed as deterrent to China

<http://www.smh.com.au/world/vietnamese-subs-deployed-to-south-china-sea-20160107-gm0z6a.html>

1月5日「南シナ海における『航行の自由』作戦について、米国防長官書簡」(The Diplomat, January 5, 2016)

アメリカは2015年10月27日、中国が南沙諸島に人工島を造成して以来、初めての「航行の自由 (Freedom of Navigation: FON)」作戦を実施した。米海軍イージス駆逐艦、USS *Lassen* は、中国が造成した人工島、Subi Reef (渚碧礁) の周辺12カイリ以内の海域を航行した。このFON作戦に関して、マケイン米議会上院軍事委員長は11月9日付のカーター国防長官宛書簡で、内容について詳細な説明を求めていた*。これに対してカーター長官は12月21日付の書簡で回答した**。Web誌、The Diplomat の編集者、Ankit Panda は、1月5日付のThe Diplomat に、“Everything You Wanted to Know About the USS Lassen's FONOP in the South China Sea” と題する論説を寄稿し、この中でPanda は、カーター書簡の内容を説明するとともに、要旨以下のように論評している。

- (1) カーター国防長官は、USS *Lassen* による FON 作戦の詳細を、56日ぶりに明らかにした。The U.S. Naval Institute が入手し、Web サイト、USNI News が1月5日に明らかにした、12月21日付のカーター書簡は、まず FON 作戦の内容について、以下のように述べている。「2015年10月27日、USS *Lassen* (DDG-82) は、中国、台湾、ベトナム及びフィリピンが領有権を主張する南沙諸島の5つの海洋地勢、即ち、Subi Reef (渚碧礁)、Northeast Cay (北子島、抄訳者注：フィリピン占拠、以下同じ)、Southwest Cay (南子島、ベトナム占拠)、South Reef (奈羅礁、同)、及び Sandy Cay (鉄線礁、どの国も実効支配していない) の12カイリ内を通過することによって、南シナ海での FON 作戦を実行した。この航行に当たって、どの領有権主張当事国にも事前通知をしておらず、FON 作戦の通常の手順と国際法に従って実施した。」
- (2) この説明は、USS *Lassen* が Subi Reef (渚碧礁) 周辺12カイリ以内を無害通航の形で通航することによって軽率にも中国の領有権主張を支持したとの批判を封じるものである。無害通航こそが、FON 作戦なのである。この場合、USS *Lassen* が中国に事前通告をしなかったことが重要である。また、カーター書簡によって、USS *Lassen* がその他の海洋地勢周辺海域をも通航したことが確認された。カーター書簡によれば、Northeast Cay (北子島)、Southwest Cay (南子島)、South Reef (奈羅礁)、及び Sandy Cay (鉄線礁) の周辺海域である。このリストに Sandy Cay (鉄線礁) が含まれていることは、Subi Reef (渚碧礁) 周辺での無害通航による FON 作戦が何故、南沙諸島における中国の過剰な権利主張に対するアメリカの異議申し立てを損なうことにならないかを説明した、CSIS の Bonnie Glaser と米海軍大学の Peter Dutton の有益で洞察力に満ちた論説の正しさを立証するものである (この論説については、海洋情報旬報2015年11月1日-11月10日号参照)。Subi Reef (渚碧礁) は、中国が人工島に造成する前は「低潮高地」であり、従って、それ自体で独自の領海を生成しない。しかしながら、カーター書簡で言及されているように、領海を有する他の地勢—この場合は、Sandy Cay (鉄線礁) が該当すると見られる—の12カイリ以内に「低潮高地」である Subi Reef (渚碧礁) が位置していれば、Sandy Cay (鉄線礁) の領海を決める基線として用いることができる。
- (3) カーター書簡は、南シナ海における海洋権限主張に対するアメリカの全般的な政策について改めて言及し、以下のように述べている。「アメリカは、南沙諸島のそれぞれの海洋地勢に対するどの国の主権主張にも、与しない。従って、FON 作戦は、これらの地勢に対するいずれの国の主権主張にも対抗するものではない。それは FON 作戦の目的でも役割でもない。FON 作戦は、領海内通航に事前許可を求める一部の国の政策を含め、領有権主張国による当該領有地勢周辺海域における「航行の自由」の権利を規制しようとする試みに対抗するものである。このよう

な規制は、国連海洋法条約に反映された、国際法の下において全ての国に認められた権利と自由と反するものである。故に、FON 作戦は、国際法で認められる場所であれば何処でも、アメリカは上空飛行、航行及び作戦行動を今後とも実施していくことを誇示したものである。」

- (4) カーター書簡は大いに評価できるが、USS *Lassen* の FON 作戦から 56 日間も黙っているべきではなかった。米海軍の FON 作戦プログラムは完全な透明性を求められるものではないが、中国による過剰な海洋権限主張に異議を唱えるために、アメリカが南シナ海で行っていることを明確にしておくことは、ワシントンにとって重要であり、必要不可欠な利益であるからである。

記事参照 : Everything You Wanted to Know About the USS *Lassen*'s FONOP in the South China Sea

<http://thediplomat.com/2016/01/everything-you-wanted-to-know-about-the-uss-lassen-fonop-in-the-south-china-sea/>

備考* : Document: Letter from Sen. John McCain to SECDEF Carter on U.S. South China Sea Freedom of Navigation Operation

<https://news.usni.org/2015/11/10/document-letter-from-sen-john-mccain-to-secdef-carter-on-u-s-south-china-sea-freedom-of-navigation-operation>

USNI News, November 10, 2015

備考** : Document: SECDEF Carter Letter to McCain On South China Sea Freedom of Navigation Operation

<https://news.usni.org/2016/01/05/document-secdef-carter-letter-to-mccain-on-south-china-sea-freedom-of-navigation-operation>

USNI News, January 5, 2016

1 月 7 日「中国の次期国産空母—豪退役海軍中將論評」(The Interpreter, January 7, 2016)

オーストラリア海軍退役中將、James Goldrick は、シンクタンク、Lowy Institute の Web 誌、The Interpreter に 1 月 7 日付で、“Why China's Next Aircraft Carrier Will Be Based on Soviet Blueprints” と題する論説を寄稿し、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国は、新しい空母を建造中であることをついに公式に認めた。この空母は中国で建造される最初の空母であり、海軍にとっては 2 隻目の空母となる。中国海軍は、恐らく 4 個から最大 6 個の空母戦闘群の整備を目指す、本格的な空母計画に乗り出したと見られる（中国の専門家は、効果的な空母戦闘能力を実現するためには、少なくとも 3 個群が必要と公に言及してきた）。ロシアの旧空母を再就役させた「遼寧」（「空母 16」）は、その信頼性が未だ確認されていないが、この計画のスタートとなった。
- (2) 「遼寧」によって得られた経験は、既に建造段階にある次期空母に生かされるであろう。しかしながら、新しい空母に関連する課題は、建造そのものではなく、設計にある。建造中の最初の空母は、多くの点で旧ソ連が設計した「遼寧」のコピーとなるであろうが、驚くことではない。もし適切な時期に次期空母を就役させるのであれば、これは中国が取り得る現実的な方針である。中国は、ウクライナの業者から「遼寧」の詳細に関する膨大な資料を入手した。中国は今、前世紀において全ての主要国海軍の建艦計画に付きまとったのと同じ問題に直面しており、これらの膨大な資料は、中国の現在の建造計画の元手になるに違いない。直面している問題とは、工業化時代において海軍の拡張における最大の制約要因は予算でも軍縮条約でもなく、海軍の

設計者の構想を造船所の工員が作業できるように区画毎の詳細図に書き写す専門的技能者が不足しているということである（実際、このことは、オーストラリア海軍の新型防空駆逐艦の建造で直面した主たる問題点であった）。この問題の困難さは、「遼寧」に関する何トンもの資料が示している。

- (3) 中国海軍は、合法あるいは非合法の手段を通じて海外からの多様な技術移転を追求してきているが、多くの異なる新しい潜水艦、巡洋艦、駆逐艦、フリゲート、両用戦艦そして小型艦艇を導入する場合、造船所は、一度に非常に多くの十分な専門技能を備えた自前の設計スタッフを募集し、訓練しなければならない。特に、核及び通常推進の潜水艦戦力に関する所要は、海軍全体そして国家指導部にとって、空母戦力に関する所要よりも高い優先順位が付与されなければならない。このような理由から、新しい国産空母（中国メディアの呼称では「空母 17」）は、旧ソ連が作成した「遼寧」のオリジナル設計図面からの派生型になることはほぼ間違いないであろう。新国産空母の建造は、大連造船所に空母建造の経験を積ませ、またそれによって後に続くと見られる空母（「空母 18」）の設計を検討する機会を与えることにもなる。「空母 18」に対する要望が野心的であればあるほど、設計段階は長くなる。例えば、海軍がより能力の高い空母搭載航空部隊を望めば、航空機を発艦させるためのカタパルトが必要になる。米海軍が次期空母、USS *Gerald Ford* 用に開発している電磁カタパルトと同じような電磁式航空機発艦システム（EMALS）に中国が関心を持っていることを示す幾つかの証拠がある。しかし、中国海軍は、電磁カタパルト開発の道を選択するのか、あるいは代替案として内燃式カタパルト航空機発艦システム（ICCALs）を採用するのか、更には既に実績はあるが複雑な蒸気カタパルトを選択するのか、いずれにしてもそれに伴うリスクに直面する。従って、現在建造中の空母以降、建造ペースが加速されたとしても、国産 2 番艦、「空母 18」の就役は 2025 年以前にはなさそうである。
- (4) 空母の実戦力は、搭載航空部隊に依存している。今のところ、中国海軍の艦載用固定翼機は、攻撃能力が限られた戦闘機のみである。特に「遼寧」の運用に関する公表された全ての中国のビデオは、「遼寧」から運用されている艦載機が殲-15（J-15）戦闘機のみであることを示している。陸上基地航空部隊から独立した、真にオールラウンドな中国海軍航空部隊になるためには、早期警戒機と対潜戦（ASW）機が電子戦環境下で運用できる攻撃機とともに必要である。また、海軍は、ヘリコプターにもっと関心を向ける必要がある。ヘリコプターは、空母部隊の一部として対潜戦と対水上戦を支援するとともに、同一任務を他の水上戦闘艦からも遂行できるのである。こうした早期警戒機などを新しい空母に搭載するために大幅な改修が必要になるかどうか、中国海軍にとってその実現には少なくとも今後 10 年の時間を要しよう。

記事参照：Why China's Next Aircraft Carrier Will Be Based on Soviet Blueprints

<http://www.lowyinterpreter.org/post/2016/01/07/Chinas-next-aircraft-carrier-will-be-based-on-Soviet-blueprints.aspx>

1 月 18 日「インド、アンダマン・ニコバル諸島に海洋哨戒機展開」(The Times of India.com, January 19, 2016)

インド紙、The Times of India（電子版）は 1 月 19 日付で、要旨以下のように報じている。

- (1) インド国防省筋が 1 月 18 日に明らかにしたところによれば、インド洋への中国海軍の原潜と通常型潜水艦の定期的な出現を睨んで、インドは、アンダマン・ニコバル諸島の前進基地に最新

の長距離海洋哨戒機と無人機の展開を開始した。それによれば、海軍の 2 機の P-8I Poseidon 海洋哨戒機がアンドマン・ニコバル諸島の前進基地への 2 週間に亘る初めての展開を完了し、今後、空軍のイスラエル製、Searcher-II 無人偵察機とともに、定期的に派遣されることになる。

- (2) インドはアメリカから 8 機の P-8I Poseidon を購入することになっており、現在 4 機がタミルナドゥ州アラコナムの INS Rajali 海軍航空基地に配備されている。P-8I は、最高時速 907 キロ、航続距離 1,200 カイリ以上で、インド洋における情報収集と脅威対処を主任務としており、Harpoon Block-II 対艦ミサイル、MK-54 軽魚雷、ロケット及び深深度機雷を装備し、敵潜水艦や水上戦闘艦を無力化できる。P-8I は、南アンドマン島ポートブレアの INS Utkrosh 海軍航空基地からも、インド洋全域をカバーできる。
- (3) インド初にして唯一の戦域コマンド、Andaman & Nicobar Command (ANC) は、その作戦運用上の所要が高まっており、またモディ政権がその整備を最優先課題としているにもかかわらず、依然整備が進んでいない。インド洋における中国海軍の戦略的動向に対処する拠点として効果的な機能を果たすとともに、マラッカ海峡に至るシーレーンの安全を確保するためには、配備戦力を充実やインフラ整備を加速する必要がある。前出の国防省筋によれば、ANC には、最終的に師団レベルの戦力（約 1 万 5,000 人）、1 個戦闘飛行隊及び数隻の主要戦闘艦が配備されることになっているが、現在の配備戦力は、1 個歩兵旅団（3,000 人）、小艦艇 20 隻、及び数機の Mi-8 ヘリと Dornier-228 哨戒機のみである。

記事参照：To fight China's Andaman and Nicobar forays, India deploys submarine hunters

<http://timesofindia.indiatimes.com/india/To-fight-Chinas-Andaman-and-Nicobar-forays-India-deploys-submarine-hunters/articleshowprint/50632020.cms>

1 月 20 日「スリランカ、インド洋の海洋安全保障拠点に」(Sunday Times online, January 20, 2016)

スリランカの Sunday Times (電子版) は、1 月 20 日付の記事で、スリランカがインド洋における戦略的に有利な位置を生かし、インド洋における海洋安全保障の拠点になりつつあるとして、要旨以下のように報じている。

- (1) 地域内外の各国海軍が海洋安全保障を確立するためのパートナーシップを構築するためにスリランカへの関心を高めており、スリランカは、インド洋における海洋安全保障の拠点になりつつある。スリランカ自体も、インド洋におけるその戦略的な位置を生かすとともに、国際的な海洋安全保障活動に参加するために、外洋海軍を整備する意図を示してきた。
- (2) 主要海軍国の艦艇によるコロombo港への寄港頻度が高まっているのは不思議ではない。2014 年の中国海軍原潜の寄港にはインドが異議を唱えたが、2016 年 1 月中旬には中国海軍フリゲート「柳州」と「三亜」、補給艦「青海湖」の 3 隻がコロombo港に寄港し、スリランカ海軍と航行演習を実施した。その後、インド海軍空母、INS *Vikramaditya* もコロombo港に寄港する。インドは、既にスリランカ海軍と緊密な関係にあり、海軍演習、SLINEX を定期的実施している。インドはまた、スリランカを、セイシェルとモーリシャスとの海洋安全保障ネットワークに加えており、2015 年 8 月にはスリランカ海軍で 2006 年以来運用されてきた外洋哨戒艦 (OPV)、*Varaha* を正式に譲り渡した。2015 年 4 月には、海上自衛隊の護衛艦、「いかずち」と「むらさめ」がコロombo港に寄港した。スリランカで 1 月 13 日に開催された海洋安全保障対話で、日本の菅沼大使は、インド洋の海上交通路の要衝に位置するスリランカに注目して、スリランカは

日本にとって主たる関心事である国際的航海の安全保障を高める上で重要である、と強調した。スリランカは、2017年に日本から2隻のOPVを受領することになっている。

記事参照：Lanka on way to becoming Indian Ocean naval hub

<http://www.sundaytimes.lk/93545/lanka-on-way-to-becoming-indian-ocean-naval-hub>

1月27日「中国、『普通の海軍国』へ—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, January 27, 2016)

シンガポールのS.ラジャラトナム国際関係学院(RSIS)の訪問上席研究員、Geoffrey Tillは、1月27日付のRSIS Commentariesに、“China and Its Navy: Drifting Towards Normality?”と題する論説を寄稿し、計画中のジブチにおける中国海軍基地の設営は中国海軍が近海から遠海域においても行動できる「普通の海軍国」を目指していることを示唆しており、これが警戒すべきかどうかは中国がこの基地をどのように運用するかにかかっていると、要旨以下のように述べている。

(1) 中国海軍は最近、ソマリア沖及びそれ以遠での作戦行動のために、ジブチに「基地」を設営する意図があることを明らかにしたが、これは2つの理由からちょっとした驚きであった。

- a. 第1に、ごく最近まで、どの国でも外国領土に基地を設営するという考えは流行遅れと見なされてきた。何故なら、コストや政治的脆弱性に加えて、基地防衛に少なからぬ資源が投資されていない限り、紛争状況下ではその価値が極めて限定的なものになるからである。このため、現代の海軍は、米海軍に代表されるように、補給艦船群による「洋上基地」に投資している。それでも、ロシアは、シリア北西部のラタキアに、一見基地に見え、しばしばそう呼ばれてきた施設を整備してきた。フランスと英国もバーレーンにそうした施設を整備してきた。しかしながら、これらの施設は、大規模な複合的軍事施設ではなく、幕僚が駐在し、燃料やその他の補給物資を貯蔵し、艦船の整備や小規模の修理ができ、そして時には乗組員のための休養施設となっている。これらは、基地というよりは「拠点(‘places’)」という方が適切である。それでも、これらの「拠点」は、他国の海軍や軍隊と直接戦闘するような事態でなければ、当該国海軍の効率的な作戦能力を高めることになろう。このことは、中国が南シナ海で建設中と見られる新しい施設についてもいえることである。
- b. 第2に、歴史的に西欧帝国主義の産物である在外基地の設営は本質的に不安定化をもたらす営為であり、しかも中国の近海における権益と自国の「平和的台頭」のみを保守するという中国の意図にとって何の利益にもならないという、北京のこれまでの考え方から明らかに逸脱している。そして在外基地の設営は、中国が徐々に普通の海軍国家(a normal naval power)になりつつあることを示す証左と見られる。この点で、中国は旧ソ連の初期の軌跡を辿りつつある。旧ソ連は1920年代から30年代にかけて、古典的なシーパワーの概念を、技術的に時代遅れで、ロシアの戦略的所要に適さず、そしてイデオロギー的に不都合なものとして拒否した。しかしながら、スターリン、フルシチョフそしてブレジネフ政権下で戦略環境が改善された時代になって、ロシアは、「ロシア的特色」を持っているとしても)西欧と同じ古典的な概念に基づき、他の主要海軍国と非常に似通った艦隊を建設し、そして1982年の国連海洋法条約に至る協議を通じて、その法的前提(its legal assumptions)も、旧ソ連の敵対勢力と次第に同じようなものになった。

(2) 中国が遠海域での作戦行動を支援するために陸上施設を設営することは、同じ経過を辿ってきた他の事例を見ているような印象を受ける。既に、中国海軍の「遠海」作戦行動能力は、空母艦載航空部隊の着実な建設、汎用駆逐艦、両用戦闘艦艇そして補給支援艦艇への増大する投資

に見られるように、明らかに強化されつつある。ロシアと同様に、中国も、何十年にもわたって空母を非難してきたが、今ではそれを建造している。中国海軍のインド洋及びそれ以遠への展開も、ロシアと同じ方向を目指している。更に日本やアメリカの EEZ における「相互的な (in 'reciprocal')」軍事活動を容認する意志と、最近の Subi Reef (渚碧礁) 周辺海域におけるアメリカの航行の自由作戦に対する抑制された対応も、中国が長く立脚してきた法的前提について再考し始めているかもしれないことを示唆している。もしそれが事実なら、海洋大国 (great maritime powers) が常に保持してきた伝統的利益が海洋の自由であったことを考えれば、このことはさして驚くべきことではないであろう。しかしながら、例えそれが事実としても、拙速に、あるいは過大な期待をすべきではない。外部の観察者にとって、その変化は、スーパータンカーの進路変更が変針し終わって初めて明らかになるように、目に見えにくいものに思えるかもしれない。

- (3) しかし、こうした変化が事実と分かれば、そして中国が実際に「普通の海洋国家 (a 'normal seapower')」(ここでの用語は、a normal naval power ではない) になるとすれば、何を意味し、他の諸国はどのように対応すべきか。旧ソ連との明らかな類似性と同時に、1つの大きな相違がある。即ち、中国は、国際的な海上交易システムの円滑な運営における積極的な参加国であり、利害関係国である。しかし、旧ソ連はそうではなかった。しかも、今日では、冷戦期のようなイデオロギイ的対立要素もない。従って、「普通の海洋国家」としての中国の台頭は、それが多くの脅威から世界システムを防衛するのに貢献するのであれば、恐れなければならない戦略的脅威ではなく、むしろより歓迎すべき機会であるかもしれない。

記事参照 : China and Its Navy: Drifting Towards Normality?

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/01/CO16018.pdf>

1月30日「米海軍、南シナ海での2度目の『航行の自由』作戦実施」(USNI News, January 30, 2016)

米国防省報道官が1月30日に明らかにしたところによれば、米海軍は1月30日、南シナ海の西沙諸島で「航行の自由 (FON)」作戦を実施した。中国が南沙諸島で人工島を造成して以来、南シナ海での FON 作戦は2015年10月27日に次いで2度目である。今回の FON 作戦は、ミサイル駆逐艦、USS *Curtis Wilbur* (DDG-54) が西沙諸島の Triton Island (中建島) 周辺12カイリ以内の海域を航行した。国防省報道官は、「今回の FON 作戦は、中国、台湾及びベトナムの領有権主張国が、領有権を主張する当該海洋地勢の領海内通航に当たって事前許可あるいは通報を求める政策によって、航行の自由の権利を規制しようとする企図に対する挑戦である」と述べた。Triton Island (中建島) は、中国が1974年に2日間の海軍戦闘によって当時の南ベトナムから奪取して以来、その実効支配下にあるが、台湾とベトナムも領有権を主張している。

記事参照 : U.S. Destroyer Challenges More Chinese South China Sea Claims in New Freedom of Navigation Operation

<http://news.usni.org/2016/01/30/u-s-destroyer-challenges-more-chinese-south-china-sea-claims-in-new-freedom-of-navigation-operation>

【関連記事】

「米イージス艦の西沙諸島進入、中国国防部談話発表」

中国国防部は1月30日、要旨以下の談話を発表した。

- (1) 1月30日、米海軍の「カーティス・ウィルバー」イージス艦が中国の法律に違反し、中国の西沙領海に無断に進入した。中国の守島部隊と軍艦が即時に行動をとり、米軍艦に対し、識別を行い、離れるようと警告を発した。アメリカの行動は、嚴重な違法行為であり、関係海域の平和、安全と良好な秩序を破壊した。地域の平和と安定に不利である。中国国防部はこの行為を断固反対する。
- (2) 中国は1992年に「領海及び接続水域法」を公布した。外国の軍艦が我が国の領海に進入する場合、事前の許可を得なければならない。この規定は、国際法と国際的慣行と一致しており、世界の多くの国の法律とも同じである。1996年5月15日に、中国政府は「領海基線に関する声明」を発表した。中国大陸の領海の一部の基線と西沙諸島の領海基線を公表した。アメリカがこれらの事実を承知の上で、軍艦を中国の領海に勝手に進入させたのは、故意的な挑発行動である。アメリカの如何なる挑発行動に対し、中国軍はすべての必要な措置をとり、国家の主権と安全を断固維持する。

記事参照：国防部新聞發言人楊宇軍就美国軍艦擅自進入我西沙領海發表談話

http://news.mod.gov.cn/headlines/2016-01/30/content_4638189.htm

1月25日「空母の脆弱化阻止のための米海軍の取り組み—米専門家論評」(The National Interest, Blog, January 25, 2016)

米シンクタンク、The Center for the National Interestの上席研究員、Harry J. Kazianisは、米誌The National Interestの1月25日付ブログに、“Can the U.S. Navy Stop Aircraft Carriers From Becoming Old ‘Battleships?’”と題する論説を寄稿し、最近の空母の脆弱性を減少させる米海軍の取り組みを紹介し、要旨以下のように述べている。

- (1) 現在、アメリカの戦闘力のシンボルである空母は、あらゆる方面からの批判に晒されている。ある人は、現在の空母戦闘群は酷使され、非常に疲れ切っているという。他の人は、最新の空母を追加配備することはコストが高過ぎるという。中国、ロシア、そしてイランの対艦兵器によって、空母は脆弱になったという人もいる。更には、現在の空母航空団は、将来の戦争を戦うには航続距離が足りないという人もいる。こうした批判を要約すれば、アメリカの戦力投射の至高のシンボルは、今後必要不可欠な強化措置が施されなければ、やがては往年の「戦艦」になりかねないであろう、ということに尽きる。
- (2) これら全ての課題を解決するためには、時間、経費、技術的進歩、そして最も重要な政治的意志が必要であろう。しかし、現在、既に空母を効果的な戦力として維持していくための措置が取られている。その良い例は、大西洋での演習中の2015年12月16日、空母、USS *Dwight D. Eisenhower* 搭載のMK 53 Decoy Launching System (DLS) から発射されたデコイ、MK234 Nulka のテストである。MK234 Nulka は、対艦ミサイルに対抗するために開発されたもので、既に数年前から他の戦闘艦に搭載されている。陸上、海中そして上空からの精密誘導対艦ミサイルの脅威に晒されている空母へのMK234 Nulka の搭載は、時宜に合ったアイデアである。MK234 Nulka は、発射されると、実際のターゲットからミサイルを引き離すために、大型船ほどの大きさのレーダー反射断面を形成する。ミサイル防衛システムやその他の防御プラットフォーム

ームなど、空母護衛のための他のシステムと組み合わせれば、空母は、現在世界中に拡散しつつある多くの対艦兵器に対して、大きな優位性を維持する可能性があるように思える。MK234 Nulka は、オーストラリアとアメリカの共同開発である。USS *Dwight D. Eisenhower* は、MK234 Nulka を搭載した 2 番目の空母だが、海洋において MK234 Nulka を成功裡に発射した最初の空母となった。

- (3) しかし、MK234 Nulka は、マッハ 10~12 の速度でターゲットに降下してくる、中国の DF-21D 対艦弾道ミサイルのような、最高レベルの対艦兵器に対しても機能するのだろうか。筆者 (Kazianis) が 2012 年に、RAND 研究所の Roger Cliff に、SM-3 などの他の様々なタイプの対抗手段が DF-21D に対してどのように機能するのかを問うた時、以下の回答を得た。
- a. 中国が弾道ミサイルによる米海軍戦闘艦に対する攻撃を成功させるためには、まず目標とする艦を探知し、攻撃したい軍艦のタイプ (例えば空母) であるかを確認し、ミサイルを目標艦に発射できるように、その正確な位置を測定し (例えば、当該艦は 1 時間前に衛星画像を撮った位置から 25 カイリも離れた場所に移動しているかもしれないので、1 時間前の衛星画像は恐らく役に立たない)、そして発射ミサイルに中間軌道の最新情報を提供しなければならない。最終的に、弾頭は、目標艦をロックオンし、それに向かって飛行していかなければならない。
 - b. こうした複雑な “kill chain” は、その途上で相手側に敵ミサイルの攻撃を無力化できる多くの機会を提供してしまう。例えば、目標艦を探知するために使用される超水平線レーダーを妨害したり、騙したり、また破壊したりすることができる。予測可能な軌道を進む画像衛星が艦隊上空を通り過ぎる時に、煙幕や他の視界を遮る手段を講じることができる。中間軌道の最新情報を電波で妨害することができる。そして、ミサイルがターゲットをロックオンした際、追尾装置を電波で妨害したり、あるいは騙したりすることができる。
 - c. しかしながら、これら全ての措置が実際にどのように機能するかを事前のテストで知ることは不可能である。例え中国が実物の戦闘艦に対するミサイル攻撃実験を行っても、それは米海軍戦闘艦があらゆる対抗手段を駆使する実際の戦闘環境下で実験したことにはならないであろう。実際の戦闘環境では、誰かが驚いたり、失望したりする可能性があるが、その誰かを事前に知る術はない。
- (4) 米海軍における空母の重要性を考えれば、そして既に次世代空母に多大の資金を投入していることを考えれば、ワシントンは、空母を公海における「シッピング・ダック」にしないために、あらゆる手段を講じなければならない。MK234 Nulka システムや、接近阻止/領域拒否 (A2/AD) 環境を突破し、攻撃できる長距離無人攻撃プラットフォームの開発、配備など、最近の各種の取り組みは、空母の有用性を高めるとともに、その脆弱性を減少させることになるだろう。

記事参照 : Can the U.S. Navy Stop Aircraft Carriers From Becoming Old 'Battleships'?

<http://nationalinterest.org/blog/the-buzz/can-the-us-navy-stop-aircraft-carriers-becoming-old-15014>

1 月 29 日「オバマ政権の『再均衡化戦略』に欠けているもの—米専門家論評」(The Diplomat, May 23, 2015)

米イェール大学の The China Center 上席研究員、Graham Webster は、1 月 29 日付の Web 誌、The Diplomat に、“Asia Pivot: Does the US Need to ‘Rebalance Harder’?” と題する論説を寄稿し、

オバマ政権が2011年にアジア地域における再均衡化戦略を打ち出したものの、以後の政策には明確なビジョンと首尾一貫性が欠けていたとして、戦略国際問題研究所（CSIS）の報告書を例に挙げて、要旨以下のように述べている。

- (1) オバマ米大統領は政権最終年に入り、いわゆるアジア太平洋地域に対する再均衡化戦略がこの地域に対するアメリカの外交政策における同政権の主要な特色になるであろうことが、次第に明らかになってきている。しかしながら、議会の要請で国防省がCSISに委託した報告書が2016年1月に公表されたが、この報告書*は、「再均衡化戦略には一貫して混乱が見られ、その実行には懸念が残る」と結論づけ、混乱がアジア太平洋地域の政府や大衆だけに留まらず、むしろ米政府部内に広がっている、と述べている。驚くべきことに、同報告書は、「再均衡化戦略やそれに関連する事項について述べた、米政府の文書は全くない」とも指摘している。
- (2) CSISの報告書は、オバマ政権やブッシュ前政権の元高官が中心となって纏めたものである。CSISの報告書を読めば、オバマ政権のアジア外交政策ビジョンは不明瞭で確信に満ちたものではないが、その方向性は間違っていないことが分かる。この報告書の核心的メッセージは、アメリカは特に軍事面においてより強力に再均衡化を進める必要がある、ということである。報告書の筆者らは、アメリカのアジア太平洋地域における「核心的利益」は「米国民や同盟国の安全を護る」、「貿易や経済的機会を拡大する」、そして「普遍的な民主主義の規範を支持する」ことにある、という伝統的な前提に基づいて論を進めている。彼らは、「アジア太平洋地域の台頭を管理するためには、関与、抑止そして再保障を総合した政策が必要である」としているが、中国に対する「封じ込め」については明確に否定している。しかしながら、この報告書に示された提言の一部は、北京から見れば、中国封じ込めと見えるかもしれない。最初に示されている提言には、「同盟国やパートナー諸国の能力、回復力そしてインターオペラビリティを強化する」、「アメリカの軍事プレゼンスを維持し、拡大する」ことが含まれている。更に、東南アジアの海洋における同盟国やパートナー諸国間の協力と能力の強化、そしてそのための資金援助の増大も提言されている。そして「中国の強まる高圧的姿勢」を指摘した上で、筆者らは、この地域における米海軍水上戦闘艦のプレゼンスを強化することを主張している。また、彼らは、東シナ海や南シナ海における情報収集、監視及び偵察活動面での条約上の同盟国との「共同行動」を提唱している。CSISの報告書が、報告書で提言した諸施策に対する、予想される中国からの反応にほとんど配慮していないことは、驚くべきことである。報告書は、アメリカが「中国との間で信頼醸成と危機管理を強化する」ことを勧告してはいるが、アメリカと同盟国の軍事努力が大幅に強化されるようになれば、中国軍部や政府指導者が感じるようになるかもしれない不安感の増大については、ほとんど懸念していないようである。ある意味で、こうした配慮の欠如は、再均衡化戦略自体に見られる概念の曖昧さによる当然の結果であるといえよう。
- (3) CSISの報告書の筆者らが言う「明確で、首尾一貫した戦略」なしに、防衛専門家は、能力の強化や効果的な抑止力を当然のこととして提唱する。再均衡化戦略が保証する事項の一部は、防衛、経済及び外交分野における、そしてアメリカが域内諸国との間で持つ多様な関係における、アメリカの諸活動をその実現のために統合すべきものであった。オバマ大統領が2011年11月、「アメリカはアジア太平洋地域の大きいなる可能性に着目している」と述べた時、周囲の観察者は当然ながら、十分に調整され、十分に根回しされた諸政策の優先順位を期待した。しかし実際には、これらの諸政策が政府当局者の発言の中で言及されることはあっても、アメリカのイニ

シアチブと域内の多様な対応措置が相互にどう関連するかについては、明確にされることはなかった。CSIS の報告書や最近数年間のその他の議論の中で求められてきた首尾一貫性とは、実際には、防衛、経済及び外交分野におけるアメリカの政策努力が如何に相互に関連しているか、そして究極的には、今日、中国によって引き起こされつつある大きな変化や不確実性にこれらの諸政策がどう対応していくのか、ということについて我々自身が語り得る論理を求められているのである。オバマ大統領は 2017 年 3 月までに「インド洋・アジア太平洋地域におけるアメリカの国益を推進するための総合的な戦略」を策定することを求められているが、実際問題として、オバマ政権には、新たな統合されたビジョンを示したり、行動に移したりするだけの時間は残されていない。もしオバマ政権がアジア太平洋地域政策における実績を残したいのであれば、大統領は、この問題を次期政権に委ねるのではなく、2011 年以來、多くの者が待ち望んできたことを直ぐに実行すべきである。

記事参照 : Asia Pivot: Does the US Need to 'Rebalance Harder'?

<http://thediplomat.com/2016/01/asia-pivot-does-the-us-need-to-balance-harder/>

備考* : Full Report

Asia-Pacific Rebalance 2025: Capabilities, Presence, and Partnerships

An Independent Review of U.S. Defense Strategy in the Asia-Pacific

http://csis.org/files/publication/160119_Green_AsiaPacificRebalance2025_Web_0.pdf

CSIS, January 19, 2016

Study directors: Michael Green, Kathleen Hicks, and Mark Cancian

Team leads: Zack Cooper and John Schaus

Abridged Report

http://csis.org/files/publication/160119_Green_AsiaPacificRebalance2025_Abridged_Web.pdf

2 月 2 日「『航行の自由』作戦が目指すべき正しい方向—米専門家論評」(Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, February 2, 2016)

米シンクタンク、CSIS の Gregory Poling 研究員は 2 月 2 日、CSIS の The Asia Maritime Transparency Initiative に、“South China Sea FONOP 2.0: A Step in the Right Direction” と題する論説を寄稿し、今後アメリカが南シナ海で「航行の自由」作戦を実施していく上で目指すべき方向について、要旨以下のように述べている。

- (1) 米海軍のミサイル駆逐艦、USS *Curtis Wilbur* は 1 月 30 日、西沙諸島南端の Triton Island (中建島) 周辺 12 カイリ以内の海域を航行した。米国防省の「航行の自由 (FON)」作戦計画による、最近数カ月で 2 度目の FON 作戦である。今回の FON 作戦は、一部から不満の声が聞かれたが、2015 年 10 月 26 日の南沙諸島の Subi Reef (渚碧礁) 周辺を航行した USS *Lassen* の FON 作戦よりは大幅に改善されていた。前回の FON 作戦に当たって、オバマ政権の一番の関心は、北京を必要以上に刺激しないように、USS *Lassen* の航行をあまり目立たせないことであったようである。政府当局者は数日間、この FON 作戦について誰も口にしなかった。その結果、USS *Lassen* の FON 作戦の目的を巡って様々な憶測を呼んだ。実際、政府がこの FON 作戦の概要と目的について公式に発表したのは (カーター国防長官のマケイン上院軍事委員長宛書簡)、作戦実施から 2 カ月も経ってからであった。

- (2) 対照的に、国防省は、今回の FON 作戦については数時間以内に声明を出した。国防省は声明で、Triton Island（中建島）周辺 12 カイリ以内を無害通航したこと、そして今回の FON 作戦が過剰な海洋権限の主張、即ち領海通航に当たって事前通報を求める中国、台湾及びベトナムの政策に対する挑戦であったことを確認した。つまり、事前通報なしの無害通航であった。そして重要なことは、最近の FON 作戦の計画立案がこの作戦の特徴である法的明確さと非政治的性質を重視していることである。岩か島かといった、Triton Island（中建島）の国際法に基づく法的性格は明確（ほぼ間違いなく岩）で、満潮時でも海面上にあり、この周辺には FON 作戦の実施やその意味合いを複雑にするような、領海などの海洋権限を生成する他の海洋地勢は存在しない。対照的に、Subi Reef（渚碧礁）は低潮高地で、しかもどの国にも占拠されていない岩の 12 カイリ以内に位置する。このため、Subi Reef（渚碧礁）はこの岩の領海に取り込まれているのかどうか、そうだとすれば、Subi Reef（渚碧礁）の 12 カイリ以内を無害通航することを法的に求められるのか、といった法的曖昧さがあった。前回の USS *Lassen* の FON 作戦に関して、カーター国防長官は、「我々は、・・・アメリカの選択肢を維持するために、想定されるどのようなシナリオにおいても合法的な方法で FON 作戦を実施する。如何なる国も、国連海洋法条約などの国際法に反して、島や埋め立てによって造成した海洋地勢の周辺海域における航行の自由を規制することができない」と述べている。しかしながら、カーター長官は、より重要な疑問、即ち、一体、何故 Subi Reef（渚碧礁）で FON 作戦を実施したのか、ということに答えていない。もしアメリカが中国による無害通航規制に挑戦しようとしたのであれば、議論の余地のない固有の領海を生成する、あるいは近隣の海洋地勢の領海に取り込まれている、中国が占拠する海洋地勢が南沙諸島には他に 5 つある。一方、もしアメリカが特定の海洋地勢が領海を生成する権利を有するとの主張に挑戦するのであれば、Mischief Reef（美濟礁）だけが、領海を生成しないことが明確な中国占拠の唯一の海洋地勢である。それにも関わらず、Subi Reef（渚碧礁）が選ばれたのは、一つには同礁を取り巻く法的曖昧さが、政府が何に対して異議申し立てをしているのかを正確に説明することを避けることができ、従って誤解を招く論議を避けることができるということであったのであろう。
- (3) かつて FON 作戦の計画立案に関わった経験を有する、Jonathan Odom 海軍中佐によれば、FON 作戦は常に慎重な法的検討を経て実施されており、特定の海洋に関する過剰な権利の主張に対して、アメリカが何故、どのようにして異議を申し立てるのかということについて正確に明らかにするため、可能な限り透明性をもって説明されてきた。それにもかかわらず、最近の FON 作戦は多くの論議を呼び、オバマ政権は必要以上に慎重になっている。結局のところ、事前通報なしの無害通航は、南シナ海での今後の FON 作戦における明確なメッセージにはならない。むしろ、無害通航に明確に違反する活動をしながら、Mischief Reef（美濟礁）の 12 カイリ以内の海域を航行すること、そしてそうすることでアメリカは原初形状が暗礁であった海洋地勢に 12 カイリの領海を認めないことを誇示することは、人工島造成問題の核心を突くことになろう。それは、人工島周辺海域における航行の自由を規制しようとする中国の企図に異議を申し立てるためには、非常に効果的な方法であろう。
- (4) 国防省が今回、FON 作戦の舞台を南沙諸島から西沙諸島に移したことは、失望させるものであった。そして、一部の国は、西沙諸島周辺に設定した中国の違法な直線基線などの主張に異議を申し立てるのではなく、単に無害通航を実施しただけに終わったことに、不満を感じているかもしれない。FON 作戦を効果的なものにするためには、FON 作戦は、最終的には如何なる、

そして全ての過剰な海洋に対する権利主張に異議を申し立てるものでなければならず、また定期的に、そして過剰に政治問題化せず実施しなければならない。もし米政府が南シナ海において今後も頻繁に FON 作戦を実施していくのであれば、南シナ海における中国とその他の領有権主張国による、海洋に対するあらゆる過剰な権利主張に異議を申し立てるために、多様な FON 作戦を実施していく必要がある。

記事参照 : South China Sea FONOP 2.0: A Step in the Right Direction

<http://amti.csis.org/south-china-sea-phonop-2-0-a-step-in-the-right-direction/>

【関連記事 1】

「『航行の自由』作戦、アメリカはもっと明快なメッセージを発信すべし—米専門家論評」(Foreign Affairs.com, February 8, 2016)

米シンクタンク、The Center for a New American Security の上席研究員、Mira Rapp-Hooper は、米誌、Foreign Affairs の Web サイト、Snapshot に 2 月 8 日付けで、“Confronting China in the South China Sea” と題する長文の論説を掲載し、アメリカは「航行の自由」作戦に当たって、より詳細な情報を公表することによって、それが発信すべきメッセージを一層明快なものにするるとともに、多国間の協議メカニズムの構築を目指すべきとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 米海軍のミサイル駆逐艦、USS *Curtis Wilbur* は 1 月 30 日、台湾とベトナムも主権を主張し、現在中国に占拠されている、南シナ海の Triton Island (中建島) 周辺 12 カイリ以内の海域を航行した。2015 年 10 月以来、2 度目の「航行の自由 (FON)」作戦で、FON 作戦は、アメリカと東南アジアの多くの国が過剰と見なす中国の海洋における権利主張に対抗するものであった。しかし、多くの専門家が不手際と見なした、前回の USS *Lassen* による FON 作戦とは異なり、今回の FON 作戦は、北京と国際世論に対して明確な法的メッセージを発信するものであった。今回の FON 作戦はまた、ベトナムを始め域内各国がアメリカの FON 作戦を支持していることを明らかにした。言い換えれば、ワシントンは、南シナ海において強固な支持基盤を持っているということである。
- (2) 人工島の造成は国際法で禁じられているわけではないが、中国が南シナ海の自国占拠地勢に小規模の軍事基地を建設しており、これは合法的基準を逸脱している。特に、人工島周辺に領海と領空を設定することは、国連海洋法条約 (UNCLOS) で認められていない。こうした過剰な海洋における権利主張に対抗するために、長年、FON 作戦が実施されており、その多くはアジアで行なわれてきた。2015 年 10 月の USS *Lassen* による FON 作戦が行われるまでは、南沙諸島での事例は多くなかった。国防省の発表によれば、今回の USS *Curtis Wilbur* による FON 作戦は、Triton Island (中建島) 周辺 12 カイリ以内の海域を無害通航した。従って、今回の FON 作戦の目的は、領海や領空という中国の新しい海洋における権利主張に対抗するものではなく、前回と同様に、中国、台湾及びベトナムを含む世界の少数の国だけが要求している航行の事前通報要求に再び対抗するものであった。
- (3) ワシントンが FON 作戦によって発信するメッセージをより一層効果的なものにするためには、更なる措置をとる必要がある。
 - a. まず、アメリカは、ASEAN 加盟 10 カ国間の協力に基づいた、航行の自由に対する長期的な多国間アプローチを進めなければならない。例えば、ASEAN 拡大国防相会議に合わせて開催される会議などで、アメリカと東南アジアのパートナー諸国は、航行の自由に違反する情

報を共有し、そうした違反に対する対応を調整すべきである。こうした会議を通じて、航行の自由の問題に関する定期的な多国間協力が制度化されることになるだろう。

- b. フィリピンが提訴した仲裁裁判所の判決は、2016年半ばにも判決が下されると予想されている。恐らく、仲裁裁判所はフィリピンに好意的な裁決を下すであろう。仲裁裁判所は、南シナ海における中国の権利主張の多くを違法とするであろう。そして中国は、ほぼ間違いなく判決には従わないであろう。北京が判決に従わないということは、アメリカにとって法の支配に対する域内各国の支持を結集するまたとない外交キャンペーンの機会となるだろう。国務省は、こうしたキャンペーンを前もって準備しておかなければならない。そして国防省は、そのような事態になったら、外交キャンペーンを補強する FON 作戦を実施しなければならない。
- c. アメリカが南シナ海で定期的な FON 作戦を実施するのであれば、国防省は、FON 作戦に関してより頻繁に、詳しい報告をすべきである。米政府当者は四半期に 2 回、南シナ海で FON 作戦を実施するとしているが、現在のところ、FON 作戦に関する唯一の公表データは簡単な年次報告しかない。国防省は、半年毎か、あるいは四半期毎に、南シナ海でのアメリカの活動に関する情報を定期的に公表すべきである。例えば、FON 作戦の法的側面に関する一般的な情報、即ち、事前通報を求める国に対抗した FON 作戦は何回あったのか、あるいは領海に関する過剰な権利主張に対抗した FON 作戦は何回か、といったことについて明らかにする必要がある。こうした情報を公表することによって、ワシントンは、FON 作戦に関する明快で、一貫したメッセージを発信できるとともに、アメリカの活動に対する域内諸国と米国内の支持を得やすくなるだろう。
- d. 最後に、オーストラリアや日本などのアメリカの条約上の同盟国が南シナ海でより定期的に活動するようになるにつれ、これら諸国との間で、哨戒活動の実施に関して調整するためのメカニズムを構築すべきである。南シナ海での哨戒活動と対抗すべき過剰な海洋の権利主張に関する情報を共有することによって、ワシントンとその同盟国は、北京と域内全体に、首尾一貫した合法的で規範的なメッセージを発信することができる。
- (4) アメリカの FON 作戦は、過剰な海洋の権利主張に対抗して定期的に実行される合法的な活動であり、力を誇示するものではない。FON 作戦は、それ自体で南シナ海への侵出を拡大する中国を阻止することはできない。それでも、FON 作戦が発信する明快なメッセージと多国間の支持は、侵出阻止に向けた不可欠の措置である。

記事参照：Confronting China in the South China Sea

<https://www.foreignaffairs.com/articles/china/2016-02-08/confronting-china-south-china-sea>

Foreign Affairs.com, February 8, 2016

【関連記事 2】

『航行の自由』作戦、ソフトとハードの 2 つの特質—ベイトマン論評』（The Strategist, February 9, 2016）

オーストラリアの The Australian National Centre for Ocean Resources and Security (University of Wollongong) の専門研究員、Sam Bateman は、Australian Strategic Policy Institute の Web 誌、The Strategist に 2 月 9 日付で、“Stirring up the South China Sea” と題する論説を寄稿し、南シナ海における「航行の自由」作戦に見る「ソフト」と「ハード」の 2 つの特質について、

要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカは 1 月 30 日、2 度目の「航行の自由 (FON)」作戦を実施した。米海軍ミサイル駆逐艦、USS *Curtis Wilbur* は 1 月 30 日、西沙諸島の自然に形成された海洋地勢、Triton Island (中建島) 周辺 12 カイリ以内の海域を航行した。西沙諸島に対しては、台湾とベトナムも主権を主張しているが、現在中国が占拠している。今回の FON 作戦の目的は、前回より明確であった。前回の USS *Lassen* による FON 作戦は、重要な海上交通路が通る南沙諸島の係争海域で中国が造成した人工島周辺海域を航行したことで論議を呼んだ。今回の FON 作戦は、前回に比べて、「ソフト」な FON 作戦であった。「ソフト」というのは、米海軍が定期的実施しているほとんどの FON 作戦のように、あまり挑発的でない定期的な FON 作戦という意味である。
- (2) FON 作戦に関する米国防省の Web サイトによれば、米海軍は 2014 年中に、中国を含む 19 カ国に対して FON 作戦を実施した。中国に対する FON 作戦の目的は、中国の過剰な権利主張、即ち、「過剰な直線基線、EEZ 上空に対する管轄権、中国の管制空域に入る意図を持たないで中国の防空識別圏 (ADIZ) を通過飛行する外国航空機に対する規制、そして EEZ 内における外国艦船の調査活動を違法とする国内法」に対抗することであった。同じような目的による FON 作戦は、2009 年以降毎年実施されている。USS *Curtis Wilbur* による今回の FON 作戦は、西沙諸島周辺で中国が主張している直線基線、及び中国の領海通航の事前通報要求の 2 つの過剰な主張に対抗するものであった。そして、今回の FON 作戦は、自然に形成された海洋地勢に沿った海上輸送路を航行する、「ソフト」なものであった。西沙諸島を通航する船舶は、西沙諸島の各地勢の 12 カイリ以内を航行している。数年前、筆者 (Bateman) が大型コンテナ船に同乗して香港からマレーシアのポート・クランに航行した時、このコースを航行した。この時、他の商船も、同じコースを航行していた。長年に亘り、アメリカを含む各国の軍艦も、中国によって挑発されることなく、恐らくこのコースを航行してきた。このコースは北の広州と香港から南のシンガポール海峡に向かう定まった航路であり、中国はこれまで、この航路を規制しようとはしなかった。対照的に、前回の USS *Lassen* による FON 作戦は、「ハード」な (即ち、比較的挑発的で論議を醸した) FON 作戦といえる。何故なら、USS *Lassen* は、「人工的に造成された島」周辺の係争海域を通航する権利を誇示するために、定まった航路から故意に離れた海域を航行したからである。
- (3) USS *Curtis Wilbur* による今回の FON 作戦の特異点は、作戦自体というよりは、むしろアメリカが FON 作戦を喧伝したことにある。これまでの FON 作戦は大々的に喧伝されることはなかった。今回の FON 作戦を喧伝することによって、アメリカは、南シナ海問題を際立たせようとしたと見られる。注目されるのは、今回の FON 作戦の 2 日後に、ハリー・ハリス太平洋軍司令官が、南シナ海における中国の領有権主張に対して強固に対応いくと語ったことである。また、国防省は作戦実施直後の声明で、今回の FON 作戦が航行の自由を制限する、中国、台湾およびベトナムの過剰な主張に対抗するものであったと述べた。しかしながら、台湾とベトナムに言及してはいるが、現在 Triton Island (中建島) を占拠している中国が南シナ海におけるアメリカの FON 作戦の主たる対象であったことは明らかである。今回の FON 作戦の法的性格に疑問の余地がないために、中国の反応は、前回よりも弱く、USS *Curtis Wilbur* の航行に直接挑戦しなかった。
- (4) 最後に、今回の FON 作戦は、オーストラリアにとってどのような意味を持つか。一方で、オーストラリアは、オーストラリア海軍艦艇による南シナ海での確立された作戦行動、特に南シナ

海の沿岸諸国が主張している過剰な直線基線に基づく拡張された領海を通航する、随時実施される海軍艦艇による哨戒活動で、事実上の FON 作戦である、The Operation Gateway を継続していかなければならない。これらは「ソフト」な活動である。しかしながら、他方で、オーストラリアは、「ハード」と見られるかもしれない活動を実施することによって）これらの活動をエスカレートさせたり、如何なる特定の主張国を対象としたりしてはならず、かつこれら主張国に対して自国の活動を過度に喧伝すべきでもない。このようなことは、南シナ海における緊張を高めるだけである。

記事参照 : [Stirring up the South China Sea](http://www.aspistrategist.org.au/stirring-up-the-south-china-sea/)

<http://www.aspistrategist.org.au/stirring-up-the-south-china-sea/>

2月16日「中国、西沙諸島の永興島に対空ミサイル配備」(Fox News.com, February 16, 2016)

米 FOX ニュースは2月16日、ImageSat International (ISI) の画像から、中国が西沙諸島の永興島 (Woody Island) に、地対空ミサイルランチャー8基からなる2個中隊をレーダーシステムとともに配備したことが分かった、と報じた。画像によれば、2月3日から14日までの間に、2個中隊が配備されたと見られる。西沙諸島では米海軍が1月末に「航行の自由 (FON)」作戦を実施したばかりで、その際、中国は対応措置をとると言明していた。永興島 (Woody Island) には、台湾とベトナムも領有権を主張している。

米政府当局者は、衛星画像から、配備ミサイルは HQ-9 (紅旗 9) 対空ミサイルシステムと見られると語った。HQ-9 対空ミサイルは、ロシアの S-300 対空ミサイルに酷似しており、射程は約 200 キロである。

記事参照 : [Exclusive: China sends surface-to-air missiles to contested island in provocative move](http://www.foxnews.com/world/2016/02/16/exclusive-china-sends-surface-to-air-missiles-to-contested-island-in-provocative-move.html)

<http://www.foxnews.com/world/2016/02/16/exclusive-china-sends-surface-to-air-missiles-to-contested-island-in-provocative-move.html>

Satellite Image: Images of the Woody Island beach on Feb. 14 (left) and Feb. 3.

<http://www.foxnews.com/world/2016/02/16/exclusive-china-sends-surface-to-air-missiles-to-contested-island-in-provocative-move.html>

Satellite Image: Suspected missile deployment on Woody Island. February 14, 2016

<http://www.bbc.com/news/world-asia-china-35592988>

【関連記事 1】

「中国の永興島への対空ミサイル配備、中国による南シナ海軍事化の始まり—米専門家論評」(The National Interest, Blog, February 17, 2016)

米誌、The National Interest の防衛担当編集長、Dave Majumdar は、2月17日付の The National Interest のブログに “Look Out, America: China's Missile Deployment Is Only the Beginning” と題する論説を寄稿し、中国の Woody Island (永興島) への HQ-9 (紅旗 9) 対空ミサイルの配備は南シナ海支配に向けての北京の努力を新たなレベルに引き上げるものであるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) Woody Island (永興島) には 1956 年から約 1,000 人の中国人が居住しているが、ベトナムと台湾も領有権を主張している。2月16日に FOX ニュースが初めて報じた、HQ-9 (紅旗 9) 対

空ミサイルの永興島への新たな配備は、この地域における中国軍の防空能力を大幅に増強するものとなろう。ロシアの S-300 防空システムに酷似した、HQ-9 は、広大な空域を事実上飛行禁止空域する能力を持っている。米空軍の F-22 Raptor、F-35 統合攻撃戦闘機そして B-2 ステルス爆撃機だけが、それぞれ滞空時間は異なるが HQ-9 対空ミサイルの覆域内で安全に飛行することができよう。

- (2) HQ-9 対空ミサイルは、ロシアの S-300P と同様に（部分的にはこのミサイルを基にしている）、射程約 200 キロ、高度 3 万メートルまでの飛行目標を攻撃できる。しかしながら、ロシアと中国のシステムには、大きな相違がある。The Claremont and George C. Marshall Institute's Missile Threat project*によれば、中国のシステムは、米軍の Patriot ミサイル防衛システムからの技術を取り込んでいる。更に、米ロのミサイルシステムとは違って、HQ-9 はアクティブの電子捜査の位相配列レーダー技術を使用しているとの情報もある。前出の Missile Threat project によれば、中国は、イスラエルから取得した Patriot システムを基に、HQ-9 の技術の多くを開発したという。そうだとすれば、HQ-9 の誘導システムは Patriot システムをモデルとしている可能性がある。従って、HQ-9 が Patriot システムの“track-via-missile”による誘導方式を採用しているとすれば、HQ-9 の迎撃体は突入してくるミサイルを直撃するように飛翔することになる。Patriot システムと同様に、HQ-9 は、目標に近接して弾頭が作動するか、あるいは目標に直撃するかのいずれかであろう。いずれの方法でも、突入してくる目標は破壊されるか、その軌道から外れる。
- (3) 中国の永興島へのミサイル配備ニュースは、南シナ海の軍事化の中止を求めるオバマ米大統領に速報された。オバマ大統領は 2 月 16 日の米・ASEAN 首脳会談後の記者会見で、「我々は、係争海域における更なる埋め立て、新しい建造物の構築そして軍事化の中止を含む、南シナ海における緊張緩和の具体的措置を検討した。航行の自由は守らなければならない。また合法的な通商活動が妨害されてはならない」と強調した。南シナ海の軍事化の中止を求めるオバマ大統領の主張を無視した、北京の HQ-9 の配備は、恐らく（北京による南シナ海の軍事化の）始まりに過ぎないと見られる。中国は、南シナ海における領有権主張を強化するために、そして西太平洋の外側に米軍を押し出すという目標を達成するために、南シナ海に散在する海洋地勢の軍事化を推進していく意図を持っているようである。それらは、中国の現出しつつある接近阻止/領域拒否 (A2/AD) 戦略を構成するものである。

記事参照 : Look Out, America: China's Missile Deployment Is Only the Beginning

<http://nationalinterest.org/blog/the-buzz/look-out-america-chinas-missile-deployment-only-the-15236>

備考* : The Claremont and George C. Marshall Institute's Missile Threat project

<http://missilethreat.com/defense-systems/hongqi-9-hq-9/>

【関連記事 2】

「永興島へのミサイル配備、中国外交部記者会見」(中国外交部、2016 年 2 月 18 日)

中国外交部の洪磊報道官は 2 月 18 日の会見で、永興島へのミサイル配備について、要旨以下のよう述べた。

- Q. ケリー米国務長官は 2 月 17 日、永興島へのミサイル配備について、中国側に真剣な対話を求めると言ったが、どう思うか。

- A. まず強調しておきたいのは、西沙諸島は中国の固有の領土であるということである。中国は数十年来、西沙諸島に各種の国土防衛施設を配備してきた。今回のミサイル配備は、何も新しいことではないし、いわゆる南シナ海の軍事化とも何ら関係がない。
- Q. 中国国防부는 2月17日、何年も前から永興島に海空防衛施設を設置してきたと述べた。中国は、永興島に紅旗9 (HQ-9) ミサイルを配備したのか。
- A. 先に言ったように、中国は数十年来、西沙諸島に国土防衛施設を設置してきた。これは、中国の主権の範囲内のことであり、道理に適っており、合法である。
- Q. 最近のワシントンでのセミナーで、米国防省高官やEU代表部の高官が中国はフィリピン提訴の仲裁裁判所の判決を尊重すべきであると発言しているが、これについてどう思うか。
- A. 彼らは国連海洋法条約 (UNCLOS) を読んだことがあるのだろうか。フィリピンが一方的に提訴した仲裁裁判を受け入れないという中国の立場は、十分な国際法上の根拠がある。中国は、2006年にUNCLOSに加盟して以来、UNCLOS第298条に基づき、領土主権、及び海洋権限と海洋権益の問題に関する如何なる仲裁手続きも受け入れないという、除外宣言 (中国語: 排除声明) *を提出している (2006年8月)。我々はこの立場を堅持する。実際、世界で30余カ国は、除外宣言を提出している。

南シナ海問題について、フィリピンが一方的に仲裁裁判に訴えることは、裏切り行為である。何故なら、第1に、国際慣行に従えば、仲裁裁判への提訴は全ての関係当事国の合意によって初めて可能になるものである。第2に、フィリピンは、中国との2国間対話と交渉を通じて関係諸問題を解決することに合意している。第3に、フィリピンも署名した「南シナ海における行動宣言 (DOC)」に、南シナ海を巡る紛争は関係主権国家間の直接協議と交渉によって解決すべきと規定されており、フィリピンの提訴はDOCの規定に違反している。第4に、フィリピンは南シナ海問題の平和的解決のためにあらゆる政治的、外交的手段を駆使してきたと主張しているが、事実と反している。フィリピンの一方的提訴は、南シナ海における中国の主権及び海洋権限と海洋権益を否定する狙い以外の何物でもない。

記事参照：2016年2月18日外交部发言人洪磊主持例行记者会

http://www.fmprc.gov.cn/web/fyrbt_673021/jzhsl_673025/t1341558.shtml

備考*：除外宣言 (中国語: 排除声明) とは、UNCLOS第298条に基づく声明である。第298条に規定する、「選択的適用除外宣言」では、宣言の対象になる紛争事項とは、歴史的湾若しくは歴史的権原に関する紛争、大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争、海洋境界画定に係る紛争、軍事的活動あるいはEEZにおける沿岸国の法執行に関する紛争、国連安保理が任務を遂行している場合の紛争がある (第298条第1項)。条約加盟国は、上記紛争のうち1または2以上の紛争について、第三者による調停手続きを受け入れないことを書面によって宣言することができると定めている。

【関連記事3】

「永興島への対空ミサイル配備、その戦略的重要性—CSIS 専門家論評」(Asia Maritime Transparency Initiative, CSIS, February 18, 2016)

米シンクタンク、CSISの上席副会長 Michael Green、上席顧問 Bonnie Glaser、研究員 Zack Cooper は、CSISのWebサイト、Asia Maritime Transparency Initiativeに、2月18日付で、“Seeing the Forest through the SAMs on Woody Island” と題する論説を寄稿し、中国による Woody Island (永興島)

への対空ミサイルの配備は注目すべき戦術的出来事だが、それ以上に重要な戦略的シグナルの発信であるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 戦術的に見れば、永興島に配備された HQ-9 (紅旗 9) ミサイル中隊は、200 キロの覆域内を飛行する航空機を目標とすることができる。これは、ベトナムや台湾も領有権を主張している、西沙諸島の大半をカバーする。こうした防空システムは、人民解放軍の接近拒否戦略の中核となるものである。衛星画像が示す係争島嶼における中国の対空ミサイルの配備は、西沙諸島の軍事化に向けた注目すべき進展を示している。何故なら、対空ミサイルの配備によって、中国の接近拒否の傘が中国本土から南シナ海に向けて大きく延伸されることになるからである。また、永興島には、防空用に 2,700 メートルの滑走路、レーダー及び航空機格納掩体が整備されてきた。永興島から発進した人民解放軍の戦闘機は HQ-9 ミサイルの射程よりもはるかに大きな行動半径を持つ。更に、戦闘機は、実際の戦闘行為に及ぶことなく、西沙諸島周辺上空を飛行する外国航空機の上空の飛行の自由に挑戦することができるであろう。移動式対空ミサイルシステムは滑走路よりも脆弱ではないが、永興島への対空ミサイルの配備は、地域の軍事バランスを根本的に覆すものではない。
- (2) しかしながら、永興島への対空ミサイルの配備は、2 つの理由から注目すべき戦略的出来事である。第 1 に、配備は、中国の指導者が南シナ海の海洋地勢を軍事化しつつあることを示している。そして第 2 に、最近の歴史は、南沙諸島における係争中の海洋地勢における中国のやり口がしばしば 1956 年の占拠以降の永興島でのそれを真似ていることを示しており、従って、いずれ戦略的により重要な南沙諸島の海洋地勢でも、同じように軍事化するかもしれないことを示唆しているからである。近年、アメリカは、南シナ海における「埋め立て、建造物の構築そして軍事化」を中止するよう繰り返し求めてきた。しかし、中国当局は、「中国は、自国の領土内に防衛施設を配備する正当性と法的権利を有する」と主張してきた。習近平主席は 2015 年 9 月に、南沙諸島を「軍事化する意図はない」と言明した。しかしながら、これまでの衛星画像が示しているように、中国は南シナ海に散在する海洋地勢における埋め立て、建造物の構築そして軍事化を継続している。
- (3) 今後、どのような展開が予想されるか。永興島は、南沙諸島の、特に Fiery Cross Reef (永暑礁)、Mischief Reef (美濟礁) そして Subi Reef (渚碧礁) における中国の開発モデルとなってきた。永興島への対空ミサイルの配備は、今後これらの海洋地勢にも対空システムが配備されるかもしれないことを示唆している。次の段階としては、抗堪化された航空機格納掩体、探知距離が長い超水平線 (OTH) 能力を持つより先進的なレーダー施設が含まれるかもしれない。更に、専門家が予測するところでは、南シナ海における中国占拠の海洋地勢への航空機、対艦巡航ミサイル部隊、水上艦艇、及び潜水艦による定常的なローテーション展開が始まるかもしれない。加えて中国の主権主張を一層強固なものにするために、北京は、1996 年に西沙諸島に設定したのと同じような領海基線を、南沙諸島にも設定するかもしれない。
- (4) 中国の行動は、北京の指導部が自国占拠の海洋地勢に接近拒否の傘と兵力投射能力の両方を兼ね備えさせようと意図していることを示唆している。中国占拠の海洋地勢は、紛争時には脆弱であることは確かだが、危機においては他の領有権主張国に対して睨みを効かせるに十分な強さを提供し、更には、不測の事態には伸びきって手薄になった米軍部隊にとって新たな重荷となるであろう。また、海洋地勢の軍事化は、中国がいずれ設定すると見られる南シナ海の防空識別圏 (ADIZ) を管制する上で有益となる。要するに、永興島への対空ミサイルの配備は、

その戦術的重要性よりは、配備が発信している南シナ海における中国の長期戦略に関するシグナルの方がはるかに重要なのである。

記事参照：Seeing the Forest through the SAMs on Woody Island

<http://amti.csis.org/seeing-the-forest-through-the-sams-on-woody-island/>

2月17日「中国は南シナ海の軍事化を止めない—米専門家論評」(The National Interest, Blog, February 17, 2016)

米誌 The National Interest の元編集長 Harry J. Kazianis は、2月17日付の The National Interest の Blog に、“China’s Genius Strategy in the South China Sea: Keep Calm, and Build On” と題する論説を寄稿し、アメリカが南シナ海で航行の自由作戦を継続しても、中国はそれに抗議しつつ、一方で南シナ海の軍事化を止めることはないであろうとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 米国防当局は、そしてオバマ大統領も、南シナ海におけるアメリカの行動に言及する際、「我々は、国際法が許すあらゆる場所において、飛行し、航行し、作戦行動をする。それには領空通過飛行も含まれる」と主張するのが常である。ここでの問題は、中国が（アメリカの言動に）無関心を装い、南シナ海での活動を継続することである。もし中国が賢明なら、そうするであろう。筆者（Kazianis）は、これを、“Keep Calm, and Build on Doctrine” と呼ぶ。
- (2) 筆者の私見では、現在までのところ、ワシントンと同盟国が懸念すべき危険なパターンが、この重要な海域一年間 5 兆ドルに上る海運が通航し、その内 1 兆ドルがアメリカ向けである一に現出してきている。米海軍は半ば公然と、南シナ海で新たに造成された人工島周辺海域において「航行の自由（FON）」作戦や上空飛行を実施している。この FON 作戦の狙いは、南シナ海やその上空の国際空域における航行と上空飛行の自由に挑戦する中国の如何なる試みも、アメリカは受け入れないという態度を明示することである。しかしながら、The Heritage Foundation の Dean Cheng が指摘するように、こうした FON 作戦は、「より重要な問題、即ち、環礁を完全な人工島に作り替え、その上でこれら人工島の周辺に領海と EEZ の海洋権限を主張することを、新しい慣習として確立しようとしている中国の試みに対処」するものではない。実際、北京は、新しい慣習の確立に向けて、アメリカの戦略における重要な欠陥を利用している。ワシントンは、海洋における航行の自由と上空飛行の自由という、伝統的な国際的原則を守護してきているが、オバマ政権は、支配的な大国を目指し、南シナ海を事実上領有しようとする、中国の目標を押し返そうとはしていない。一見すると、FON 作戦の実行は、南シナ海における中国の強圧的姿勢を押し返しているように見えるかもしれないが、それは全く間違いである。米 Hofstra University の Julian Ku は、「米海軍の FON 作戦の明示された法的目的は、軍艦の無害通航は事前通報を要求されないという、国際法に対するアメリカの（そして他の多くの国の）見解を認知させること」であり、南シナ海における中国の覇権的目標に直接対抗するものではない。その上で、Julian Ku は、「これら FON 作戦の秘かな戦略的目的は、域内の近隣諸国から中国を孤立させることにある」と正しく指摘している。この目的は価値あるものだが、ASEAN 諸国が受け入れなければ、有効ではない。
- (3) 今や、我々は、ワシントンが積極的に南シナ海における中国の支配を阻止しようとしていないことを知っている。航行の自由を護ると主張しているだけである。では、FON 作戦が実施された場合、中国がどう対応しているか。確かに、中国は、声高に非難はするが、その一方で、埋め立てを継続し、建造物の構築を続けている。北京は、南シナ海は中国の領域であるとしばし

ば声高に誇らしく宣言する一方で、新しく造成した人工島の軍事化を押し進め、中国の南シナ海に対する領有権主張の強化を目指している。その最近の明白な事例が、西沙諸島の永興島への HQ-9 対空ミサイルの配備である。

- (4) では、アメリカは何をすべきか。まずは FON 作戦を継続することである。しかしながら、アメリカがしていない、そしてできていないことは、南シナ海における威圧的な行動に対する代価を中国に強要する戦略を早急に開発することである。とはいえ、オバマ政権も終わりに近づきつつある現在、中国の耳に届く、新たな外交課題に取り組む政治的余裕がない。実際、もし北京が賢明であれば、南シナ海に対する領有権主張を強化するチャンスは、特により積極的な政権が登場する前の、今をおいてない。事実、我々は、最近の中国の動向にそうした兆候を見て取れる。筆者の見るところ、少なくとも今後数カ月間、アメリカは FON 作戦を継続し、中国はそれに抗議する。しかし、北京は南シナ海の軍事化を続ける。今後 1 年間の筆者の予測では、南シナ海における中国の防空識別圏 (ADIZ) の設定がある。こうした状況が、筆者の言う、“Keep Calm, and Build on Doctrine” である。

記事参照 : China's Genius Strategy in the South China Sea: Keep Calm, and Build On

<http://nationalinterest.org/blog/the-buzz/chinas-genius-strategy-the-south-china-sea-keep-calm-build-15242>

2 月 18 日「アジア諸国はハイテク戦争を遂行できるか—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, February 18, 2016)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) 准教授、Ahmed S Hashim は、2 月 18 日付の RSIS Commentaries に、“Can Asians Fight?” と題する論説を寄稿し、アジア諸国は最新世代の兵器取得に多大の投資をしてきたが、果たして複雑な現代戦闘を戦えるであろうか、その答えはまだ出ていないとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 19 世紀半ば以降、西欧の軍隊は先進的な軍事技術を整備し、アジアの国々はそれらに対抗できなかった。清朝中国による軍隊の近代化努力は、ほとんど解決不能な財政問題と官僚主義的怠慢の犠牲となった。清朝の事例は、明らかに社会の発展のレベルと軍事力の相関関係を示している。アジアでは日本だけが、西側を範とする軍事能力の整備に成功した。日本は、この能力を以て、清朝中国と帝政ロシアを打ち破った。アジア人は、より強い敵に直面した時、恐るべきゲリラ戦士となった。20 世紀の前半においてほとんど抗し難い西欧の軍事力に直面して、アジア人は正面から対抗すれば確実に敗北することを理解した。そこで、他の方法を見つけなければならなかった。植民地からの独立を実現するための現代アジアの戦争方式の偉大な実践者は、中国の毛沢東と林彪、ベトナムのホーチミン、グエン・ザップ及びチュオン・チン、そしてインドネシアのナスチオンで、彼らは新しい戦争方式、即ち、人民革命戦争を創造した。革命戦争は、以下の前提に立っている。
- a. 扇動的なイデオロギーを中核とした人民の総動員。アジア人は、組織力不足のために、19 世紀にはこれを実施できなかった。
 - b. 敵には強さと弱さがあり、そして弱者側にも強さと弱さがある。弱者は、強者の弱さに対して自らの強さをぶつけ、どんなことがあっても敵の強さを避けなければならない。
 - c. 敵は短期間で戦争を終わらせたいと望んでいるので、先端的戦力を集中する戦争を遂行する。弱者は、戦争を長引かせ、敵を疲弊させなければならない。

- d. ゲリラ戦は、敵を打ち破るための常備軍や通常戦力部隊を編成する努力と並行して実施される戦闘方式である。人民革命戦争の理論家と実践家の誰もが、ゲリラ戦だけで強者を打ち負かすことができるとは主張していない。
- (2) 独立達成後、一部のアジア諸国は、相互に通常兵器による戦争を戦った。それらには、印パ戦争、中印戦争あるいは中越戦争などの大規模な戦闘もあった。1950年代には、これら諸国は、第2次大戦当時の余剰兵器の処分に熱心だった西側諸国やソ連の単純な通常兵器で武装していた。これらの戦闘では、アジア諸国は戦術的に小部隊の運用には習熟していたが、大部隊の複雑な運動を伴う戦域レベルでの兵力運用には慣れていなかった。1960年代と1970年代には、より先進的な兵器の取得によって、運用面での技能の更なる弱点が明らかになった。運用面での技能の不十分さに、戦力の統合運用の欠如が重なった。戦力の統合は、戦場で戦闘戦力を総合的に運用する能力であり、歩兵、機甲部隊及び砲兵部隊の個々の能力の単純合計よりも、戦場でより大きい効果を発揮するための統合化の手段である。統合運用の失敗には、多くの理由があった。各戦闘兵種は、合同訓練や演習を行っていなかった。指揮官は、統合戦力の運用について教育も訓練も受けていなかった。歩兵が戦力の主力で、他の兵種の整備が十分ではなかった。また、中印間の国境地帯の山岳地形では、諸兵種統合の効果が発揮できなかった。
- (3) 近年、多くのアジア諸国は、ハイテク兵器で再軍備を進めてきた。これら諸国の最新兵器の取得は、専門家がアジアにおける軍備競争と称する程の規模である。多くのアジア諸国間の対立は深刻なものである。これらアジア諸国は、対立が紛争にエスカレートした場合、ハイテク戦争を遂行できるであろうか。この質問に対する答えは簡単ではない。何故なら、第1に、相互の能力を推測させるハイテク戦争は現在のところ生起していない。第2に、ハイテク戦争は、必要な人員を供給するために、そして最先端の武器の供給国への依存を回避するために、社会経済的発展が高いレベルにあることが必要である。第3に、アジア諸国のハイテク兵器の取得は、海軍と空軍の兵器が主体となっている。アジア諸国の多くが海軍と空軍の戦闘を習得しているかどうかは定かではない。米太平洋艦隊を除いて、アジアで最も恐るべき海軍力は日本の海軍力だけである。第4に、ハイテク通常戦争は、効果的に戦闘を遂行するためには、戦力の統合が必要である。アジアの主要国は統合の必要性を認識しているが、それが達成されているかどうかは定かではない。インドは統合の必要性について語るが、その軍隊は統合化されていない。中国人民解放軍は、驚異的な増強振りを示してきたが、重大な弱点に苦慮している。人民解放軍は、過去数年間、統合軍事演習を実施してきたが、この種の演習はしばしば事前に周到に準備されたもので、こうした演習が果たして本当に統合演習であるかどうかは疑問である。
- (4) アジア諸国の多くは戦闘能力を持っていることは確かだが、より高性能な最先端の軍事技術は、効果的な戦闘遂行能力を示す最良の指標でもなければ、それを保証するものでもない。

記事参照：Can Asians Fight?

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/02/CO16037.pdf>

3月1日「豪防衛白書が発信するメッセージ—ベイトマン論評」(RSIS Commentaries, March 1, 2016)

シンガポールのS.ラジャラトナム国際関係学院(RSIS)顧問、Sam Batemanは、3月1日付のRSIS Commentariesに、“Australia’s New Defence White Paper: Is It Achievable?”と題する論説を発表し、2月25日に公表されたオーストラリア防衛白書について、要旨以下のように述べている。

- (1) オーストラリアの新防衛白書は、オーストラリア防衛の包括的な長期計画を提示している。この長期計画における最大の勝者ともいえるべきは海軍で、12 隻の外洋型潜水艦、9 隻の新型フリゲートと 12 隻の外洋哨戒艦を取得する。また、航空戦力では、現行の 72 機の F-35A 統合攻撃戦闘機取得計画に加えて、15 機の P-8A 海上哨戒機、12 機の EA-18G 電子攻撃機及び 7 機 Triton 無人偵察機が増強される。陸軍は、新型装甲戦闘車両、河川戦闘能力及び新型武装偵察ヘリを取得する。国防軍の定員は 5,000 人増員される。白書は、こうした能力取得のために、新たに 299 億豪ドルを増額した新 10 年予算計画を提示しており、この計画の下、2020～2021 年度には国防予算が 424 億豪ドルに増大し、GDP の 2%に達する。
- (2) 白書は、米中関係がインド太平洋地域で最も戦略的に重要な関係であるとの認識を示し、2035 年までの長期展望の中で、現在の地政学的環境にはほとんど変化がないであろうと見ている。即ち、2035 年までアメリカは依然、卓越した世界的軍事大国であり続けるとしているが、一方で、この間における中国の国防支出がアメリカのそれを凌駕し、日本のそれを大きく上回るとの見通しも示している。もし見通し通りなら、アメリカは、特に世界の他の地域でもコミットメントを維持しているが故に、この地域で支配的な軍事大国であり続けることは難しいであろう。白書は、米中間の抗争と協調について若干の言及があるが、最大の問題、即ち、もしアメリカがアジアにおける現在の再均衡化政策を維持できなくなれば、米中関係がどうなるかということについては言及がない。白書は、オーストラリアの安全保障と国防計画の要として、アメリカとの同盟関係を深化させていくとし、この地域の安全保障に不可欠のアメリカの役割を支援していくとしている。また、オーストラリアの防衛装備取得費の約 60%が米国製装備の調達に充てられることから、アメリカとのインターオペラビリティの重要性を強調している。
- (3) 東シナ海と南シナ海に関する白書の記述は、中国の反発を買った。白書は、オーストラリアは南シナ海の人工島の軍事利用に反対するとともに、国際法に基づかない領有権主張と海洋権限の主張に反対する、と述べた。しかしながら、白書は、中国に対してそれほど強い脅威認識を示しているわけではない。むしろ、白書によれば、オーストラリアは、人的交流、軍事演習、そして人道支援や災害救助、更には海賊対処活動のような、相互の関心のある分野における実務的協力を強化することで、中国との防衛関係の発展を継続していくとしている。
- (4) 白書に見る最も大きな疑問は、特にオーストラリアの鉱物輸出価格の崩壊に起因するオーストラリア国家予算における歳入と支出危機に鑑みて、白書で提示された国防計画が達成できるかどうかである。経済成長鈍化の中で、対 GDP 比 2%までの国防支出の増大が可能というのは驚きだが、これは人件費と装備調達経費の実質増が経済成長より早いということを理解していない。例えば、現在の防空駆逐艦プロジェクトは、少なくとも 5 億豪ドルの予算超過になっている。また、これまでの防衛白書で提示された如何なる国防計画も計画通りに達成されたことがないということも、留意すべきである。白書に提示された国防計画の実現可能性に対するこうした疑問は、白書は達成すべき計画を提示するというよりも、政治的メッセージを発信することに狙いがあるのかという思いを強くする。当然ながら、こうしたメッセージは国内向けと国外向けであろう。国内向けとしては、特に海軍の建艦計画による雇用促進であろう。そして国外向けには、東シナ海と南シナ海における中国の高圧的な行動に対するオーストラリアの懸念を中国に明示するとともに、オーストラリアが同盟関係における負担を高めていることをアメリカに誇示することである。また、域内の友好国や同盟国に対する、より安全な地域の構築に向けた、オーストラリアのコミットメントの明確な誇示でもあろう。

記事参照 : Australia's New Defence White Paper: Is It Achievable?

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/03/CO16049.pdf>

[Full report: Australia Defence White Paper 2016](#)

<http://www.defence.gov.au/whitepaper/Docs/2016-Defence-White-Paper.pdf>

【関連記事】

「豪防衛白書、ASEAN と南シナ海—インドネシア人専門家論評」(RSIS Commentaries, March 8, 2016)

豪国防大学のインドネシア派遣研究員、Ristian Atriandi Supriyanto は、シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院(RSIS)の RSIS Commentaries に3月1日付で、“Australia’s 2016 Defence White Paper: ASEAN and the South China Sea” と題する論説を発表し、オーストラリアの2016年防衛白書について、中国を視野に入れた東南アジアの安全保障の視点から、要旨以下のように述べている。

- (1) オーストラリアの2016年防衛白書(DWP)は、オーストラリアの戦略的な関心が海洋東南アジアに向いていることを再確認している。2009年版と2013年版のDWPよりも、2016年版DWPの方が、南シナ海に対するオーストラリアの懸念をより明確に表明している。2016年DWPは、以下の3つの主要分野で、前2回のDWPに示された認識を継続している。
 - a. 第1に、オーストラリアの「戦略的な防衛上の関心領域」は、①オーストラリア北部領域と周辺の海上交通路の安全、②東南アジアと南太平洋に広がる周辺地域の安全、③安定したインド太平洋地域と法に基づく世界秩序、の3つである。この順序は、前2回のDWPと同じである。
 - b. 第2に、前2回のDWPと同様に、2016年DWPは、海洋戦略の重点を、オーストラリア北部領域に沿った海空域に置いている。この戦略の中核は海洋能力の強化で、特に「監視と海洋からの進入路の防衛に戦略的利点」を有する潜水艦が重視されている。
 - c. 第3に、前2回のDWPと同様に、2016年DWPも、「オーストラリアに対するあらゆる通常軍力による脅威の通路」になると見られる、「海洋東南アジア」が常にオーストラリアの安全保障にとって特に重要である、と強調している。
- (2) 一方、2016年DWPの記述が前2回のDWPと異なるのは、オーストラリアの「戦略的な防衛上の関心領域」は同じでも、その強調の度合いに差があることである。
 - a. 2016年DWPで強調されているのは前記の3つの内の2番目で、DWPは、「南東アジアとの、そしてこの地域を通じた海洋貿易へのオーストラリアの依存は、東南アジアへの我々の海洋進出と貿易ルートが、国際水域での海洋貿易の自由な流通を保障する航行の自由とともに、護られなければならないことを意味する」と述べている。
 - b. 2つ目の相違点は、2013年DWPは南シナ海紛争をオーストラリアの戦略的関心事としたが、2016年DWPでは率直な記述が特徴である。「オーストラリアは、南シナ海における領有権紛争でいずれにも与しないが、我々は、領有権主張国による埋め立て活動、特に中国の先例のない速さと規模の活動が域内の緊張を増大させていることを懸念している。」
 - c. こうした率直な記述が2016年DWPの3つ目の相違点、即ち、南シナ海における中国の過剰な海洋権限主張に対する「航行の自由作戦」の実行を含むオーストラリアの強固な対応と、中国の大規模な軍力近代化努力に対する予防的措置とに繋がっている。このことは、12隻

の潜水艦の取得、3 隻の防空駆逐艦の増強そして 9 隻の新型対潜フリゲートの取得を含む、ターンブル政権のオーストラリア海軍能力の「歴史的な近代化」を、完全ではないにしても、部分的に理由付けている。

- (3) 2016 年 DWP が北京の強い批判を招いたことは、必ずしも悪いニュースではない。より強いオーストラリアは、南シナ海紛争において中国と対峙する東南アジアに、より大きな梃子を与えることができる。東南アジアに対するオーストラリアの戦略的な関心は、防衛協力のためのより多くの機会を生む。「中級国家」としてのオーストラリアは、東南アジアにとって、アメリカのような超大国との関係よりも、あまり神経質になる必要のない防衛パートナーになり得るといえる。しかしながら、一方で、東南アジアは、オーストラリアの強固な対応が招来しかねない危険に気付いていなければならない。一部の ASEAN 加盟国の戦略的関心がオーストラリアのそれと一致しているとしても、ASEAN 全体としては、その団結を徐々に蝕むことになりかねない米中間の戦略的抗争に、より深く引き摺り込まれることには引き続き注意する必要がある。運用レベルにおいても、オーストラリアの強固な対応は、東南アジアの海洋安全保障に影響を及ぼしかねない。東南アジアは、オーストラリアと中国の間に挟まれて、南シナ海における中国とオーストラリアの海洋戦力間の致命的な誤算や偶発事案の影響を受ける、最初の地域となる可能性が高い。ASEAN は、オーストラリアの強固な対応に関して、航行の自由作戦に対する中国の予想される対応のシナリオを含め、それが紛争解決の手段であり続けるには、ASEAN として許容できる最大範囲が何処までかについて、オーストラリアと話し合うべきである。

記事参照：Australia's 2016 Defence White Paper: ASEAN and the South China Sea

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/03/CO16055.pdf>

3 月 4 日「米中戦争論を考える—米専門家論評」(The National Interest, Blog, March 4, 2016)

米誌、The National Interest の元編集主幹、The Center for the National Interest の客員研究員、Harry J. Kazianis は、The National Interest の 2 月 25 日付 Blog に、“Hell Cometh to Earth: Is a U.S.-China War Really Possible?” と題する論説を発表し、米中戦争論について、ある学者の論考を取り上げ、要旨以下のように論じている。

- (1) 米中間に戦争の可能性があるのか。この 10 年程、筆者 (Kazianis) は、この問題に様々な見解を持つ研究者らと一緒に研究を進めてきた。筆者はこの問題に関する幾つかの論考を推薦できるが、その中でも一番は、米ケンタッキー大学の Robert Farley 准教授が 2014 年 6 月 9 日付で The National Interest (電子版) に寄稿した、“Asia's Greatest Fear: A U.S.-China War” * と題する長文の論考である。Farley の論考は、「どのような一連の出来事が東アジアで戦争を引き起こすのか、そして戦争はどのようなものになるのか」という疑問に答えを出そうとするものである。Farley は、「本稿で、私は、作戦や戦術の細部に立ち入ることよりも、紛争が生起する前、紛争の最中、そして紛争後における米中双方の戦略目標を重視した」「米中間の戦争は、幾つかの東アジアの地政学的側面を変質させるであろうが、多くの重要な要素は不変であろう。不幸にも、米中間の紛争は、『最初の米中戦争 (“The First Sino-American War”)』として記憶されるだけかもしれない」と述べている。以下は、Farley の論考の幾つかの論点である。

- (2) 戦争はどのようにして始まるのか

- a. Farley は、双方の動向とそれに伴う双方の意思決定に関して幾つかの理論的仮説を設定している。「もし第 1 次大戦の歴史から何らかの示唆を得られるとすれば、中国軍は、先制攻撃を

行うか、あるいは恐らく第1撃を凌ぐために、アメリカが総動員をかける暇を与えないであろう。同時に、双方にとって、『青天の霹靂』の如き攻撃もないであろう。その代わりに、危機状態が幾つかの予期せぬ出来事を通じて徐々にエスカレートしていき、最終的に、ワシントンが、実際に戦争準備をしていると北京に思い込ませるような、米軍による一連の措置をとることになる。これらの措置には、空母打撃群の急派、欧州や中東からアジアへの戦力展開のシフト、そして太平洋への戦闘機部隊の移動などが含まれる。この時点で、中国は、対決するか、あるいは引き下がるか、いずれかの判断を迫られるであろう。」

- b. 中国が「対決する」と仮定した場合、経済がこの紛争における重要な要素となる。「経済面では、北京もワシントンも、双方に制裁を課し（アメリカの制裁は多国間協力による制裁になる可能性がある）、そして双方やその同盟国の資産を凍結することになる。このことは、環太平洋諸国や他の地域の国々の資本家や消費者にとって経済的痛みとなる。加えて、米中間に高烈度な戦闘が生起するかもしれないという脅威は、世界の海運を混乱させ、工業生産に深刻な打撃を与えることになる。」

(3) 米中双方の目標

- a. Farley は、アメリカの予想される狙いと目標を明確に示している。「アメリカは以下の戦争目標、即ち、①中国海軍の積極的な遠征作戦（抄訳者注：Farley の論説では、海軍による部隊の揚陸や、揚陸部隊に対する増強や補給）の打破、②海軍と空軍の攻撃能力の破壊、③中国共産党政権の不安定化、を追求するであろう。」
- b. そして「中国軍は以下の目標、即ち、①海軍の積極的な遠征作戦の実現、②可能な限り多くの米空軍や米海軍の前方展開戦力の破壊、③アメリカによる以後の介入を躊躇させるに十分な程の損害を強要、④東アジアにおけるアメリカ主導の同盟体制の攪乱、を追求するであろう。」

(4) どちらが勝つか。

- a. Farley は、論説では勝者を明示していないが、読者に対して「戦争は、艦上での降伏宣言への署名では終わらない。その代わりに、それは一方が打ち負かされ、憎しみを内に秘めて終わるが、それは次の戦争を準備することになる」と説明している。
- b. Farley は、米中にとってそれぞれの勝利の要件について、次のように述べている。「アメリカが勝利する最良のシナリオは、第1次大戦終了時のドイツ帝国の崩壊、あるいはフォークランド紛争後のアルゼンチンのガルチェリ軍事政権の崩壊に類似した事態が起こることであろう。中国海軍や空軍の主力部隊の壊滅を含む、戦争における屈辱的な敗北や、深刻な経済的損害は、中国共産党政権の統治能力を大きく弱体化させる可能性がある。しかしながら、これはかなり不確かな見通しであり、アメリカは、中国に新たな革命をもたらすような勝利を期待すべきではない。」
- c. 「中国が勝利するのは、どのような事態か。中国は、アメリカに対してその戦争目的の譲歩を強いるか、あるいはアメリカの行動を動機付け、正当化しているアメリカの同盟体制を崩壊させることによって、勝利宣言ができる。もし韓国、日本、台湾そしてフィリピンがこれ以上の戦闘継続を望まないようになれば、アメリカは戦争を継続することができない。これらいずれかの事態が実現するためには、アメリカの軍事力に対して、そして潜在的にはアメリカ経済に対して、深刻な打撃を与えることが必要であろう。」

- (5) 以下は、Farley 論考の興味深い記述である。「アメリカの敗北による国内政治へのインパクトは、予測し難い。アメリカは過去にも戦争に「負けた（“lost”）」ことはあるが、そうした敗北

は、概ねアメリカのグローバルな国益にとって特に死活的に重要でない地域における、交渉による紛争の解決によるものであった。アメリカの真の競争相手、特に軍事力も経済力も増大し続ける真の競争相手による大きな軍事的敗北を、アメリカ市民がどのように受け止めるかは定かではない。(中国との) 戦争を主導した大統領と政権与党は、少なくとも敗北ショックの直後の世論調査では、支持率の劇的な低下に直面することになる。」

(6) 真の危険：「戦争の窓 (“The Window for War”)」

米中間の将来的な紛争を懸念させる最大の要因は、東シナ海、台湾、南シナ海、北朝鮮、サイバー攻撃やサイバースパイ活動、宇宙空間での軍拡競争、そして経済的競合などの、一連の問題である。これらの問題はいずれも容易に解決できる状況にはなく、Farley が述べているように、「米中間の戦争の窓は、長期にわたって開いたままである可能性が高い」のである。幸いなことに、そこには楽観視できる余地もある。米中両国とも、グローバルな戦いになるであろう、戦争の結末を見たいとは思っていない。奈落を覗き込めば、対話と苦い妥協の必要性も理解できる。米中両国のリーダーが、緊張関係を長引かせる両国間の抗争には真の「勝者」など存在しないという、長期的な視野を持つことを期待しようではないか。

記事参照：Hell Cometh to Earth: Is a U.S.-China War Really Possible?

<http://nationalinterest.org/blog/the-buzz/hell-cometh-earth-us-china-war-really-possible-15404>

備考*：Robert Farley, “Asia’s Greatest Fear: A U.S.-China War,” The National Interest, June 9, 2014

<http://nationalinterest.org/feature/asia-flames-us-china-war-10621?page=show>

3月11日「インド海軍国際観艦式、その戦略的意味—RSIS 専門家論評」(RSIS Commentaries, March 11, 2016)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の Geoffrey Till 訪問研究員は、3月11日付の RSIS Commentaries に、“Riding Two Horses At Once: Wither The Indian Navy?” と題する論説を寄稿し、インドのヴィンチャカパトナム沖で最近行われた国際観艦式が発信するメッセージについて、要旨以下のように述べている。

- (1) インドは 2016 年 2 月に、インド東海岸のヴィンチャカパトナム沖で国際観艦式を実施した。50 カ国からの代表が出席し、艦艇は、フランスの多目的フリゲート FS Provence、中国の 2 隻の江凱級多目的フリゲート、日本の「まつゆき」型誘導ミサイル護衛艦、イランの軽フリゲート IS Alvand、アメリカの Ticonderoga 級巡洋艦 USS Antietam、及び英国の Type 45 防空駆逐艦 HMS Defender など、21 カ国の海軍艦艇を含む、70 隻以上が参加した。今回の観艦式は、The Indian ‘Bridges of Friendship’ International Fleet Review of 2001 の拡大版として企画され、United through Oceans が主題であった。式典を通じて、各国海軍同士の連帯感、そして海賊対処やテロ対処などの共通の脅威に対する協力の必要が強調された。
- (2) 今回の観艦式では、各国海軍同士の連帯感の誇示以外に、政治的、戦略的メッセージを発信する狙いがあったことは疑いない。即ち、それは、インド海軍が最近数年間の困難な状況から立ち直りつつあるということである。海軍の当初の取得計画は、予算不足もあって大幅に遅れた。その結果、例えば潜水艦部隊の縮小や海軍用ヘリの大幅不足といった、艦隊の主力戦力の重大な欠陥が表面化していた。観艦式は、困難な時期が克服されつつあることを誇示するものであ

った。観艦式にはインド海軍の最近の原潜 *INS Arihant* は参加しなかったが、誘導ミサイル駆逐艦 *INS Kolkata* や対潜フリゲート *INS Kamorta* などの最新戦闘艦の参加が、それを裏付けるものであった。モディ首相は 'Make in India' を重視してきたが、参加艦艇の大部分が最新型で、しかも国産であった。海軍外交の展開においては、今後の建艦計画も重要な意味を持つ。インド海軍は、潜水艦建造計画を含め、現在 40 隻以上の艦艇をインド国内の造船所で建造中であり、これは世界で最も野心的な建艦計画の 1 つである。この中には、新たに 2 隻の空母建造が含まれており、最初の空母は世界最古の現役空母 *INS Viraat* に替わるもので、6 万 5,000 級の 2 番艦は、アメリカとの提携で最新の電磁気航空機発射システム (EMALS) を備えた原子力推進空母となる。観艦式が発展中のヴィンヤカパトナムで行われたことも重要であった。1968 年以降、西部艦隊の母港で、原子力艦が停泊できる唯一の港でもある。同港は、東に面しており、インドの 'Look (Act) East' 外交にとって重要な基地である。

- (3) 明らかにインドは、ルールに従うのではなく、ルールを創る国になりたいと願っている。この面で、インド海軍にとって重要な課題の 1 つは、中国に対してインドの海軍力を十分に意識させると同時に、インド洋地域の他の海軍小国に対して、インド海軍の強化がこれら諸国にとって脅威とならないこと保証することである。インド海軍は、新しいドクトリン、**Ensuring Secure Seas: Indian Maritime Security Strategy** を公表した。この戦略は、インド海軍の達成すべき将来展望を示したものであり、少なくとも今回の観艦式から判断すれば、それを実現する合理的な可能性がある。しかしながら、将来的なインド海軍力の強化が、インド太平洋における他の海洋利害関係国によって受け入れられるかどうかは、未だ定かではない。

記事参照：Riding Two Horses At Once: Wither The Indian Navy?

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/03/CO16056.pdf>

3 月 17 日「南シナ海への米空母打撃の展開—中国人専門家論評」(China US Focus.com, March 17, 2016)

中国南京大南海研究協同创新中心研究員、劉海洋は、Web 誌、China US Focus に 3 月 17 日付で、“Implications of U.S. Carrier Strike Group Deployment in South China Sea” と題する論説を寄稿し、米空母空母打撃群の南シナ海への展開について、中国人専門家の視点から要旨以下のように論じている。

- (1) 米海軍の発表によれば、USS *John C. Stennis* 空母打撃群は 3 月 1 日から 6 日まで、南シナ海で通常の作戦行動を行った。但し、空母打撃群を構成するどの戦闘艦も、中国の占有海洋地勢の周辺 12 カイリ以内を航行する、いわゆる航行の自由作戦を実施しなかったという。とはいえ、空母打撃群の展開は、アジア太平洋地域に強い警戒心を生み、その狙いや、域内の平和と安定に及ぼすインパクトについて懸念を残した。
- a. まず関心を引くのは、米軍事力の展開が異常ともいえるメディア報道を伴っていることである。ほとんど広報しなかった過去の任務と違って、米海軍の報道官、匿名の軍当局者そして軍事専門家などは、作戦の前後に大量の情報を発信した。注意深く企図されたメディア報道は、この地域におけるアメリカの軍事プレゼンスに対する認識を高めることを狙って、アメリカはこの「作戦」が喧伝されることを望んでいたことを示している。
 - b. もう 1 つの問題は、作戦実施の時期である。米軍が南シナ海における中国占有の海洋地勢周辺海域に艦艇や航空機を派遣して以来、この地域の緊張が高まっている。アメリカが主張するように、「中国は、その過剰な海洋権限主張を護るために、南シナ海を軍事化しつつある」と見ら

れるような状況下で、空母打撃群の展開による力の誇示はこの地域の緊張を高めるであろう。中国の国内政治の課題設定を決める重要な 2 つの会議（第 12 期全国人民政治協商会議第 4 回全体会議と第 12 期全国人民代表会議第 4 回全体会議）が、終了したばかりの時期であった。このような重要な時期に、空母打撃群を展開させることは、政治的に挑発的の行為と見られる。アメリカは通常の作戦行動であると強調するが、それは説得力のあるものではない。

- (2) 現在、アメリカは、「アジアへの軸足移動」政策の一環として、戦闘艦艇や航空機の 60% をアジア太平洋地域に展開させる途上にある。そしてより重要なことは、南シナ海において中国が占有する海洋地勢の周辺海域への最近の米海軍戦闘艦の侵入行為に見るように、その行動が次第により挑発的で敵対的になってきていることである。中国がどう対応するかは、アメリカの意図と行動に大きく左右されよう。もしアメリカが南シナ海において通常ではない軍事プレゼンスの強化を推し進めようとするれば、この地域の緊張を高める根源的な要因となろう。アメリカが南シナ海を「カリブ海化（“Caribbeanizing”）」しようとする兆候が強まっていることは、南シナ海における中国の占有海洋地勢における防衛施設建設の必要性和緊急性を高めている。一方、もし米軍艦艇や航空機が国際法を遵守して行動するのであれば、航海の自由作戦の実施は、国連海洋法条約（UNCLOS）の下で全ての国に保証されている。しかしながら、UNCLOS には、他国の領海を通航する軍艦の「無害通航」を含む諸活動について明確な規定がない。40 カ国以上の国の国内法は、外国軍艦に対して、領海に進入する前の事前通告か、あるいは事前許可を求めている。もしアメリカが域内の海洋紛争に介入する口実として「航海の自由」を利用しようとするのであれば、それは根拠なき行為といわざるを得ない。

記事参照：Implications of U.S. Carrier Strike Group Deployment in South China Sea

<http://www.chinausfocus.com/peace-security/implications-of-us-carrier-strike-group-deployment-in-south-china-sea/>

3 月 18 日「フィリピン国内 5 カ所の空軍基地を米軍拠点に、米比両国合意」(The Diplomat, March 19, 2016)

Web 誌、The Diplomat の共同編集長、Prashanth Parameswaran は、3 月 19 日付けの The Diplomat に、“A Big Deal? US, Philippines Agree First ‘Bases’ Under New Defense Pact” と題する論説を寄稿し、米比両国が 3 月 18 日、2014 年 4 月に調印した軍事協力協定に基づいて、フィリピン国内 5 カ所の空軍基地を米軍拠点にすることに合意したことについて、要旨以下のように述べている。

- (1) 米比両国は 3 月 18 日、ワシントンでの戦略対話で、フィリピン国内の 5 カ所の空軍基地を米軍拠点とすることで合意した。米比両国は 2014 年 4 月に、新たな軍事協力協定、The Enhanced Defense Cooperation Agreement (EDCA) に調印し、フィリピン国内基地へのローテーションによるアクセスに合意していた。2016 年 1 月には、フィリピン最高裁が EDCA を合憲との判断を示していた。今回合意された 5 カ所の空軍基地は、①Antonio Bautista Air Base、②Basa Air Base、③Fort Magsaysay、④Lumbia Air Base、⑤Mactan-Benito Ebuena Air Base である。
- (2) 今回の合意は、米比両国の安全保障利益を促進することになろう。ワシントンにとって、これら基地へのアクセスが可能になることで、アジア太平洋地域への「再均衡化」戦略を進める上で、これまで以上に多くの部隊、艦船及び航空機のより頻繁なローテーション展開が可能になる。フィリピンにとって、アジアで最弱の軍備を強化する上で、アメリカからのより多くの能力構築支援が得られるであろう。

- (3) 今回合意された5カ所の空軍基地の内、Antonio Bautista Air Baseは、フィリピンと中国を含む、6カ国の領有権主張が重複する南シナ海中央部の南沙諸島に近い、パラワン島のプエルトプリンセサにある。また、Mactan-Benito Ebuena Air Baseはセブ沖のマクタン島にあり、2013年11月の台風被害救援の支援センターになった基地である。Basa Air BaseとFort Magsaysayは中国の艦船が居座って実効支配しているScarborough Shoal（黄岩島）を睨む、ルソン島にある。Lumbia Air Baseはミンダナオ島に所在する。なお、これら基地へのアクセスには、米比両国による施設の建設から防衛装備の事前集積までの活動も含まれている。

記事参照：A Big Deal? US, Philippines Agree First ‘Bases’ Under New Defense Pact

<http://thediplomat.com/2016/03/a-big-deal-us-philippines-agree-first-bases-under-new-defense-pact/>

3月28日「中国の永興島への対空ミサイル配備の政治的、戦略的意味—米専門家論評」(China Brief, The Jamestown Foundation, March 28, 2016)

米シンクタンク、RANDの上級研究員、Timothy Heathは、Web誌、China Briefに、3月28日付で、“Beijing Ups the Ante in South China Sea Dispute with HQ-9 Deployment”と題する論説を寄稿し、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国が最近西沙諸島のWoody Island（永興島）にHQ-9対空ミサイルを配備したことは、南シナ海における中国の態勢強化のための最新の措置である。軍事的には、西沙諸島へのHQ-9対空ミサイルの配備は、永興島周辺空域に対する中国の制空能力を強化する。平時における最も直接的な戦術的効果は、西沙諸島周辺を飛行する米海軍のP-3やP-8哨戒機など、米軍の監視偵察機の安全を脅かすことである。中国は以前から、米軍の監視偵察飛行に抗議し、米軍機を阻止するため戦闘機を出撃させてきた。HQ-9やS-300などの対空ミサイルを沿岸域や、西沙諸島などの係争中の島礁に配備することは、中国が米軍の監視偵察飛行を不快に思っていることを示す、威嚇的な手段となる。また、西沙諸島に対空ミサイルを平時に配備することは、南沙諸島における中国占拠の海洋地勢の軍事化の前例となる。中国は今後、南沙諸島の係争中の海洋地勢に兵器や、艦艇、航空機などのプラットフォームを徐々に導入しながら、西沙諸島に展開する兵器システムの規模を拡大していくと見られる。中国は、こうした軍事化の拡大を正当化するために、アメリカや域内の他の国々による、幾多の軍事活動を論うかもしれない。しかし、中国による軍事化の真の効果は、対立する係争国に対する中国の軍事的優位の着実な強化であり、同時に海洋地勢に対する中国の支配を阻止しようとするアメリカやその他の国に対して、介入の代価を釣り上げることであろう。
- (2) 南シナ海における紛争の場合、HQ-9対空ミサイルや同種のシステムを西沙諸島、海南島、本土南西海岸そして恐らく南沙諸島に配備することは、これら空域に対する中国の制空能力を強化することになる。Type 052C（旅洋Ⅱ級ミサイル駆逐艦）やType 052D（旅洋Ⅲ級ミサイル駆逐艦）にHQ-9対空ミサイルを搭載すれば、防空域を拡大し、敵航空機に対する大きな脅威となる。より大規模な紛争生起の場合、西沙諸島や南沙諸島、あるいはその他の島嶼に配備された装備は、敵の攻撃に対して非常に脆弱であることは事実である。例えば、南沙諸島の海洋地勢は、ベトナムが配備する射程600カイリのP-800ミサイルなどの、地上配備型巡航ミサイルの覆域内にある。また、遠隔の海洋地勢の限られた地積は、HQ-9対空ミサイルの移動能力を無用なものにしている。しかし、これらの海洋地勢に配備されたミサイルを攻撃することは、

中国が自国領と見なす海洋地勢に対する攻撃となり、その攻撃自体が事態をエスカレートさせる危険を孕んでいる。

- (3) 永興島への HQ-9 対空ミサイルの配備自体は、南シナ海の空域に対する中国の制空能力を漸進的に増強するだけである。その射程は海南島には届かず、広大な南シナ海の空域の一部をカバーしているだけである。ミサイルによる最も直接的な脅威は、その射程内を飛行する航空機、主として米軍の監視偵察機に対するものである。中国は長年に亘って、こうした監視偵察飛行の合法性を認めていないが、挑発的行為に及ばない監視偵察機を撃墜するようなことはしないであろう。しかしながら、南シナ海において米軍部隊を巻き込む軍事対峙を伴う危機が生じた場合、中国がその決意を示すために敢えてリスクを冒そうとすれば、危険は大きい。米軍指揮官は、アメリカの決意を示し、情報を収集することの重要性と、対空ミサイルの射程内を飛行することによる危険性とを、比較秤量しなければならない。有事でなくても、重要な政治的、戦略的意味がある。対空ミサイルの配備は、アメリカやその同盟国からの非難にもかかわらず、南シナ海での成果を確実なものにするという中国の決意を示すものである。北京は、南シナ海の中国が占有する海洋地勢での構築物の構築や軍事化の「停止」を求める、アメリカの要求を断固として拒否してきた。同じように、中国は、どれだけ多くアジア諸国が憤っても、死活的に重要な海洋空間の支配を追求するという北京の決意を阻止できないということを誇示しようとしていると見られる。合同哨戒や仲裁裁判所による仲裁過程の支援といった国際的圧力の構築を目指す、アメリカの努力は中国の行動に対する正しい対応である。しかしながら、北京を思い止まらせるに十分な国際的圧力の適正レベルを見極めることは、極めて困難である。

記事参照：Beijing Ups the Ante in South China Sea Dispute with HQ-9 Deployment

http://www.jamestown.org/programs/chinabrief/single/?tx_ttnews%5Btt_news%5D=45233&tx_ttnews%5BbackPid%5D=25&cHash=e9f246d40f3a3d101a34463f399907c4#.VwYmW61f3IU

2. インド洋・太平洋地域

1月4日「インド・太平洋地域における『公共財としての海洋』構想—インド人専門家論評」(The National Maritime Foundation, January 4, 2016)

インドのシンクタンク、The National Maritime Foundation (MNF) 理事長、Dr. Gurpreet S. Khurana は、1月4日付のMNFのWeb上に、“Common Public Good at Sea: Evolving Architecture in the Indo-Pacific Region”と題する長文の論説を寄稿し、要旨以下のように述べている。

- (1) 「公共財としての海洋 (‘Common Public Good (s) at Sea’: CPGS)」という概念は、主としてインド・太平洋地域におけるアジアからアフリカ東岸に至る海域における安全と安全保障という文脈で捉えられてきた。世界経済の重心が東方に移るにつれ、海洋を主体とするこの地域の特性が重要性を増し、それに伴って、海洋領域における安全保障と安定が重視されるようになってきた。本稿は、概念としてのCPGSを理解し、インド・太平洋地域の情勢の中でそれを検証し、この地域に出現しつつあるCGPSアーキテクチャーを考察するものである。
- (2) 「公共財 (‘public good (s) ’)」なる用語は経済学で馴染みのものだが、著名な経済学者、Paul

Samuelson が 1954 年の論文で、『公共財』とは、ある個人が一定の財を消費しても、それが他の人々の同じ財の消費を妨げない、全て人が共通に享受できる財」と定義している。従って「公共財」は、非排他的な集合財である。海洋領域でいえば、「灯台」が「公共財」の最も良い例で、どの船も港と安全な水域に導かれる。人間が多種多様な活動を行う世界の海洋の大部分は、どの一国の法律にも規制されない「国際的な中間領域（‘international medium’）」である。このような中間的水域は、外国の沿岸域や沖合での偶発的な事案の際に人道的任務を遂行する海洋部隊に対して、国境を越えたアクセスを可能にしている。海洋部隊は、公海あるいは外国の沿岸域を問わず、こうした人道的任務を遂行する一方で、これら部隊の当該自国にとって「外交政策の手段」として価値ある機能を果たしていることに注目する必要がある。従って、現代的文脈から、CPGS を定義すれば、「当該自国の外交政策上の目的を果たすとともに、海洋という世界的な共通財における秩序と法的規範を促進するという当該自国の国際的コミットメントを果たすために、海洋部隊によって実施される手段」といえるかもしれない。しかしながら、海洋は、地球上で最も無秩序で危険な領域となっている。こうした海洋領域における状況を識別し、安全を確保し、そして活動を定常化することは、海軍大国に属する部隊を含め、海洋部隊にとって侮り難い課題である。

- (3) 地理的に見れば、インド・太平洋地域は、海洋が支配的な地勢である。こうした地理は歴史を越えて「不変」だが、いわゆる「アジアの台頭」と、それに伴う域内での海洋経済活動は、域内各国と域外の利害関係国に CGPS 概念を強く意識させることになった。伝統的に、あるいは冷戦後から比較的最近まで、世界的な、そして特にインド・太平洋地域における CGPS は、時にアメリカの「同盟国とパートナー諸国」の海軍力によって支援された、アメリカの海軍力によって提供されてきた。しかしながら、長期的に見れば、インド・太平洋地域が CGPS の提供を単一の国家（あるいは「一枚岩的な」西側諸国）に依存することは、域内諸国にとっても、またアメリカを含む世界的な利害関係国にとっても好ましくないかもしれない。域内国にとっても、また域外の利害関係国にとっても好ましい、変化の兆しが見られる。
- (4) インド・太平洋地域に出現しつつある CGPS アーキテクチャー

a. 第1層

アメリカにとって、インド・太平洋地域への CGPS の提供は、2010 年代に入って、「アジアにおける再均衡化」という国家戦略概念と相まって、以前よりも一層重視されている。アメリカはこの地域の CGPS を「定常的」に提供してきたし、また今後当分の間、CGPS の提供において「主役」であり続けるかもしれないが、より長期に亘って、安全保障の「唯一」の提供者であり続けることはなさそうである。インド・太平洋地域では、この地域全域で地政学的、経済的そして軍事的関与を増大しつつある、新たな大国や中級国家が出現しているからである。地政学的かつ軍事戦略的な理由から、中国は、CGPS の主たる提供者の座を巡って、アメリカと競合しそうである。しかしながら、2012 年の中国の防衛白書のタイトル、「中国軍の多様な運用」に見られるように、中国が CGPS を「戦争以外の軍事作戦 (MOOTW)」として異なった解釈をしていることは留意しておくべきである。

b. 第2層

米中間の競合が間もなくこの地域の CGPS 構造の第1層となるかもしれないが、その他の中級国家はそれを補い、第2層を形成しそうである。これには、オーストラリア、インドそして日本が含まれる。これら中級国家は、アメリカとの同盟関係やパートナーシップから多大

の恩恵を被ってきたが、米中間の抗争に巻き込まれることに対するヘッジとして、協調するであろうと見られる。第 2 層は、欧州連合（EU）によっても補完されるであろう。EU は既に、海賊対処部隊（EUNAVFOR）による Operation Atalanta を通じて、インド洋における CPGS を定常的に提供してきた。

c. 第 3 層

他の中級国家やその他の関係国も、いずれインド・太平洋地域における CPGS 提供者の列に加わるために連携すると見られ、これがこの地域の CPGS アーキテクチャーの第 3 層を形成することになる。潜在的中級国家としては、インドネシアとイランが含まれる。インド・太平洋地域の CPGS に潜在的に貢献できると見られるその他の国としては、南アフリカ、パキスタン及び湾岸協力会議（GCC）加盟国がある。これら諸国は、高い技能を持った専門的な海洋戦力を持っており、この地域の CPGS に貢献することができる。

- (5) インド・太平洋地域のための CPGS アーキテクチャーは、「非排他的な海洋安全保障アプローチ」によるべきである。長期的に見れば、特定の選ばれた域内国と域外国による地域安全保障と安定のためのアーキテクチャーは、この地域と世界的な安全保障にとって望ましいものではない。CPGS に対する努力は、インド・太平洋地域が全体として集団的に取り組む必要があり、それにはインド洋沿岸諸国と西太平洋諸国が含まれなければならない。インド・太平洋の地域の「全て」の国が CPGS のために「余力」を確保することを期待するのはあまりに野心的で非現実的であるかもしれないが、例え小国でも自国沿岸域を警備し、捜索救難（SAR）の責任を果たすに十分な能力を備えるようになれば、この地域の集団的 CPGS 努力に相応の貢献をすることができるであろう。多国間機構と大国及び中級国家の努力は、これら小国のこうした「能力構築」に向けられる必要がある。

記事参照：Common Public Good at Sea: Evolving Architecture in the Indo-Pacific Region

<http://www.maritimeindia.org/View%20Profile/635875578606062366.pdf>

1 月 11 日「尖閣諸島周辺海域に出現した中国の武装公船、その意味—米海大専門家論評」（The Diplomat, January 11, 2016）

米海軍大学研究員、Ryan D. Martinson は、1 月 11 日付の Web 誌、The Diplomat に、“Deciphering China’s Armed Intrusion Near the Senkaku Islands” と題する論説を寄稿し、2015 年 12 月 26 日に尖閣諸島海域に現れた中国海警局の武装公船の戦略的意味について、要旨以下のように述べている。

- (1) 2015 年 12 月 26 日に尖閣諸島周辺海域に中国海警局の武装公船が現れた。この武装公船、「海警 31239（CCG31239）」*は、元々海軍戦闘艦として建造されたもので、艦齢は 20 年を超えるが、2015 年夏、同型艦 2 隻とともに中国海警局に移管され、上海総隊に配属された。中国の海洋法令執行機関は、多くの旧海軍艦艇を保有している。実際、その一部は既に尖閣諸島周辺海域に現れているが、これらの旧海軍艦艇はこれまで全て曳船、潜水艦救難艦あるいは砕氷船などの補助艦艇であった。しかし、「海警 31239」は旧フリゲートであった。（抄訳者注：「海警 31239」は元「江衛 I 型（035H2G）」ミサイル・フリゲートで、基準排水量 2,250 トン、速力 27 ノット。海警局移管時に 100mm 砲、対艦ミサイル、対空ミサイル、対潜ロケットは撤去されたが、艦橋前部の左右及びヘリコプター格納庫上部の左右に装備された 37mm 連装機関砲は存置された。）従って、中国海警局の基準からすれば、「海警 31239」は非常に高速であるだけでなく、軍艦として戦時における砲撃やミサイル攻撃からも生き残ることができるように設計

され、海軍の基準に基づいて建造されている。中国海警局公船は、新造段階から同じような残存性の基準に適合することを求められてはいない。従って、「海警 31239」は、尖閣諸島周辺海域で生起するかもしれない如何なるチキンゲームにおいても優位に立てる性能を持っている。更に、「海警 31239」は、高度なセンサーや通信機器を装備していることは確実で、これらは他の海警局公船が通常装備している民需レベルの機器よりも優れている。従って、「海警 31239」は、その哨戒海域における海洋情勢識別能力を高めることになる。

- (2) しかし、「海警 31239」に関して、注目すべきは同船の乗組員かもしれない。同船は中国海警局の特別の職員によって運航されている。実際、彼らは中国海警局生え抜きの職員である。2013年半ばに中国海警局が創設される前は多くの異なる海洋法令執行機関があり、それらの中で近隣諸国が重視していた機関は中国漁政と中国海監であった。尖閣諸島周辺海域、Scarborough Shoal (黄岩島) 周辺海域、そして南沙諸島海域に定期的に巡視船を派遣していたのは、中国漁政と中国海監だけであった。中国漁政と中国海監はともに文民機関で、特に中国海監は中国の海洋の最前線で最も活動的であった。中国海監の職員は制服を着用し、小火器の訓練を受けており、一部は軍出身者である。中国海監は 2008 年、海洋における「権益擁護」のために 3 個の部隊を編成した。この部隊は、外国船舶との折衝に当たるため、係争海域に派遣される巡視船に乗り組んでいる。彼らは外国語を話し、ある程度の国際法知識を持っており、自らを中国の海洋紛争における尖兵と見なしている。第 3 の組織、辺防海警は全く異なる組織である。辺防海警は、人民武装警察の一部である辺防部隊の海上組織であり、中国の「武装力量」の一部であり、解放軍と同じ階級制度を持っていた。中国海監や中国漁政とは異なり、辺防海警（あるいは「旧」中国海警）は、犯罪者を逮捕し、告発する権限を有していた。しかし、辺防海警の部隊が尖閣諸島周辺海域に進出してくることは決してなかった。中国は 2013 年、上記 3 つの組織を含む 4 つの組織を統合して、「新」中国海警を創設した。しかしながら、今日、統合に向けての現実の進展は極めて遅々としており、共通の制服も未だに定められておらず、任務分担もほとんど旧機関の分担が引き継がれている。旧中国漁政と中国海監の巡視船は 4 桁の船番号を使用し、外洋における「海洋権益擁護」のための哨戒を続けている。「旧」中国海警（辺防海警）は 5 桁の船番号を使用し、ほとんどこれまで通りの任務を続けている。

- (3) 以上の事実を踏まえた上で、「海警 31239」の特性を見れば、この武装公船は、「旧」中国海警部隊に所属していたものであり、従って、「官兵（軍の将兵を表す中国語）」が運航する公船が初めて尖閣諸島周辺海域の哨戒を実施したということになる。「官兵」による尖閣諸島周辺海域の哨戒活動とは、どのようなものか。残念なことに、中国のメディアは 12 月 26 日の事案について独自の報道を行っていないが、我々はその他の場面で最近の「官兵」の行動を容易に追跡できる。例えば、12 月には、「旧」中国海警の巡視船は、福建省沖合で石油の密輸取り締まりを実施した。中国中央電視台が報じたこの時の巡視船の行動は、彼らの組織文化が軍隊そのものである、中国海洋局の他の部門とは大きく異なっていることを示している。外国の公船と対峙した時の中国海警局「官兵」の行動の別の先例として、2014 年の南シナ海の係争海域における石油掘削リグ 981 の防衛が思い浮かぶかもしれない。この時、海警局「官兵」は、リグに近づこうとするベトナムの巡視船に対して強引な対応ぶりを示した。もちろん、こうした対応ぶりが将来の東シナ海での遭遇事案における対応を暗示しているかどうかは、定かではない。海警局「官兵」が日本の海上保安庁の職員とプロ同士としての意思疎通を図ろうとするであろうか。彼ら独特の組織文化が、海上での彼らの行動にどう影響を及ぼすであろうか。彼らは、力を誇示

したいと考えるだろうか。あるいは警察権限を行使しようとするだけであろうか。これらの問題は、海上保安庁の現場の指揮官達の頭に重くのしかかってくるかもしれない。日本の政治家にとっても、これら問題に加えて、考えるべきその他の問題もある。就中、軍人によって運航され白く塗装したフリゲートを尖閣諸島周辺海域に展開させることで、北京はどのようなメッセージを発信しようとしているのかということである。砲艦、「海警 31239」は砲艦そのものであるが、何らかのメッセージ発信を意図せずに砲艦を派遣することは滅多にないからである。

記事参照：Deciphering China's Armed Intrusion Near the Senkaku Islands

<http://thediplomat.com/2016/01/deciphering-chinas-armed-intrusion-near-the-senkaku/>

備考*：画像「海警 31239 (CCG31239)」

<http://pelicanmemo.hatenablog.com/entry/2015/12/26/143000>

1月14日「南シナ海における中国の人工島造成の背景—豪専門家論評」(The Strategist, January 14, 2016)

オーストラリア国立大学戦略・防衛研究センターの Ron Huiskens 招聘准教授は、1月14日付の同センター機関誌、The Strategist に、“Musing on the South China Sea”と題する論説を寄稿し、中国の人工島造成に関する中共中央の思惑に関して、要旨以下のように述べている。

- (1) 中国が南シナ海の南沙諸島で造成した7つの人工島は、この海域における中国の排他的な権利主張のシンボルであることは間違いないが、その一方で、1つの疑問を提起した。それは、「南シナ海で疑問の余地のない成果を確保するために、言い換えれば、南シナ海の大部分の海域における中国の『歴史的』主張に対する反対勢力を圧倒するために、中共中央が何時、(人工島の造成という)『衝撃・恐怖 (a shock and awe)』活動が必要だと考えたのか」ということである。
- (2) 南シナ海の海洋地勢は、主に北部の西沙諸島と南東部の南沙諸島に集中しているが、そもそもこれまで近隣諸国の住民にとって少しも魅力的なものではなかった。実際、海洋地勢の大半は、常に海面下にあるか、あるいは満潮時には水没してしまう。中国は、概ね紀元前200年から紀元200年頃までの漢王朝時代に、これらの海洋地勢を初めて発見し、以来、南シナ海に対する所有権を何世紀にも亘って保持してきた、と主張している。言い換えれば、中国は、これら海洋地勢（及びあるいはそれら地勢に固有の領海）に対する中国の所有権は他の沿岸諸国のそれよりもはるかに年季が入っている、ということを確認しているわけである。このような古代からの中国の主張を裏付けるような証拠は既に何も残っていないが、現在の視点から見ても、こうした中国の主張は不自然に映る。歳月は寛容なものではない。中国の主張は、2千年前にそうであった以上に、今日では不自然であるか、あるいは理解できないものに見える。今日、中国の主張は、1930年代後半に当時の国民党政権によって流布された、「9段線」地図で示されている。「9段線」で囲まれた海域は南シナ海のほぼ90%を占め、国連海洋法条約によって認められた他の沿岸諸国のEEZの大部分を取り込んでいる。現代の法的用語から見て、南シナ海の海洋地勢の法的性格は曖昧なものだが、それ以上に、南シナ海沿岸諸国の中で最も地理的に離れた位置にある国による南シナ海に対する帝国主義的態度の妥当性には異論がある。
- (3) それにもかかわらず、中国は、甘言と威圧を交互に繰り返しながら、自国の主張を受け入れさせるためのキャンペーンを漸進的に強化してきた。北京は、冷戦の終結によって「地域の」問題により関心が高まったこともあって、南シナ海に対する政策策定におけるコストとリスクを評価する十分な時間があつた。中国の時間をかけた政策検討が、政策実行の常套手段、即ちア

メとムチ—そのいずれも力と効果を高めてきている—によって受け入れ可能なリスクと時間で中国の目的に対する反対を圧倒することができるであろうとの結論に至ったと、我々は推測することができる。しかしながら、タイムリーに費用対効果の高い成果が得られるという政治的自信を揺るがす何かが起こったと見られる。従って、望ましい成果を得るためには現状を突き動かす何かが必要だと、中共中央は思い込んだのかもしれない。中共中央は、事態を動かすために、人工島造成という劇的な行動に魅せられた。この計画は完全な秘密裏に実行された。中共中央は、人工島造成計画が自国の心理的、政治的そして軍事的目的を達成するためには小さ過ぎても、また大き過ぎてもダメだが、対抗措置を防ぐためには如何に迅速に進めるかが肝要であると判断した、と推測できる。また、どの海洋地勢を人工島に作り変えるかということも、検討されたであろう。これに関しては、特定の海洋地勢を人工島に作り替える技術的可能性、将来的な経済的便益、他国が占拠する海洋地勢の位置に起因する軍事的考慮、そして中国が主張する「9段線」内のあらゆる海洋権限や特権といった観点から判断されたであろう。

- (4) 人工島造成が実施される少し前、あるいはほとんど同時の可能性もあるが、中共中央でより戦略的に思考できる者は、中国が自らの主張に余りにも拘泥し過ぎており、失敗が許されない程、その主張に政治的資産を賭け過ぎたことを後悔したかもしれない。今日、南シナ海における中国の活動の直接的かつ真の力点が南シナ海を事実上「所有する」ことにあったことは明らかになってきているが、中国は自らの拡張主義的主張を押し進め、それに賭ける以外に選択肢がないところまで来ており、後戻りするには既に手遅れである。人工島の造成は、地域の政治的そして安全保障上の見通しを暗くしている。南シナ海の問題は基本的には周辺的なものであり、域内政府間の問題であることから、紛争もいずれ鎮静化するであろう、というのがつい最近までの専門家の多数意見であった。今では、振り子は逆方向に振れており、専門家は、自分たちが判断ミスを犯したと考え、南シナ海が21世紀の世界の中心軸となるかもしれない、と考え始めている。いずれにしても、域内の政治指導者にとって、この問題を解決する適切な方向性を見出し、その方向に向けて政策を展開していくことが喫緊の課題となってきている。

記事参照：Musing on the South China Sea

<http://www.aspistrategist.org.au/musing-on-the-south-china-sea/>

1月12日「中国の累次の5カ年計画に見る『海洋への転換』政策の特徴—米海大専門家論評」 (China Brief, The Jamestown Foundation, January 12, 2016)

米海軍大学・中国海洋研究所研究主幹、Ryan D. Martinson は、1月12日付のWeb誌、China Brief に、“The 13th Five-Year Plan: A New Chapter in China’s Maritime Transformation” と題する論説を寄稿し、中国の累次の5カ年計画に見る「海洋への転換」政策を踏まえて、新たに始まる5カ年計画に見る特徴について、要旨以下のように論じている。

- (1) 過去30年間で、中国の戦略は大きく変化した。この間、中国は、ユーラシア大陸に深く根を下ろした軍事的、政治的、経済的そして文化的ルーツを持つ大陸国家から、世界の主要な海洋国家の一員へと大きく転換した。「海洋への転換 (“maritime transformation”）」とは、通常、当該国家の大戦略の中で海洋の重要性が顕著に高くなっていくことと解される。如何なる側面から見ても、中国における「海洋への転換」は既に完了しているといえる。今日の中国は、世界最大の貿易国家となり、世界最大の商船隊と漁船団を保有し、世界最大の造船大国となり、海洋科学技術に巨額の資金を投資し、そして世界最大の海警部隊と侮り難い外洋海軍を擁してい

- る。しかしながら、中国の政策立案者は、中国の戦略転換が完了には程遠いと考えている。
- (2) 中国の 5 年計画は、短中期の国家の経済的、社会的発展の指針を示す戦略文書である。従って、この文書は、中国の「大戦略 (“grand strategy”）」、即ち、中国の政策決定者が実現を望む国家目標とそれを如何に実現していくかを示したもので、中国の指導層が中国の国家開発において海洋が果たす役割をどのように考えているかを知る優れた資料である。5 年計画は党の指示で作成され、全国人民代表大会で承認され、各年度の「綱要」が公表される。「海洋への転換」が始まった 1980 年代半ば以降、今日まで、6 次の 5 年計画が発表された。この間、中国の政策立案者は、海洋を、富の源泉であり、中国と外部世界を結び付けるものと見なしてきた。
- (3) 中国の「海洋への転換」に質的な変化が見られるようになったのは、第 12 次 5 年計画 (2011-2015 年) であった。中国の政策立案者は、海洋を富の源泉とする認識を引き継ぎながらも、海洋を資産という観点から公然と見なすようになった。この見方は、中国の「海洋権益」を護る必要性に初めて言及した部分に反映させている。また、この計画では、海洋を開発、管理する能力の強化とともに、海洋を「制御 (“control”）」できる能力も求めている。このため、この計画は、海洋法令執行能力の大幅な強化を求めている。この第 12 次 5 年計画の期間中に、中国の海洋領有権紛争に対する戦略がより高圧的なものになってきたのは決して偶然ではない。また、「海洋への転換」が目指す方向性について中国の政策立案者が初めて公式に言及したのも、この第 12 次 5 年計画においてであった。中国は「陸海兼備 (a “land-sea hybrid”）」国家だが、第 12 次 5 年計画では、「陸海統籌 (“land-sea coordination”）」概念が導入された。この概念は経済哲学で、国家開発の決定に当たっては、陸と海を有機的な全体を構成するものとして考えるべきだとする。この概念は、富の源泉としての海洋環境の保護を意味するとともに、中国の海洋権益に対する脅威にも言及した地政学的概念でもある。第 12 次 5 年計画は、中国の「海洋への転換」にとって重要な意味を持つ 2 つの利益、即ち、シーレーンと海外における権益とを確認した。この 5 年計画で、中国の政策立案者は初めて、「海上輸送路の安全保障を確保する」必要性に言及するとともに、中国の「海外における権益」を護ることを国家の義務と位置付けたのである。これらに関しては、同時期に国家海洋局から出された、「中国海洋事業発展第 12 次 5 年計画」で詳細に言及されている。
- (4) 中国共産党は 2015 年 11 月、「第 13 次 5 年計画の制定に関する建議」(以下、「建議」) を発表した。この文書は、2016 年 3 月に全国人民代表大会で採択される「第 13 次 5 年計画」の本文より簡潔だが、中国の政策立案者が新たな段階における国家の「海洋への転換」をどのように推進していくかを判断する上で重要な資料である。「建議」は、「陸海統籌」概念を継続的に推進していくことを求めている。更に「建議」は、中国の「海洋への転換」の目的が「海洋強国」になることを認めている。「海洋強国」の建設は第 18 回人民代表大会で初めて宣言された目標だが、その実現のためには、中国は、海洋経済の発展、海洋資源の開発、海洋環境の保護、そして海洋権益の保護を推進しなければならない。また「建議」は、中国の海洋活動における一層の地理的拡大を求めており、中国は「拓展藍色經濟空間」すると述べている。国家海洋局の専門家は、その傘下の「中国海洋報」の 2015 年 11 月 26 日付記事で、このことは中国が「全世界の海洋空間を十分に利用する」ことを意味しており、新しい海洋空間の開発は国家の発展にとって「新たな原動力」になろうと述べている。更に「建議」は、「海洋強国」戦略にはないが、中国の「海洋への転換」に重要な意義を持つ概念に言及している。その 1 つは「海上シルクルード」構想であり、もう 1 つは、第 12 次 5 年計画で初めて言及された、

中国の海外権益を保護するという目標である。「建議」は、「海外利益保護体系」を構築することを求めており、これには恐らく海外軍事施設の建設が含まれていると見られる。この2つの目標は海洋に関連するものだが、その実現には必然的に、中国が固有の権利を持っていない外国領土が関わってくる。従って、これらの目標が追求されるにつれ、中国の「海洋強国」戦略は国家の拡大する権益に適ったものに進化することが期待できるかもしれない。

記事参照：The 13th Five-Year Plan: A New Chapter in China's Maritime Transformation

http://www.jamestown.org/programs/chinabrief/single/?tx_ttnews%5Btt_news%5D=44974&tx_ttnews%5BbackPid%5D=25&cHash=907dec389e71c23012ec623b0a996655#.VqQ1kxNf3IU

1月15日「尖閣諸島を巡る日中間のウォーゲーム—米誌報道」(Foreign Policy, January 15, 2016)

米誌 Foreign Policy (電子版) は1月15日付で、“How FP Stumbled Into a War With China — and Lost” と題する、Dan De Luce と Keith Johnson の両記者による記事を掲載し、RAND 研究所で専門家から指導を受けた、尖閣諸島を巡る日中間のウォーゲームについて、要旨以下のように述べている。

(1) ウォーゲーム・タイムライン

- a. 1日目：日本の国粋主義者が尖閣諸島に日本国旗を立てる。北京は海軍艦艇を派遣し、中国海兵隊が日本の活動家を拘束。
- b. 2日目：日本は艦艇と戦闘機を尖閣諸島に派遣。東京はアメリカに日米同盟の履行を要請。アメリカは日本本土防衛への支援を表明し、日本沿岸域に潜水艦を派遣。
- c. 3日目：軍事衝突発生後、中国海軍が日本の護衛艦2隻を撃沈、米潜水艦も中国の駆逐艦2隻を攻撃、撃沈。双方の死者数百人。
- d. 4日目：中国はカリフォルニアの送電システムにサイバー攻撃、ロサンゼルスとサンフランシスコが大停電、ナスダックのシステムが操作されて金融パニック発生。自衛隊は中国のミサイル攻撃で深刻な打撃を受ける。
- e. 5日目：中国は日本の海上自衛隊戦力の20%を掃討、日本の経済中枢に狙いを定める。アメリカは、日本からの中国艦艇に対する攻撃依頼を拒否し、代わりに自衛隊の撤退を支援。中国は勝利を宣言。

(2) Foreign Policy は、RAND 研究所のウォーゲーム専門家、David Shlapak に、東シナ海の紛争のシミュレーションを、Foreign Policy の記者である Dan De Luce と Keith Johnson に指導するよう依頼した。このウォーゲームについて、Shlapak は、尖閣諸島を巡る日中紛争に加わることはアメリカにとって大いに困難であり、魅力的な成果を得られない、「この戦闘に参加することが、最も重要な戦略的失敗である」という。このゲームを通じて、我々が学んだことは、以下の諸点である。

- a. 2000年以上前、古代アテナイ人がペロポネソス戦争を通じて学んだように、同盟は危険なものになり得る。
- b. 日本との相互防衛条約に多くの軍事資源を投入することは難しい。例え攻撃する側も多大の犠牲を被るとしても、日本の艦艇、航空機そして本土の島々は全て脆弱である。特に、中国の膨大で破壊的なミサイル戦力を見れば、ミサイル防衛は、不可能ではないとしても、極めて困難である。
- c. 中国の軍事力の進歩は、あらゆる側面でのこの種のウォーゲームを完全に変質させた。10年前

には、日本は、尖閣諸島に対する如何なる挑戦も、自力で撃退できたであろう。しかし現在では、中国は、近代的な海軍、無数の弾道ミサイルと巡航ミサイル、効果的な空軍、そして益々高性能になりつつある無人機を保有している。

- d. アメリカの巨大空母は頭痛の種である。それらは、特に中国の対艦ミサイルによる長距離攻撃に対して、かつてない程脆弱になっている。逆に、アメリカのステルス攻撃型原潜は運用上極めて有用であるが、事態を戦略レベルにまでエスカレートさせかねない。ウォーゲームで目撃したように、リスクを伴わないで懲罰的攻撃が可能な原潜の能力は、アメリカを中国との戦争状態に引き込んだ。
 - e. このウォーゲームにおける日、中、米 3 カ国は全てナショナリズム感情が極めて強く、潜在的に致命的になり得る。ナショナリズムが紛争の火付け役となり、その後の連続したエスカレーションを煽り、そして危機がエスカレートするにつれ、関係各国の可能な対応の選択肢を大幅に制約した。
- (3) 以上のような理由から、前出の Shlapak が結論として示唆するところに従えば、住民を支援することにならない、尖閣諸島のような無人の場所における危機管理の最善の方法は単に無視することであるかもしれない。

記事参照 : How FP Stumbled Into a War With China — and Lost

<http://foreignpolicy.com/2016/01/15/how-fp-stumbled-into-a-war-with-china-and-lost/>

1 月 27 日「歴史的遺産を活用する中国、インド、インドネシアの海洋構想—インド人専門家論評」(The National Maritime Foundation, January 27, 2016)

印シンクタンク、The National Maritime Foundation (NMF) の研究員、Shereen Sherif は、1 月 27 日付の NMF の Web サイトに、“Silk, Cotton and Cinnamon: Maritime Renaissance of the Indian Ocean” と題する長文の論説を発表し、歴史的遺産を活用する中国、インド、インドネシアの海洋構想について、要旨以下のように述べている。

- (1) インド洋は、グローバルな地政学的環境におけるアジアの重要性が高まってきたことに伴って、増大する貿易、相互依存と経済成長に不可欠な海洋となってきた。インド洋は、世界経済を支える不可欠のシーレーンによって東と西の世界を結び、世界の海運による石油輸送のほぼ 80% がインド洋のチョークポイントを通航している。地理経済的重要性から、インド洋地域と太平洋地域を包含する、「インド洋・太平洋地域」は戦略的に極めて重要な地域となってきた。この新しい地政学的概念は、インド洋と太平洋の 2 つの海洋をシームレスに一体視するものである。アメリカは、経済的関与と、海・空軍部隊の増強によって、この地域における再均衡化を進めつつある。中国、インドそしてインドネシアなどは、グローバルな海上交通路における自国の通商上の権益を保全するために、自国の海洋遺産を再活性化することを重視した、国家的な政策構想を推進している。これら諸国は、海洋交易ネットワークにおける自国の象徴的な存在と遺産を表象するものとして、この地域における海洋への歴史的な関与を利用している。経済的利益が動機付けになっているにもかかわらず、これらの諸国によって始められた相互協力と協同のアプローチは、この地域における多くの国家にとって、世界の歴史において「忘れられ、無視された」彼らの貢献を再認識させるプラットフォームになっている。
- (2) 中国の習近平国家主席は 2013 年 9 月、訪問先のカザフスタンで、「シルクロード」と呼ばれる大陸ルートを復活させる構想を発表した。ほぼ 1 カ月後、習近平は、インドネシア議会での演

説で、「21世紀の海上シルクロード (MSR)」を構築することによって中国と東南アジア諸国間の連結性を高めるため、古代の「海上シルクロード」を復活させる構想を発表した。中国の説明によれば、「シルクロード」構想は、古代の中国の港を、南太平洋や、南シナ海とインド洋を経由してヨーロッパと連結することになる。この構想は世界的な注目を集めたが、その地政学的曖昧さの故の懸念から、しばしば提起された疑問は、何故中国が古代のシルクロードを復活させるという途方もない事業を推進するのかということであった。中国政府当局者は、この構想を、インフラ開発、そして妨害のない貿易と人的交流を通じた、共通の利益、責任そして運命を持つ共同体を形成することを狙いとしたり、経済協力事業である、と説明してきた。しかしながら、「シルクロード」という用語は、象徴的なものであり、インド洋交易ネットワークにおける貿易に対する中国の過去の歴史的な独占状況を表象している。過去の海洋の重要性を理解するために「海洋シルクロード (MSR)」という用語を使用することは、その特質と特徴が中国的なものであることから、「中国の海洋ルネッサンス ('China's Maritime Renaissance')」と呼ぶこともできる。

- (3) モディ政権下のインドは、インド洋地域におけるその戦略的立場を強固にするために、各種の事業を開始した。インドの Project Mausam はしばしば MSR に対抗する構想と見られてきたが、これは、世界各国との文化と貿易交流のための、海洋ルートを「再接続し、再構築する」文化省の事業である。Mausam という言葉は、アラブ海を指してアラブ人旅行者が最初に使ったもので、初期の航海を可能にした規則的な季節風 (モンスーン) を意味した。海洋交易における歴史的理解を利用した、海洋による各国との結び付きを強化するインドのもう1つの事業は、「スパイス・ルート (the 'Spice Route')」である。中国の MSR からヒントを得て、ケララ州政府は、2000年前の「スパイス・ルート」を復活し、推進するために、ユネスコとの間で覚書に調印した。この構想は、アジアの全31カ国を結び付け、この歴史的な海外ネットワークにおいてケララ州が果たしてきた不可欠の役割を強調することを狙いとされている。また、インドの古代の「コットン・ルート ('Cotton Route')」も、環インド洋地域の結び付きを再生させる媒体として復活された。産業革命以前には、インド綿は、インド洋両岸地域に輸出され、あらゆる社会的、経済的階層で使われていた。これらの事業は、文字通り古代の海洋による結び付きを復活させ、インドの関与を強化する政策といえる。しかしながら、それらはまた、'Look East'から'Act East'へのインドの戦略的転換を表象する構想と見ることもできる。モディ政権下のインドは、'Act East'ビジョンを積極的に追求しており、これらの構想はその強い推進力となっている。
- (4) インドネシアは、インド洋と太平洋との地政学的中枢という戦略的位置にあり、10カ国と海洋境界を共有する世界最大の群島国家である。現在、インドネシアは、地域的海洋国家を目指して、積極的な政策構想を推進している。ジョコ大統領は、インドネシアを、「世界の海洋の要 (a 'Global Maritime Fulcrum')」にするという野心的な構想を打ち出している。この構想は、5つの重要な要素、即ち、海洋文化、海洋資源、経済的結び付き、海洋外交、そして海洋能力の育成である。世界の重心がインド洋・太平洋地域に移りつつある時代において、インドネシアの新しい構想は、変化する世界の力学的環境を利用して、自国を台頭する海洋国家として確立しようとするものである。ジョコ大統領は、「世界の海洋の要」構想の中で、インドネシアを「インド・太平洋国家 (an 'Indo-Pacific' power)」と位置付けている。この構想の最重要の柱として、インドネシア政府は、インドネシアの古代の海洋文化とその遺産をしばしば強調している。「シルクロード」のはるか以前にあった「古代シナモン・ルート (the ancient cinnamon route)」

は、紀元前 5 世紀のインドネシアの海洋ルーフとして、シナモン、コショウ、ショウガそしてクローヴといった、スパイスを世界の市場に輸送するために使われた。東南アジアの別称は‘Survarnabhumi’といわれるが、この言葉は「本物の金」を意味し、これは恐らくスパイス交易を通じて得られた利益を金と同等に見做したことによる比喻であったろう。インドネシアは、スパイス交易のハブで、当時 Spice Island として知られていて、スパイスの需要によって東と西を結び付ける海洋ルートが活用された。カシア桂皮のようなスパイスは、紀元前 2000 年の頃から交易されていて、医療や儀式などで使われていた。一番古いスパイス交易の痕跡は、シリアで見つかった（紀元前 1721 年）クローヴで、東部インドネシアのモルッカ諸島で収穫されたものであり、交易ルートはインドネシアから東アフリカのマダガスカル島にまで至るルートであった。インドネシアは、「世界の海洋の要」構想の中で、自国を台頭する海洋国家として確立しようとしており、その海洋遺産を復活させようとしている。しかしながら、‘Cinnamon Route’という用語は、シナモンがスリランカ原産なので、誤った呼称になる。南東アジアはスパイス交易のハブと呼ばれていたが、シナモン交易はスリランカが中心であった。インドネシアはカシア桂皮を独占していて、それは紀元前 2 世紀という早い時期に既に交易品であった。

- (5) 以上のように、中国、インド及びインドネシアが推進しようとしている海洋構想は似通ったもので、これら 3 国は、海洋ルートにおける自国の歴史的な存在を再確立する政策を推進している。シルク、コットンそしてシナモンは、象徴的で、愛国主義的アイデンティティを表象している。現在の地政学的パワープレイに伴って、これらの海洋構想は依然、進化中だが、国家間の協力という新たな戦略は、海洋を共有空間と認識する新しい概念である。海洋による結び付きがグローバル化の発端の 1 つであることを認識することで、国家間を結び付け、あるいは引き離し、また商品、人、知識そして宗教における交流を通じて文化を形成してきた、海洋の広大さと複雑さを理解することができる。

記事参照：Silk, Cotton and Cinnamon: Maritime Renaissance of the Indian Ocean

<http://www.maritimeindia.org/View%20Profile/635894409906861047.pdf>

1 月 28 日「台湾の馬英九総統、南沙諸島の太平島訪問」(The China Post, January 29, 2016)

台湾の馬英九総統は 1 月 28 日、南沙諸島で台湾が実効支配する太平島を訪問した。1 月 29 日付の台湾紙、The China Post (英文中国郵報電子版) は、要旨以下のように報じている。

- (1) 馬英九総統は 1 月 28 日午前 11 時、軍の C-130 輸送機で、随員の政府職員や学者らとともに、太平島に到着した。太平島 (Itu Aba) は、台湾本島から南方約 1,600 キロに位置する、南沙諸島で台湾が実効支配する唯一の島嶼である。
- (2) 馬総統は到着後の声明で、太平島訪問の主な理由として、①春節 (2 月 8 日) を前に同島駐留の海岸巡防署職員を慰問すること、②南シナ海平和イニシアチブ (南海和平倡議) で提示したロードマップを推進すること、③太平島が如何に平和目的に寄与できるかを示すこと、そして④太平島の法的地位を明確にすることを挙げた。
- (3) 馬総統は同日夕方、台北松山空港に帰着後の会見で、太平島には真水があり、多くの野生生物が生息し、また滑走路、棧橋、病院及び発電所などのインフラが整備されており、太平島は 4 つの機能、即ち科学調査、クリーン・エネルギー資源の開発、海上犯罪取り締まり拠点、そして人道的搜索救難支援を提供できる、と述べた。その上で、馬総統は、フィリピンが中国を提訴した仲裁裁判で、太平島を島ではなく岩と主張していることに対して、「全くの虚偽」である

と強調した。

記事参照：Ma visits Taiping, asserts nation's claim

<http://www.chinapost.com.tw/taiwan/national/national-news/2016/01/29/457279/Ma-visits.htm>

Photo: President Ma Ying-jeou visits a monument on Taiping Island on Jan. 28. (Courtesy of the Office of the President)

<http://www.chinapost.com.tw/photos/default.asp?ID=457279&GRP=B>

【関連記事】

「アメリカは南シナ海問題で台湾を無視すべきでない—米専門家論評」(The National Interest, January 31, 2016)

米シンクタンク、The American Enterprise Institute (AEI) 研究員、Michael Mazza は、1月31日付けの米誌、The National Interest (電子版) に、“To Fix the South China Sea, Look to Taiwan” と題する論説を寄稿し、AEI で台湾重視の必要性を説いてきた立場から、馬英九総統の太平島訪問に関連して、ワシントンは台北を無視するようなことを止めなければならないとして、要旨以下のように論じている。

- (1) 台湾の馬英九総統は1月28日、台湾が唯一南シナ海で実効支配する太平島 (Itu Aba) を訪問したが、このことはワシントンからの強い非難を招くことになった。事実上の在台大使館であるアメリカ在台湾協会の報道官は、今回の訪問について、「全く無意味なものだ」と述べ、不満を表明した。国務省が今回の訪問を「南シナ海問題の平和的解決に寄与するものではない」とすることは間違っていないかもしれないが、オバマ政権は、台湾の状況にもっと配慮すべきであった。もちろん、馬総統は、ホワイトハウスが今回の太平島訪問を挑戦的なものとして受け止めるであろうことは承知していた。台北は訪問のほんの数日前にワシントンに連絡を入れ、そして対外的に公表したのは訪問のちょうど24時間前であった。これは、ワシントンが馬総統に対して圧力をかけるだけの時間的余裕がないことを見越しての行動であった。いずれにせよ、台湾に今回の行動を思い止まらせることは難しかったであろう。
- (2) 南シナ海における台湾の主張に正当性があるかどうかは別にして、台湾の領有権主張国としての地位は、他の係争国のそれと変わりがない。しかし、他の東南アジアの係争国の方針に倣って、アメリカは、基本的に南シナ海における台湾の役割を無視してきた。馬総統が南シナ海の紛争海域に対する平和プランを打ち出した (実現は難しいかもしれないが) 恐らく唯一の指導者であるにも関わらず、台湾は、係争国と同等というよりは厄介な存在として扱われてきた。馬総統が2015年5月に「南シナ海平和イニシアチブ (南海和平倡議)」を打ち出したが、実際には、アメリカは、南シナ海問題に関して台湾が積極的に行動することを本音では歓迎していないのであろう。ワシントンは、台北に対して、国連海洋法条約を遵守すること、そして大陸側の主張との違いを際立たせるような主張—それは兩岸関係の緊張を高めるとともに、アメリカの「1つの中国」政策が実態とかけ離れたものであることを暴露しかねない—を自制することを望んでいる。これは、台湾にとって難しい綱渡りのようなものである。紛争が生じた際に、台湾は事実上、何の権利も主張できない。更に、最近の出来事は台湾の孤立感を強め、台湾は、自らの存在を排除され、そこにおける国益を護ることが困難な国際秩序に対する不信感を募らせている。特に、台湾は、フィリピンによる常設仲裁裁判所への提訴に対してアメリカが支持

を言明したことに不満を持っている。

- (3) 仲裁裁判所への提訴の一環として、フィリピンは、太平島を島ではなく岩であると主張している。フィリピンの主張は台湾を怒らせたことは確かだが、それだけではなく、常設仲裁裁判所が台湾提出の文書受理を拒否したり、仲裁手続きへのオブザーバー参加を認めなかったりしたことも、同じように台湾の怒りを買った。言い換えれば、台湾は、強風に向かって発言をしているような思いを、益々実感するようになってきているということである。中国が台湾の生存にこれまでにない脅威を及ぼしている現在、そしてアメリカが台北と距離を置き、台湾を除く全てのアジアのパートナー諸国との安全保障上の結び付きを強化しつつある現在、国際社会は黙して語らない。それ故に、台湾がある程度の不安感を抱いても無理はない。当然ながら、自国の主権と領土保全が脅かされて、座視している国などない。だからこそ、台湾は、主張が聞き入れられないのであれば、行動で誇示する他にないと決断したのである。馬総統の太平島訪問に対して本当に「不満」だったのか、あるいは、それは「全く無意味なもの」だったのか。これらは過剰反応である。馬総統の訪問に対する様々な雑音は急速に沈静化し、他の係争国はほぼ確実に、再び台湾の存在を無視するようになるであろう。南シナ海で紛争が生じた場合、中国と特殊な関係を有する台湾の存在は事態を複雑化させることになるだろう。台湾の存在は檻の中の象のようなものであり、誰も触れたがらない。
- (4) 今後、他の領有権主張国を巻き込む手段として、台湾がその主張をより挑発的な手段で訴える可能性はないのであろうか。もしワシントンが台北との安全保障関係を再確認するだけでなく、それを強化してくとすれば、恐らくこうした可能性は回避できるであろう。オバマ政権と次期政権は、台湾に対して、以下の政策をとらなければならない。即ち、台湾が防衛上最も必要としている武器を売却すること、台湾との合同訓練の拡大、多国間合同訓練への台湾の招請、台湾とアジア諸国、特に日本やフィリピンとの安全保障上の結び付きを強化すること、TPP への台湾の参加を歓迎すること、国際機関への台湾の加盟促進を国務省の優先政策とすること、そして太平島が南シナ海紛争の解決に対して重要な役割を果たし得るとの考えを台湾に伝えることである。こうした政策は全て台湾の安全保障を一層強化することになり、台湾は、自らの安全保障が強化されればされる程、自らの国益を護るために挑発的な行動をとる必要性を感じなくなるであろう。ニクソンは大統領を目指していた 1967 年当時、アメリカは早晩、中国を「国際社会」に迎え入れることになるだろうと主張し、数年後に大統領になってから、それを実行した。アメリカは今こそ、台湾に対しても同じようにすべきではないか。

記事参照：To Fix the South China Sea, Look to Taiwan

<http://nationalinterest.org/feature/fix-the-south-china-sea-look-taiwan-15066>

2月9日「南シナ海問題、中国のレトリックの危険性—米専門家論評」(The Diplomat, February 9, 2016)

米海軍退役士官で東アジア海洋問題の専門家、Steven Stashwick は、2月9日付の Web 誌、The Diplomat に“80 Percent of Zero: China’s Phantom South China Sea Claims”と題する長文の論説を寄稿し、南シナ海問題を巡る、中国の国内向けや外国向けの態度や主張の危険性について、要旨以下のように述べている。

- (1) 「悪魔の最も見事な狡猾さは、『悪魔はいない』と信じ込ませることだ」とは、フランスの詩人、ボードレールの格言だが、それに倣えば、中国の最も見事な狡猾さは南シナ海に対する中国の

領有権が存在すると我々に信じ込ませることかもしれない。「南シナ海の島嶼群に対する議論の余地のない主権」という中国の公式のレトリックは、確かに明確な中国の立場のように思える。しかしながら、海南島とベトナムとの間にある西沙諸島を明らかな例外として、中国は、南シナ海に対する如何なる法的に有効な主張も行っていない。その代わりに、南シナ海の80%に対して領有権を主張しているという、何度も繰り返されてきた中国のよく知られた言い分は、本質的にその法的論拠を一層明確にする必要もなく、この地域で益々高圧的になる中国の活動を正当化していることに役立っている。中国はこれまで、正式な法的論拠を提示することなく、南シナ海問題で自らを戦略的苦境に追い込むことを巧みに避けてきた。

- (2) しかしながら、この戦略の限界が露呈し始めている。2015年10月の米海軍駆逐艦、USS *Lassen* による「航行の自由 (FON)」作戦はメディア報道で異常な注目を集め、南シナ海における領有権、法的及び戦略的問題が新聞の第1面に掲載される前代未聞の事態となった。USS *Lassen* による FON 作戦は種々の論議を呼んだが、中国が自国のものとして「南シナ海のほとんどに対する領有権」を主張していることから、この FON 作戦は「中国の領有権主張に対して異議を唱える」ことを狙いとしたものである、と一般には受け止められている。中国が「南シナ海の80%に対して領有権を主張している」という報道はこの地域のニュースでは普通の状況だが、このことは、中国政府が間違いなく歓迎し、そして明確に否定することは何もしていない「事実」となっている。また、この FON 作戦に関する報道では、中国が南沙諸島周辺に12カイリの領海を主張している、としばしば指摘されてきた。メディアによって作られた印象に反して、中国は、自らに属すると見なす海洋地勢に対してどのような主張もしていない。南シナ海に対する中国の主張には、非常に曖昧な部分がある。
- (3) では、中国の領有権主張とはどのようなものか。国連海洋法条約 (UNCLOS) 第16条は、自国の領海とその基線を公表するとともに、「それらの位置の確認に適した・・・海図」あるいは「地理学的経緯度の表」のいずれかを国連に寄託することを、当該国に要求している。しかし、中国が国連に寄託したものには、このような明確な主張はほとんど含まれていない。中国は、1958年の領海宣言で、南沙諸島とその他の島嶼群の周辺に基線を主張したが、それらの島嶼群を特定しなかったし、また基線の地理学的経緯度も提供しなかった。中国は1996年になって、基線の地理学的経緯度を国連に寄託したが、これには、南シナ海の西沙諸島と、東シナ海の尖閣 (釣魚) 諸島が含まれていた。しかし、南沙諸島、あるいは南シナ海の他の諸島についてのデータが含まれていなかった。南シナ海では法的主張の代わりに、中国は、例え法的論拠がなくても、中国が南シナ海を事実上管理していることを他の領有権主張国に認めさせるために、埋め立て計画と海洋法令執行能力を活用して、既成事実を構築することを追求してきた。多分、中国は、この海域を何処まで確実に管理できているかについて確証が持てないため、その法的境界線と領有権を明確にすることによって、中国が所有を主張できる境界を明示しないことを選択したと見られる。
- (4) 悪名高い「9 段線」地図は、メディアによって頻繁に取り上げられることで、中国が南シナ海の全域を管理している、あるいは管理すべきと考えるという見方を浸透させた、中国の最も成功した戦略的コミュニケーションであるかもしれない。この地図は、ベトナムとマレーシアが大陸棚外縁の延伸を合同申請した時、中国がこれに反対する論拠として国連に提出した口上書で初めて公式に明らかにされた。南シナ海のほとんど全域を取り囲むこの地図は、中国が南シナ海の全域、あるいは大部分 (または「80%」) に対する領有権を主張しているとする、メディ

アや専門家の有力な論拠となっている。しかし、注意すべきは、この地図は公式の主張ではないということである。しかも、この地図は、UNCLOS 第 16 条が求める、領海を規定する地理学的経緯度を明示していない。この地図が南シナ海の海域自体ではなく、そこにおける島嶼群に対する領有権を主張するものであったとしても、これら島嶼群を巡っては他の国も領有権を主張しており、従って、これら島嶼群に対する主権問題が解決されない限り、領海問題は法的には未解決ということになる。中国の中国外交部や習近平主席の公式の声明を精読すれば、それらは常に、海域自体ではなく、そこにおける島嶼群の主権に言及している。しかしながら、例えば、「中国は、(南沙) 諸島に対する議論の余地のない主権を有している」といった明快な言い振りと、他方で例えば、「(中国は) 領土主権と安全を断固として防衛する」といった抽象的な主権と安全保障についての包括的なレトリックを併せて強調することで、領有権主張とそれを護る高圧的な姿勢が印象付けられる。

- (5) USS *Lassen* による FON 作戦に対する中国側の対応について、Yale Law School の研究者、Graham Webster は、FON 作戦そのものに対する激しい非難にもかかわらず、中国当局者の言葉遣いが如何に慎重であったかを指摘した上で、それでもなお中国は、「Subi Reef (渚碧礁) が 12 カイリの領海を生成できるかどうか、米海軍が中国の主権を侵害したのかどうか、中国が主権を主張する特定の海域は何処か、そしてもし事態がエスカレートするとすれば、事態が拡大する敷居は何処かといったことについて、明確に、あるいは言外のも臭わすことを避けた」と述べている。確かに、この FON 作戦に対して、中国外交部は、「米中関係と地域の平和と安定」を害する違法行為と指弾し、アメリカに「危険で挑発的な行為を慎む」よう警告した。一方、中国国防部は、中国海軍は「国家主権、海洋權益そして南シナ海における安定を断固護るための義務と任務」に必要なあらゆる措置をとると主張した。こうした中国のレトリックは、実際のところ国内向けであり、また国際報道を対象にしたものである。USS *Lassen* の艦長が明らかにしたように、中国海軍の現実の対応は、USS *Lassen* が数週間にわたりこの海域を哨戒している間、尾行していた中国の戦闘艦が米艦と頻繁に交信し、中国外交部が警告した後も、中国艦が寄港する際に挨拶を交わしている。中国は明らかに、米海軍との遭遇をエスカレートさせる意図を持ってはいないが、その後の米中両国海軍のトップ会談では、メディア報道が律儀に報道したように、中国はエスカレートさせることが可能だった、あるいはそうするつもりであったとの印象を深めることを狙った。こうした現実と報道の深いギャップは、アメリカ国民をして、米政府は南シナ海問題に介入する「リスク」を冒すべきではないと確信させるために、中国が戦う意志を誇示しているとの印象を強めることによって、中国が南シナ海における成果を強固なものにしようとしていることを示唆している。
- (6) しかしながら、この戦略は、国外向けに意図した強固な姿勢に対して、中国内のナショナリストが同じように（あるいはより過大に）反応した場合、国内的には大問題となる。その場合、中国は、政府の公式見解の微妙なニュアンスを評価できない国内勢力からの大きな圧力に直面する可能性がある。米誌、Foreign Policy は、USS *Lassen* による FON 作戦に対して中国政府が軍事行動よりも抗議するだけに止めようとしたことに対する中国内のナショナリストの不満について、報じている。最大の危険は、米中とも南シナ海で対決するリスクを冒すことを望んでいないとしても、両国が相手の公式の戦略とは異なる見せかけの態度や、あるいはメディアや専門家の報道や主張を真に受け始めた場合である。

記事参照：80 Percent of Zero: China's Phantom South China Sea Claims

<http://thediplomat.com/2016/02/80-percent-of-zero-chinas-phantom-south-china-sea-claims/>

【関連記事 1】

『航行の自由』作戦、アメリカはもっと明快なメッセージを発信すべし—米専門家論評」(Foreign Affairs.com, February 8, 2016)

米シンクタンク、The Center for a New American Security の上席研究員、Mira Rapp-Hooper は、米誌、Foreign Affairs の Web サイト、Snapshot に 2 月 8 日付けで、“Confronting China in the South China Sea” と題する長文の論説を掲載し、アメリカは「航行の自由」作戦に当たって、より詳細な情報を公表することによって、それが発信すべきメッセージを一層明快なものにするとともに、多国間の協議メカニズムの構築を目指すべきとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 米海軍のミサイル駆逐艦、USS *Curtis Wilbur* は 1 月 30 日、台湾とベトナムも主権を主張し、現在中国に占拠されている、南シナ海の Triton Island (中建島) 周辺 12 カイリ以内の海域を航行した。2015 年 10 月以来、2 度目の「航行の自由 (FON)」作戦で、FON 作戦は、アメリカと東南アジアの多くの国が過剰と見なす中国の海洋における権利主張に対抗するものであった。しかし、多くの専門家が不手際と見なした、前回の USS *Lassen* による FON 作戦とは異なり、今回の FON 作戦は、北京と国際世論に対して明確な法的メッセージを発信するものであった。今回の FON 作戦はまた、ベトナムを始め域内各国がアメリカの FON 作戦を支持していることを明らかにした。言い換えれば、ワシントンは、南シナ海において強固な支持基盤を持っているということである。
- (2) 人工島の造成は国際法で禁じられているわけではないが、中国が南シナ海の自国占拠地勢に小規模の軍事基地を建設しており、これは合法的基準を逸脱している。特に、人工島周辺に領海と領空を設定することは、国連海洋法条約 (UNCLOS) で認められていない。こうした過剰な海洋における権利主張に対抗するために、長年、FON 作戦が実施されており、その多くはアジアで行なわれてきた。2015 年 10 月の USS *Lassen* による FON 作戦が行われるまでは、南沙諸島での事例は多くなかった。国防省の発表によれば、今回の USS *Curtis Wilbur* による FON 作戦は、Triton Island (中建島) 周辺 12 カイリ以内の海域を無害通航した。従って、今回の FON 作戦の目的は、領海や領空という中国の新しい海洋における権利主張に対抗するものではなく、前回と同様に、中国、台湾及びベトナムを含む世界の少数の国だけが要求している航行の事前通報要求に再び対抗するものであった。
- (3) ワシントンが FON 作戦によって発信するメッセージをより一層効果的なものにするためには、更なる措置をとる必要がある。
 - a. まず、アメリカは、ASEAN 加盟 10 カ国間の協力に基づいた、航行の自由に対する長期的な多国間アプローチを進めなければならない。例えば、ASEAN 拡大国防相会議に合わせて開催される会議などで、アメリカと東南アジアのパートナー諸国は、航行の自由に違反する情報を共有し、そうした違反に対する対応を調整すべきである。こうした会議を通じて、航行の自由の問題に関する定期的な多国間協力が制度化されることになる。
 - b. フィリピンが提訴した仲裁裁判所の判決は、2016 年半ばにも判決が予想されている。恐らく、仲裁裁判所はフィリピンに好意的な裁決を下すであろう。仲裁裁判所は、南シナ海における

中国の権利主張の多くを違法とするであろう。そして中国は、ほぼ間違いなく判決には従わないであろう。北京が判決に従わないということは、アメリカにとって法の支配に対する域内各国の支持を結集するまたとない外交キャンペーンの機会となろう。国務省は、こうしたキャンペーンを前もって準備しておかなければならない。そして国防省は、そのような事態になったら、外交キャンペーンを補強する FON 作戦を実施しなければならない。

- c. アメリカが南シナ海で定期的な FON 作戦を実施するのであれば、国防省は、FON 作戦に関してより頻繁に、詳しい報告をすべきである。米政府当者は四半期に 2 回、南シナ海で FON 作戦を実施するとしているが、現在のところ、FON 作戦に関する唯一の公表データは簡単な年次報告しかない。国防省は、半年毎か、あるいは四半期毎に、南シナ海でのアメリカの活動に関する情報を定期的に公表すべきである。例えば、FON 作戦の法的側面に関する一般的な情報、即ち、事前通報を求める国に対抗した FON 作戦は何回あったのか、あるいは領海に関する過剰な権利主張に対抗した FON 作戦は何回か、といったことについて明らかにする必要がある。こうした情報を公表することによって、ワシントンは、FON 作戦に関する明快で、一貫したメッセージを発信できるとともに、アメリカの活動に対する域内諸国と米国内の支持を得やすくなるだろう。
- d. 最後に、オーストラリアと日本などのアメリカの条約上の同盟国が南シナ海でより定期的に活動するようになるにつれ、これら諸国との間で、哨戒活動の実施に関して調整するためのメカニズムを構築すべきである。南シナ海での哨戒活動と対抗すべき過剰な海洋の権利主張に関する情報を共有することによって、ワシントンとその同盟国は、北京と域内全体に、首尾一貫した合法的で規範的なメッセージを発信することができる。
- (4) アメリカの FON 作戦は、過剰な海洋の権利主張に対抗して定期的に行われる合法的な活動であり、力を誇示するものではない。FON 作戦は、それ自体で南シナ海への侵出を拡大する中国を阻止することはできない。それでも、FON 作戦が発信する明快なメッセージと多国間の支持は、侵出阻止に向けた不可欠の措置である。

記事参照：Confronting China in the South China Sea

<https://www.foreignaffairs.com/articles/china/2016-02-08/confronting-china-south-china-sea>

Foreign Affairs.com, February 8, 2016

【関連記事 2】

『航行の自由』作戦、ソフトとハードの 2 つの特質—ベイトマン論評 (The Strategist, February 9, 2016)

オーストラリアの The Australian National Centre for Ocean Resources and Security (University of Wollongong) の専門研究員、Sam Bateman は、Australian Strategic Policy Institute の Web 誌、The Strategist に 2 月 9 日付で、“Stirring up the South China Sea” と題する論説を寄稿し、南シナ海における「航行の自由」作戦に見る「ソフト」と「ハード」の 2 つの特質について、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカは 1 月 30 日、2 度目の「航行の自由 (FON)」作戦を実施した。米海軍ミサイル駆逐艦、USS *Curtis Wilbur* は 1 月 30 日、西沙諸島の自然に形成された海洋地勢、Triton Island (中建島) 周辺 12 カイリ以内の海域を航行した。西沙諸島に対しては、台湾とベトナムも主権

を主張しているが、現在中国が占拠している。今回の FON 作戦の目的は、前回より明確であった。前回の USS *Lassen* による FON 作戦は、重要な海上交通路が通る南沙諸島の係争海域で中国が造成した人工島周辺海域を航行したことで論議を呼んだ。今回の FON 作戦は、前回に比べて、「ソフト」な FON 作戦であった。「ソフト」というのは、米海軍が定期的実施しているほとんどの FON 作戦のように、あまり挑発的でない定期的な FON 作戦という意味である。

- (2) FON 作戦に関する米国防省の Web サイトによれば、米海軍は 2014 年中に、中国を含む 19 カ国に対して FON 作戦を実施した。中国に対する FON 作戦の目的は、中国の過剰な権利主張、即ち、「過剰な直線基線、EEZ 上空に対する管轄権、中国の管制空域に入る意図を持たないで中国の防空識別圏 (ADIZ) を通過飛行する外国航空機に対する規制、そして EEZ 内における外国艦船の調査活動を違法とする国内法」に対抗することであった。同じような目的による FON 作戦は、2009 年以降毎年実施されている。USS *Curtis Wilbur* による今回の FON 作戦は、西沙諸島周辺で中国が主張している直線基線、及び中国の領海通航の事前通報要求の 2 つの過剰な主張に対抗するものであった。そして、今回の FON 作戦は、自然に形成された海洋地勢に沿った海上輸送路を航行する、「ソフト」なものであった。西沙諸島を通航する船舶は、西沙諸島の各地勢の 12 カイリ以内を航行している。数年前、筆者 (Bateman) が大型コンテナ船に同乗して香港からマレーシアのポート・クランに航行した時、このコースを航行した。この時、他の商船も、同じコースを航行していた。長年に亘り、アメリカを含む各国の軍艦も、中国によって挑発されることなく、恐らくこのコースを航行してきた。このコースは北の広州と香港から南のシンガポール海峡に向かう定まった航路であり、中国はこれまで、この航路を規制しようとはしなかった。対照的に、前回の USS *Lassen* による FON 作戦は、「ハード」な (即ち、比較的挑発的で論議を醸した) FON 作戦といえる。何故なら、USS *Lassen* は、「人工的に造成された島」周辺の係争海域を通航する権利を誇示するために、定まった航路から故意に離れた海域を航行したからである。
- (3) USS *Curtis Wilbur* による今回の FON 作戦の特異点は、作戦自体というよりは、むしろアメリカが FON 作戦を喧伝したことにある。これまでの FON 作戦は大々的に喧伝されることはなかった。今回の FON 作戦を喧伝することによって、アメリカは、南シナ海問題を際立たせようとしたと見られる。注目されるのは、今回の FON 作戦の 2 日後に、ハリー・ハリス太平洋軍司令官が、南シナ海における中国の領有権主張に対して強固に対応いくと語ったことである。また、国防省は作戦実施直後の声明で、今回の FON 作戦が航行の自由を制限する、中国、台湾およびベトナムの過剰な主張に対抗するものであったと述べた。しかしながら、台湾とベトナムに言及してはいるが、現在 Triton Island (中建島) を占拠している中国が南シナ海におけるアメリカの FON 作戦の主たる対象であったことは明らかである。今回の FON 作戦の法的性格に疑問の余地がないために、中国の反応は、前回よりも弱く、USS *Curtis Wilbur* の航行に直接挑戦しなかった。
- (4) 最後に、今回の FON 作戦は、オーストラリアにとってどのような意味を持つか。一方で、オーストラリアは、オーストラリア海軍艦艇による南シナ海での確立された作戦行動、特に南シナ海の沿岸諸国が主張している過剰な直線基線に基づく拡張された領海を通航する、随時実施される海軍艦艇による哨戒活動で、事実上の FON 作戦である、The Operation Gateway を継続していかなければならない。これらは「ソフト」な活動である。しかしながら、他方で、オーストラリアは、「ハード」と見られるかもしれない活動を実施することによって) これらの活

動をエスカレートさせてはならず、如何なる特定の主張国をも対象としてはならず、そしてこれら主張国に対して自国の活動を過度に喧伝すべきでもない。このようなことは、南シナ海における緊張を高めるだけである。

記事参照：Stirring up the South China Sea

<http://www.aspistrategist.org.au/stirring-up-the-south-china-sea/>

2月18日「南シナ海において予想される2016年の動向—CSIS 専門家論評」(Cogitasia.com, CSIS, February 18, 2012)

米シンクタンク、CSIS 研究員、Gregory B. Poling は、2月18日付のCSISのBlog、CogitASIAに、“A Tumultuous 2016 in the South China Sea”と題する論説を寄稿し、南シナ海紛争における領有権主張国とその他の利害関係諸国にとって、2016年が重大な年になるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) まず、フィリピンが中国を提訴した仲裁裁判の行方である。フィリピンは2015年11月、ハーグの常設仲裁裁判所の仲裁法廷で、南シナ海における中国の領有権主張に対する提訴理由を説明した。仲裁裁判所の5人の裁判官は、慎重な審議を経て、2016年半ば頃に判決を下すことが見込まれている。北京は仲裁過程への参加を拒否し、また仲裁裁判所の管轄権を認めていないが、仲裁裁判所の判決は最終的なもので、両当事国に対して法的拘束力を持つ。最終判決の内容は窺い知れないが、仲裁裁判所は、中国の「9段線」は有効な海洋権利主張ではなく、また中国は、国連海洋法条約(UNCLOS)に規定された領海、EEZそして大陸棚という法的レジームを超えた、如何なる歴史的権原も請求できない、との判決を下すことがほぼ確実視されている。しかし、こうした判決は、南シナ海の係争海洋地勢に対する中国の領有権主張には何ら影響を及ぼさないであろうし、また、北京が南シナ海の海底と水域に対するより大きな管轄権を主張できないということを必ずしも意味しないであろう。しかしながら、こうした判決は、中国は地図上の曖昧な断線に基づくのではなく、陸上由来の海洋権限に基づいた海洋権限主張を明確にすべし、との命令に等しいものであろう。
- (2) 仲裁裁判所の判決によって、北京は、南シナ海におけるその領有権主張を直ちに明確にするようなことはしないであろう。中国政府は、如何なる判決も認めないと繰り返し表明してきた。フィリピンが2013年1月に提訴して以来、中国は、それを取り下げるようフィリピン政府に熱心に働きかけてきた。何故なら、北京にとって、国際的な無法者との烙印を押されることは、大きな代価を伴うことになるからである。そうした烙印は、責任ある大国という中国の台頭説話を台なしにし、中国のコミットメントに対する他国の疑念を高め、そして域内諸国をして東京とワシントンとの一層の関係緊密化に走らせることになるだろう。北京が強いられるこうした代価を考えれば、中国は、最終的には政治的妥協を受け入れ、歴史的権原よりも、むしろUNCLOSに基づいて「9段線」を再定義し、更にフィリピンが訴訟を取り下げ(両当事国が判決に従う可能性もある)、共同開発に合意することと引き換えに、領有権問題の真剣な交渉に臨むことに同意するかもしれない。こうした政治的妥協を押し進めるためには、マニラとワシントンは、判決に対する国際的な支援を獲得するために、持続的なキャンペーンに着手する必要があるだろう。こうした国際的支援は、オーストラリア、日本、フィリピン及び欧州諸国のような友好国だけでなく、東南アジアの近隣諸国からも得る必要があるだろう。
- (3) 次に、南沙諸島における中国の埋め立て活動である。中国は2016年初め、Fiery Cross Reef (永

暑礁)で初めて民間機によるテスト飛行を実施し、南沙諸島における中国初の滑走路の実用化を誇示した。Subi Reef (渚碧礁)と Mischief Reef (美濟礁)にも新たに滑走路が建設されており、2016年半ば頃までには、これらの滑走路への軍用機のテスト飛行も見込まれている。一方、中国は、南沙諸島のこれら3カ所の海洋地勢に加えて、別の4カ所の海洋地勢への相当規模の空軍、海軍及び海警局部隊のローテーション配備を支援するために、人工島に作り替えたこれら海洋地勢において港湾施設、支援建造物、そしてレーダー施設を構築している。滑走路が延伸され、最近移動式地对空ミサイルが配備されるなど軍事化が進む Woody Island (永興島)に加えて、2016年は南シナ海における中国の軍事能力の大幅な強化が見込まれる。

- (4) 2016年に見込まれる中国の軍事能力強化によって直接的な影響を受けるのは、東南アジアの領有権主張国の海軍、沿岸警備隊そして民間船舶であろう。中国が南シナ海における哨戒能力を強化し、北京が自国の主権空間と見なす領域を航行する船舶を阻止しようとするれば、単純に計算しても、2016年には、フィリピン、マレーシア及びベトナムの漁船や石油天然ガス探査船、更には軍艦艇や軍用機に対する妨害行為や衝突事案が頻発するであろう。既に、南シナ海における増強された中国の海、空軍能力は、東南アジアの領有権主張国からの域外大国による一層の関与を求める声を大きくさせている。こうした声は、2016年には一層大きくなると見られ、それに応じて南沙諸島の中国の軍事施設も強化されよう。アメリカが南沙諸島周辺海域における航行の自由作戦の頻度を高めており、またオーストラリアは既に、東南アジアの海、空域における哨戒活動を行っている。日本は、新しい防衛ガイドラインの下で、特にオーストラリアとフィリピンなどの域内のパートナーとの防衛協力を強化しているほか、南シナ海の哨戒活動における大きな役割に関する熱い論議が見られる。そして、インドは、ベトナムに対する兵器装備の主要な供給国となりつつあり、またオーストラリア、日本及びアメリカにとって益々重要な安全保障パートナーになっており、同時にインド海軍の南シナ海での活動も増えている。更に、フィリピン最高裁判所がアメリカとの防衛協力強化協定 (The Enhanced Defense Cooperation Agreement) を合憲と判断したことで、アメリカの南シナ海における情報収集、監視、偵察及び哨戒能力、そしてフィリピンや域内のパートナーへの脅威が顕在化した場合の対応能力は、大幅に強化されるであろう。今後数カ月以内に、マニラとワシントンは、米軍部隊がアクセスできるフィリピンの軍事施設と、軍事インフラの改善のためにアメリカが投資するフィリピン軍の施設について、公式なリストを作成することになる。
- (5) 以上のような動向から見て、2016年は、南シナ海において一層緊張が高まり、それに対応して、中国の更なる侵出を抑止し、自らの領有権擁護を求める東南アジアの当事国を支援し、そして紛争を管理するための最終的な政治的妥協の実現を目指す、持続的な多国間キャンペーンを展開する基盤が構築される年になるかもしれない。

記事参照 : A Tumultuous 2016 in the South China Sea

<http://cogitasia.com/a-tumultuous-2016-in-the-south-china-sea/>

2月18日「南シナ海問題の仲裁裁判手続き、紛争解決には繋がらない—中国人専門家論説」(China US Focus.com, February 18, 2016)

中国南海研究院研究員で、ワシントンの The Institute for China-America Studies (ICAS) 所長、Nong HONG (洪農) は、Web誌、China US Focus に2月18日付けで、“Reconsidering the Role of Arbitration in South China Sea”と題する長文の論説を寄稿し、2016年中に予想されるフィリピン

提訴案件に対する仲裁裁判所の判決は、紛争解決に繋がるものではなく、南シナ海の緊張状態を高めることになるとして、中国人専門家の視点から、要旨以下のように述べている。

- (1) フィリピンと中国の仲裁裁判に関して、仲裁裁判所は 2015 年 10 月 29 日、同裁判は国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づいた「公正なものであり」、中国の「不参加」は同裁判所の管轄権行使を妨げないとの判断を下した。11 月 30 日、同裁判所は、フィリピンの提訴項目と先送りされた管轄権問題に関する公聴会 (口頭弁論) を終了した。圧倒的多数のメディアやアナリストらは、最近の仲裁手続きの進展状況を勧告して、今回のケースでは中国が負けると評価している。しかしながら、「法的・道徳的勝利」を喜ぶ一方で、多くのアナリストは、仲裁裁判の重要な法的・政治的な意味合いを見落としているのではないかと懸念している。仲裁手続きに参加しないという中国の選択の理論的根拠を読み解くことは、仲裁裁判終了後に予想される南シナ海の動向を客観的に評価するために有益である。
- (2) 中国は、2006 年の宣言を通じて、領土主権問題やそれに付随する海洋境界確定問題は UNCLOS の規定により第三者機関による解決から除外される、という態度を鮮明にしている。しかしながら、アメリカの経験豊富な法律顧問チームの支援を受けているフィリピンは、提訴理由から「領土」「海洋境界確定」「歴史的権原」といった用語を巧妙に外している。このことは、中国が仲裁裁判手続きに参加しておらず、従って法律専門家による中国の立場を説明する機会がない、今回の仲裁裁判手続きに大きな影響を与えたかもしれない。更に、中国は、中国の意見書が“amicus curiae” (法定助言人) を通じて 5 人の裁判官に実際に届けられたかどうか、また意見書がフィリピンの提訴理由書に対する効果的な「反論」としてどの程度考慮されたかも、知る術がない。中国が仲裁裁判に参加しなかったことは、フィリピンによって一方的に仲裁裁判手続きへの (中国の) 「受け入れ拒否」と「不参加」を喧伝させることになった。中国の不参加は、常設仲裁裁判所や国際法を遵守しないことを意味するものでもなければ、中国が国際紛争の平和的解決という義務を果たすことができないということも意味しない。中国は、常設仲裁裁判所を含む、国家間の紛争解決メカニズムに当初から参加している国の一つである。
- (3) UNCLOS を含む多くの国際条約は、紛争解決メカニズムとして訴訟や仲裁裁判手続きを導入してきた。しかし、その結果は目論見通りにはなっていない。1994 年の設立以降、国際司法裁判所には約 20 件の海洋に関する紛争が持ち込まれたが、その一方で仲裁裁判手続きは 10 件しか行われていない。それは、UNCLOS の規定が非常に複雑で、解釈に関する議論や抜け穴が存在しているからである。仲裁裁判手続きを受け入れない国は、不当にも紛争相手国から一方的に開始された仲裁裁判手続きにおいて、「国際法を支持しない国」とされてしまう。常設仲裁裁判所は、自らの管轄権を拡大するのではなく、取り扱う紛争範囲に制限を設けるべきである。仲裁裁判手続きの目的は、特定の紛争の解決であり、境界問題を取り上げるものではないとされている。今回の南シナ海問題に関する仲裁裁判手続きの場合、中国が一貫して領土問題や海洋権益問題は二国間の協議によって解決するという立場を示しているのにもかかわらず、常設仲裁裁判所は自らに管轄権があると判断した。また同様に、同裁判所は、中国が一連の仲裁裁判手続きへの参加を望まず、仲裁判決も受け入れず、従って、フィリピンの提訴に応じた判決が下されても、紛争解決には無意味であることを理解すべきである。中国の話し合いで解決するという意志が不当に無視されている。
- (4) 南シナ海問題に関する仲裁裁判手続きは、*Mare Clausum* (閉鎖海) と *Mare Librium* (自由な海) という、海洋システムに関する 2 つの重要なドクトリンのバランスを崩してしまうのでは

ないかという、疑念を提起している。これら2つの海洋ドクトリンは、「土地が海を支配する（抄訳者注：海洋権限は陸上由来によるとの意）」と「公海の自由」という海洋法における2つの原則を導き出している。UNCLOSは、これら2つの原則の組み合わせと妥協の産物である。UNCLOSは、EEZや大陸棚といった沿岸国の海洋に関する様々な権利を含むだけでなく、公海の自由の維持、そしてEEZにおける沿岸国の経済的活動の権利の限界も規定している。南沙諸島における係争中の海洋地勢の法的地位に関する常設仲裁裁判所の判断は、これら2つの原則のバランスを崩してしまう可能性がある。UNCLOSでは、第121条だけが「島の制度」を規定している。しかしながら、南沙諸島には、様々な海洋地勢（島、岩、低潮高地、環礁など）が存在しており、その各々が法的地位やそれに付随する海洋権限を有し、海洋境界を確定する上で異なった意味を有している。これらの問題は、条約の一つの条項だけで調整できるものではない。例えば、島と岩、あるいは環礁と低潮高地を区別することは困難である。南シナ海に関しては、島あるいはその他の海洋地勢に付与される海洋管轄範囲についても問題がある。南シナ海の海洋地勢に対して、UNCLOS第121条3項（岩に関する規定）を適用することは極めて困難である。何故なら、海洋地勢の法的地位が時間の経過によって変わる可能性があることから、それらが同条項に当てはまるかどうかにも変わってくるからである。例えば、低潮高地に対しては領有権を主張できないが、その法的地位の判断は、領土・領海の拡張や縮小に繋がる国家主権に直接影響を与える。このことは、海洋地勢の法的地位がその後の結果を左右する上で最も重要であることを示している。

- (5) 南シナ海問題に関する限り、国際的な仲裁裁判手続きの介入は、この海域における海洋秩序を確立する上で、国家の権限を弱めるものとなっている。仲裁裁判手続きのメカニズムが次第に強化され、拡大していることは明らかである。常設仲裁裁判所は、2016年中に最終判決を下し、中国が南シナ海に引く「9段線」とその内側の海域に関する権利を否定するであろう。常設仲裁裁判所が自己の管轄権を拡大し、沿岸国の合法かつ合理的な主張を無視することによって、UNCLOS加盟国間の緊張状態は高まるであろう。UNCLOSの紛争解決メカニズムの存在価値を過小評価してはならないが、一方で、主権と海洋境界確定問題に関わる紛争の複雑な性格を考えれば、地域の安全保障に関わる今回の仲裁裁判の判決のインパクトも見逃してはならない。短期的には、今回の判決は、南シナ海の緊張を高め、「南シナ海行動規範（COC）」の合意成立を遅らせることになるであろう。中長期的には、幾つかの法的問題が明確化されるかもしれないが、このことは国際的な紛争解決プロセスを損なうリスクもある。UNCLOS第298条は、いずれの国に対しても、特に主権問題、海洋境界確定、軍事的活動に関する紛争については紛争解決メカニズムを受け入れないことが可能であることを認めている。この条項は、第三者の関与による紛争解決を望まない複数の国の要求を満たすための妥協案として、長い議論を経て定められたものである。明らかに主権問題や海洋境界確定問題が含まれる今回の南シナ海問題に関する仲裁手続きに対して、UNCLOS第287条を適用することは、UNCLOSの紛争解決メカニズムの真の精神を損なう先例となる。

記事参照：Reconsidering the Role of Arbitration in South China Sea

<http://www.chinausfocus.com/peace-security/reconsidering-the-role-of-arbitration-in-south-china-sea/>

2月19日「インド洋地域における新たな抗争の予兆—インド人専門家論説」(South Asia Analysis Group, February 19, 2016)

インドのシンクタンク、The Chennai Centre of China Studies 所長、RS Vasana 准将（退役）は、シンクタンク、South Asia Analysis Group の Web サイトに 2月19日付で、“New Capability and Reach of PLA Navy- Strategic and Tactical Implications in South China Sea and the Indian Ocean Region” と題する長文の論説を寄稿し、ジブチにおける海軍基地建設計画に見られる中国のインド洋への常続的プレゼンスや、経済援助や ODA を通じた日本のインド地域への参入は、インド洋地域における新たな抗争とパワープレイの予兆と見られるとして、インド人の視点から要旨以下のように述べている。

- (1) 最近中国は、ウクライナに 2009 年に発注した *Zubr* 級エアクッション揚陸艇 (LCAC) 4 隻を取得し、またギリシャからも同型の LCAC 4 隻を即金で購入し、特に南シナ海の紛争海域での中国海軍の作戦遂行能力を強化した。ウクライナからの 4 隻の内、2 隻は中国の黄浦造船所でライセンス生産され、2 番艇は 2015 年 12 月 21 日に就役したと報じられた。中国の技術力やリバースエンジニアリングの実績を勘案すれば、中国がいずれ同型 LCAC を自前で建造したとしても驚くことではない。報道によれば、中国は既に同型 LCAC の設計図を提供されているという。*Zubr* 級 LCAC は、通常型舟艇では輸送できないかもしれない一部島嶼に対して、兵員、戦車及びその他の装備を輸送できる能力があり、南シナ海における中国海軍の行動能力に新たな側面を付与するものである。公開情報によれば、*Zubr* 級 LCAC は、主力戦車なら 3 両（最大 150 トン）、装甲兵員輸送車なら 8 両（最大 115 トン）、あるいは歩兵のみなら最大 500 人（貨物混載で 360 人）を積載できる。また、海況 4（波高 1.25～2.5 メートル）までの海上を最大速度 60 ノットで航行できる。兵装は AK-630 艦載機関砲システム 2 基、ロケット・ランチャー 2 基を備える重装備で、機雷敷設能力も有する。*Zubr* 級 LCAC の配備によって、中国海軍は、通常型舟艇を使用できない地域への部隊の揚陸が可能になる。他方、インド海軍は、エアクッション艇を保有していないが、両用揚陸艦を持っている。インド洋の津波から学んだインド海軍は、米海軍のドック型揚陸輸送艦 USS *Trenton* を購入し、INS *Jalashwa* として運用している。しかし今こそ、インド海軍は、アンダマン・ニコバル諸島とラカディヴ諸島などの自国の島嶼防衛のために、高性能のエアクッション型揚陸艇の導入を真剣に検討すべきである。現時点では、インド沿岸警備隊が、沿岸哨戒やその他の沿岸警備任務のために小型のエアクッション艇を保有しているだけである。保有する 6 隻の内、1 番艇は、筆者 (RS Vasana) が沿岸警備隊東部地区司令官を務めていた 2002 年に導入された。更に 8 隻が Griffin UK に発注されており、沿岸警備隊に配備されることになっている。
- (2) 中国海軍は、2005 年から 2009 年にかけて猖獗を極めたソマリア沖の海賊被害に迅速な対応振りを示した。中国海軍は、海賊被害からシーレーンを護ることに加えて、インド洋全域、特にアフリカ沖の海洋環境に習熟する機会として十分に活用した。中国海軍が 2008 年以来、常時 2 隻の戦闘艦を派遣しているという事実は、海賊対処作戦におけるリーダーシップへの決意の表れである。海賊対処作戦への参加を通じて、中国海軍は、派遣海域の海洋環境に習熟するとともに、船舶の航行パターン、他国海軍の行動、海底地形や海洋気象、更に電磁場の状況などに関するデータの蓄積といった面で、最大限の利益を引き出してきた。中国海軍将兵は、南シナ海に出入りするマラッカ海峡やその他のチョークポイントを通航する航海によって、インド洋に習熟してきた。また、中国海軍の潜水艦が、習近平国家主席のニューデリー訪問の前夜にス

リランカのコロンボ港に寄港したことで、インド海軍関係者が大騒ぎしたことも記憶に新しい。中国は実際に潜水艦を海賊対処作戦に使っていることを仄めかしたが、これは理解し難く、納得できない。潜水艦は、海賊の高速ボートに対処するには潜航時の速度、通信能力あるいはその他の制約があり、海賊対処作戦に最も相応しくない戦闘艦である。中国海軍の原子力潜水艦がベンガル湾に新たに出現したというニュースは、この海域で原潜の運用テストを行うという中国海軍の意図を示している。

- (4) ソマリア沖海賊対処作戦への継続的な参加によって、中国海軍は、その長期的所要を満たすために、例えばインド洋における米海軍のディエゴガルシア島基地施設のような、本格的な海軍基地の設置の必要性に迫られた。長年に亘って、中国が自国の海洋権益を護るためにインド洋地域での海軍基地設置を模索している、と憶測されてきた。中国は、スリランカ南部の深水港、ハンバントータ建設に投資した時には、純粋な商業目的と説明した。しかし、インドの海軍専門家の目から見れば、こうした港湾施設が中国艦船の寄港地として、また兵站支援や長期航海後の乗組員の休養施設として、容易に転用できるという事実は隠しようのないものであった。パキスタンのグワダル港は、ホルムズ海峡というチョークポイントに近接したもう1つの根拠地となってきた。中国海軍部隊は、中国向けのエネルギー資源の輸送船や中国から欧州向けの商業船舶を護衛するために、同港から監視任務に出動することができる。パキスタンと中国は相互に無二の友好国と見なしているが、こうした関係によって、中国は、如何なる制約もなく、必要なら何時でも、深水港であるグワダル港を利用することができよう。
- (5) 中国は2016年に、ジブチとの間で海軍基地を建設するための契約に調印した。バブエルマンデブ海峡に面したジブチは、欧州、アフリカ、ホルムズ海峡そして極東を結ぶ重要な結節点である。ジブチは、同国の指導層と友好関係を築いてきた中国にとって戦略的に重要な場所である。中国は、自国の長期的な海洋権益を護るための海軍艦艇を展開する海軍施設の新設に間を置かず着手しよう。中国海軍は、ジブチを根拠地として利用することで、アフリカ東岸域に常時展開するようになるであろう。そうすることによって、中国は、アラビア海西部で定期的に活動しているアメリカ、インド及びその他の艦隊派遣国を含む、他国海軍部隊の活動を常時監視することができるであろう。ジブチへの参入は、紅海における足がかりの確保を願う中国にとって、新たな投資機会を得たことになるであろう。商業的には、ジブチは「海洋シルクロード(MSR)」構想と連結され、中国のアフリカとそれ以遠の商業権益を拡大することになるだろう。ジブチは、2015年から2020年までの間に126億ドルの投資を期待しており、これによりジブチのGDPは6%上昇すると見込まれている。最近数年間、海賊被害は全くないが、多くの国の海軍部隊は、部隊派遣を止めない口実を構えて、この海域でのプレゼンスを維持している。中国海軍にとってジブチは、海賊対処作戦への参加とシーレーンにおける船舶護衛という2つの目的から有用である。中国海軍はジブチから、アフリカ沿岸部やインド洋における出来事に監視の目を光らせることができる。米仏両国もジブチ港に海軍施設を設けている。アメリカの計画立案担当者は、情報収集のためのインフラ建設に多大の投資をしてきたことから、中国のプレゼンスによってジブチからの対テロ作戦行動がある程度制約されるのではないかと困惑している。報道によれば、アメリカは、既存の情報収集施設を強化するために約14億ドルを投資しているという。ジブチにあるアフリカ大陸唯一の米軍基地、Camp Lemonnierには約4,500人の将兵が駐屯し、イエメンとソマリアで特殊部隊、戦闘機、無人機などを投入して作戦行動を行っている。

- (5) モディ首相が就任後の最初の外遊先として日本を訪問したように、インドは日本との多様な関係強化を望んでいる。インドの狙いは、中国に対抗し得る太平洋国家である日本との協力関係を強化することにある。日印間の貿易の伸びは緩やかだが、両国とも、経済的、文化的そして軍事的関係強化に熱意を示している。2015年のマラバル演習と2016年のベンガル湾での合同の沿岸警備演習への海上自衛隊の参加は、日本がインド洋地域において経済的に、そして戦略的により大きな役割を果たそうとする意欲の表れである。日本はインドに軍事装備を輸出する意向を表明しており、日本から救難飛行艇 US-2 の導入が実現すれば、両国の軍事的な結び付きが一層強化されるであろう。中国は、日本がインド洋地域でライバルとして登場することを快く思わないであろう。ASEAN 諸国やアジア諸国への中国と競合する日本の ODA を通じた経済援助は、中国の「一帯一路 (OBOR)」構想や MSR 構想といった壮大な計画を邪魔するものになる。
- (6) *Zubr* 級 LCAC の配備によって、中国は新たな両用揚陸能力を保有することになった。南シナ海や東シナ海において、中国が益々高圧的なることは間違いないであろう。中国の新たな能力は、南シナ海で領有権争いをしている相手国にとって悩みの種となろう。ジブチにおける海軍基地の建設に関しても、今やインド洋だけでなくアフリカ東岸域における中国のプレゼンスは、現実のものとなっている。インドは、支配的な域内海軍大国だが、その海洋能力の比較考量に当たっては、インド洋全域とアラビア海西部における中国海軍のプレゼンスを考慮に入れることが必要になる。中国の野心的な OBOR 構想や MSR 構想に関しては、前述したように、経済援助を通じた日本の参入は、中国にとって、計画された期間内に成果を上げる上で、ある程度の障害になるであろう。中国によるジブチでの海軍基地の建設や、経済援助や ODA を通じたインド洋地域への日本の参入は、インド洋が「平和海域 (a Zone of Peace)」として維持されることを求める声高な願望にもかかわらず、今後数十年間、インド洋が「抗争海域 (a Zone of Competition)」と新たなパワープレイの場となり続ける予兆であろう。

記事参照 : New Capability and Reach of PLA Navy- Strategic and Tactical Implications in South China Sea and the Indian Ocean Region
<http://www.southasiaanalysis.org/node/1949>

2月23日「アメリカは南シナ海での中国の武力行使とそれによる威嚇を抑止すべき—米専門家論評」(War on the Rocks.com, February 23, 2016)

米シンクタンク、CSIS の研究員、Zack Cooper は、Web 誌、War on the Rocks に 2月23日付で、“Saving Ourselves from Water Torture in the South China Sea” と題する論説を寄稿し、オバマ政権は、中国による人工島の造成という現状変更を容認し、武力の行使とそれによる威嚇という、現状に対する最も深刻な挑戦を阻止することに目を向けるべきとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 最近の出来事は、南シナ海における「埋め立て、構築物の建設そして軍事化」を阻止するアメリカの努力が失敗したこと示している。アメリカは「国際法が許す何処においても、航行し、飛行し、そして作戦行動を行う」ことができるかもしれないが、そうすることによって、中国の現状変更を阻止することはできないであろう。オバマ政権は、中国の修正主義的行動を阻止するために必要なリスクを受け入れる気がないように見える。従って、アメリカの指導者は、新しい現状を容認すべきか、それとも、以前の原状に戻せという、益々無謀になってきている方針を維持すべきかを、今や選択すべき時にきている。一部の専門家は北京が方針を変え、南

シナ海でより協調的姿勢になるであろうと見ているが、ほとんどの専門家は、アメリカの戦略に変化がなければ、中国が海洋における活動と能力を拡大し続けるであろうと見ている。

- (2) 実際、中国の多層的な接近阻止と戦力投射態勢の系統的な整備が、西沙諸島から南の南沙群島へ移ってきている。例えば、最近数カ月の衛星画像によれば、西沙諸島での地対空ミサイルの配備、西沙諸島と南沙諸島の両方で滑走路の建設が確認されている。2月23日にCSISのAsia Maritime Transparency Initiative (AMTI) が新たに公表した衛星画像によれば、埋め立てられた Cuarteron Reef (華陽礁) に最新のレーダーシステムと見られるものがある。Cuarteron Reef (華陽礁) は南沙諸島で中国が占拠する7つの海洋地勢の最南端に位置し、中国が領有権を主張する最も遠隔の海域における航行を監視するための長距離センサーを設置するには理想的な場所である。AMTIの衛星画像によれば、低周波数のHF(恐らく超水平線)レーダーと見られ、それが事実ならば、中国は「9段線」の最南端の部分の監視が可能になるであろう。南沙諸島への最新レーダーシステムの設置は、北京が南シナ海防空識別圏(ADIZ)の設定を意図しているもう1つの徴候である。ADIZ設定が宣言されるとすれば、それに先立って、南沙諸島への地対空ミサイルと対艦ミサイルの配備、人工島への軍艦や軍用機の公然たる訪問、そして沿岸基線の設定による北京の南シナ海領有権主張の公式の境界画定などの措置が予想される。
- (3) 中国は、南シナ海で着々と既成事実を積み上げている。アメリカの政策担当者は、アメリカの行動がこれまで中国の現状変更を阻止できなかった現実を受け入れなければならない。アメリカは、例えば司法手続きとか財政的制裁といった、非対称的手段を駆使してこなかった。もしアメリカの指導者が北京を阻止するのに伴う(米軍と米中関係の両方にとっての)リスクを受け入れる気がないとすれば、オバマ政権は、この地域の現状変更を容認し、それに適応しなければならない。以前の原状復帰に拘ることは、中国を抑止し、域内の同盟国とパートナー諸国を再保証するアメリカの努力を蝕み、アメリカの弱さと限界をさらけ出すことになる。例えば、域内の全ての関係国は「埋め立て、構築物の建設そして軍事化」を止めるべきというアメリカの主張は、益々空疎なものになってきている。更に、アメリカは「国際法が許す何処においても、航行し、飛行し、そして作戦行動を行う」というが、例えば、中国の埋め立てに異を唱えるための航行の自由作戦の格好な目標となったであろう、Mischief Reef (美濟礁)の周辺12カイリ以内では実施しなかった。
- (4) オバマ政権の選択肢は、現状変更を容認し、アメリカとその同盟国やパートナー諸国が戦術的に失敗したことを認めることである。このことは、中国の強引なやり口が長期的に成功することを意味するものではない。アメリカは航行と飛行の自由を護る行動を継続しなければならないが、現実を容認することは、アメリカの戦術的な限界から、中国の戦略的に近視眼的なやり口に目を向けさせることなろう。オバマ政権が現状変更を容認するならば、武力の行使とそれによる威嚇という、現状に対する最も深刻な挑戦を阻止することに、改めて関心を向けさせることができるであろう。アメリカやその同盟国、パートナー諸国に対する武力の行使を抑止することは、オバマ政権の残り期間におけるより現実的な目標である。もし中国が係争海洋地勢から(2012年のScarborough Shoal(黄岩島)でのやり口のように)他の領有権主張国を追い出すようなことをすれば、これはアメリカの強力な対応を誘発することになる。また、例えば、Second Thomas Shoal(仁愛礁)に対するフィリピンの補給作戦に対する如何なる中国の妨害行為も、アメリカの直接的な軍事支援の引き金になることを、ワシントンは明確にすべきである。同様に、(2009年のUSNS Impeccable事案のように)公海やその空域で活動してい

る艦船や航空機に対する妨害行為に対しては、正面から対応する必要がある。要するに、アメリカの指導者は、南シナ海に中国が ADIZ を設定すれば、そこでの航空機による妨害行為は大規模で、継続的でそして域内諸国による合同の軍事的対応を誘発することになる、と中国に通告しておくべきである。中国の指導部が米軍との直接対決を躊躇っていると見られることから、このような抑止行動は極めて効果的となり得る。ワシントンは現実を直視する秋である。

記事参照 : Saving Ourselves from Water Torture in the South China Sea

<http://warontherocks.com/2016/02/saving-ourselves-from-water-torture-in-the-south-china-sea/>

2 月 26 日「南シナ海問題、新たな対中戦略を検討すべき—オーストラリア専門家論評」(The Interpreter, The Lowy Institute, February 26, 2016)

豪 Griffith University アジア研究所訪問研究員、Peter Layton (豪空軍退役大佐) は、同国シンクタンク、The Lowy Institute の Web 誌、The Interpreter に、“South China Sea: Beijing Is Winning, but Here's How to Retake the Initiative” と題する論説を寄稿し、南シナ海問題に関して、中国に対抗するための新たな戦略を打ち出す必要があるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) ここ数年間、中国は、他の関係諸国の「均衡化 (“balancing”）」戦略と「法に基づく秩序 (“rules-based order”）」戦略に対抗して、南シナ海で拡張主義的戦略を押し進めてきた。これまでのところ、中国の戦略は、一応成功しているように思われる。では何故、「均衡化」戦略や「法に基づく秩序」戦略は失敗したのか。では、どのような戦略なら成功するのか。
- (2) 「均衡化」戦略は通常、軍事的に相手方と釣り合う力を獲得することを主眼とする。国家は、そうした力を確保して初めて、敵対国に望ましくない行動をとらせないように、武力による抑止効果を発揮できる。例えば、ベトナムは、海空軍を近代化し、沿岸警備隊や漁業環視局を強化し、意識的にインド、ロシア、日本そしてアメリカとの関係を強化し、更に自国の防衛産業を拡充している。米海軍による南シナ海での航行の自由作戦も、不測事態における武力による対応の脅威を暗黙的抑止力とする、「均衡化」戦略の一例である。しかしながら、こうした戦略は、中国の強みに対抗するもので、これまでどころ簡単に跳ね返されてきた。あらゆる相対的な力関係からみて、中国は、アメリカを除く全ての南シナ海問題関係国に対して優位に立っている(アメリカについても、中国の GDP がアメリカのそれを凌駕するのは時間の問題と見る向きもある)。その上、世界の商業海運の相当部分が南シナ海を通航するが、その多くは中国向けである。従って、南シナ海問題において、中国が持つ利害は大きく、譲れないものである。故に、南シナ海の小さな島嶼群の領有権を巡って中国が戦争を仕掛けるという想定はあり得ない。それは、中国にとってあまりに高価につく反面、見返りが少ないからである。そこで、中国は、領土拡張主義的行動を展開するに当たって、他国をして軍事力行使による対応が全く不相応であると思わせるために、海軍、準軍事手段そして民間船舶を巧みに組み合わせて活用している。例えば、航行の自由に基づいて航行する艦船に対して、漁船がピケを張って妨害行為をする。こうした中国の巧妙なアプローチは、他国の武力行使による対応を誘発することなく、状況をコントロールするように計算されたものである。加えて、こうした中国の巧妙なアプローチの背景には、南シナ海問題における多くの関係国にとって、中国は主要な輸出市場であるという事実がある。この経済的な「にんじん」は、必要に応じて使われる「飴」として、交渉における即効的な取引材料となっている。

- (3) 「均衡化」戦略は効果がないとすれば、「法に基づく秩序」戦略はどうか。「法に基づく秩序」は、国家は特定の法規に拘束されることに同意するという前提に立っている。中国は、幾つかの法規だけは適切であるとして遵守する姿勢を示している。中国の見解によれば、南シナ海の島嶼群は、1943年のカイロ宣言と1945年のポツダム宣言に基づいて、第2次大戦後に合法的に中国に返還されたとする。中国以外の国は、1951年のサンフランシスコ平和条約と1982年の国連海洋法条約（UNCLOS）に基づくべきと主張している。中国は、サンフランシスコ平和条約の署名国ではなく、またUNCLOSに対しては、南シナ海問題に対する特定の留保条件を宣言して加盟している。従って、中国は「真の意味において、国際法を遵守している。」中国のこのスタンスに対しては、域内で同調する国もある。例えば、中国は大陸棚の限界に関して国際司法裁判所（ICJ）での仲裁を拒否しているが、オーストラリアも隣国のチモールとの係争で仲裁を拒否している。フィリピンは仲裁裁判所に中国を提訴しているが、中国はこれを無視すると宣言している。これは何も珍しいことではなく、日本も南極海における捕鯨に関するICJの判決を無視している。
- (4) 中国は、ゼロサムの結果を追求しているようである。中国は係争中の島嶼群の領有権を望んでおり、従って、他の領有権主張国と利益を分かち合う協調的戦略は非現実的なものとなる。では、「均衡化」戦略も「法に基づく秩序」戦略も効果的でないとしたら、何が中国の政策決定者に影響を与えることができるのか。南シナ海における行動に対して中国に代価の支払いを強要するためには、2つの異なるアプローチが考えられる。
- a. 第1のアプローチは、中国共産党（CCP）にとって非常にセンシティブな特定の問題をターゲットにすることであろう。CCPの根源的目的は、正統性の維持と抑圧とによる政権維持にある。現在のCCPの指導部は、政治的な現状に対する脅威に極めて敏感であり、これが南シナ海での中国の行動に悪影響を与えている。南シナ海問題と、CCPの統治の正統性という問題をリンクさせることで、実質的な抑制を引き出すことが期待される。しかしながら、相応の代価の支払いを強要しない戦略でなければ、中国は心変わりをしないであろう。
- b. もう1つのアプローチは、中国の将来的な行動の自由に制約を加えることを狙いとするものである。例えば、南シナ海での人工島造成に関して、王毅外相が最近、「中国は、施設の建設が完了すれば、これら施設を諸外国に開放する用意がある」と宣言した。このオファーは受け入れ可能である。人工島に国連やASEANの関係施設を建設し、そこに民間の災害救助部隊などを配置することができれば、これら人工島は中国の排他的所有財産ではなく、全ての国にとって利益となる新たな世界共有財産として認識されるようになる。そうすることで、中国が人工島を軍事利用することに大きな制約を加えられる。
- (5) いずれのアプローチも、これまで失敗してきた既存の戦略に代わる、新しい戦略の基礎となる。一方、中国に対するコスト支払いの強要が得られる利益に見合わないと思なされれば、中国が作為した南シナ海の既成事実を受け入れるほうが賢明かもしれない。現在の効果のない対応を継続するのは賢明ではないと思われる。何故なら、中国の指導者は、誤った教訓を学び、現在の高圧的な戦略が自国にとって望ましい結果を得るための最も効果的な手段と信じかねないからである。こうした中国は、南シナ海に対するコントロールを望む中国よりも厄介なものになるかもしれない。

記事参照 : South China Sea: Beijing Is Winning, but Here's How to Retake the Initiative

<http://www.lowyinterpreter.org/post/2016/02/26/South-China-Sea-Beijing-is-winning-but-heres-how-to-retake-the-initiative.aspx>

2月29日『アジアの地中海』に対する中国の挑戦の本質—M. オースリン論評』(AEI, February 29, 2016)

米シンクタンク、The American Enterprise Institute (AEI) 日本部長、Michael Auslin は、2月29日付の AEI の Web サイトに、“Asia’s Mediterranean: Strategy, geopolitics, and risk in the seas of the Indo-Pacific” と題する長文の興味深い論説を寄稿し、アジア太平洋地域全体を大きな地政学的視野で俯瞰することで、「アジアの地中海」に対する今日の中国の挑戦の本質を理解できるとして、要旨以下のように論じている。

- (1) 南シナ海における中国の行動に如何に対応するかを巡って、アメリカ国内では長らく議論されてきた。議論における立ち位置は、国際法に基づく法律遵守の立場から、中国の主張する領域周辺における（「無害通航」の主張と曖昧に関連づけた）米海軍戦闘艦による航行の自由作戦と、米軍機による時々の上空飛行を含む、限定的な軍事行動の提唱まで、多岐に亘る。南シナ海における多国籍海軍部隊による哨戒活動計画も論議された。しかしながら、南シナ海に対する強すぎる関心は、東アジアの戦略環境というより大きな構図に対する視野を塞ぐことになる。今まで我々は、一度に 1 つの地域にしか注目してこなかったように思われる。そのため、我々の分析が南沙諸島に専ら向けられている間は、同じ南シナ海の西沙諸島を無視することになる。オバマ政権が東シナ海の尖閣諸島を巡って日中間で高まる衝突のリスクに関心を奪われていたのは、僅か 3 年前のことであった。故に、我々は、現状に対する新たな挑戦が起こる度に不意を突かれてきた。今こそ、我々は、アジア太平洋地域全体を俯瞰する、より大きな地理戦略的視野を持つべき時である。そのためには、1940 年代の一時期に議論された、イェール大学の地政学思想家、スパイクマンが提示した概念、即ち東アジアの「内海 (“inner seas”）」としての統合された戦略空間、あるいは「アジアの地中海 (the “Asiatic Mediterranean”）」と呼ばれる概念を思い起こす必要があるかもしれない。この概念の有用性は、アメリカとその同盟国やパートナー諸国が直面する地政学的挑戦が、アジア東部の共有の海洋空間全体のコントロールを巡って新たに出現しつつある抗争であることを、明確にすることにある。我々がこうしたアプローチをとる場合、この地域に関連した地政学的思考の進化を簡潔に見直すことが役に立つであろう。
- (2) 地政学は、マッキンダーと、頻繁に引用されるが誤解されている彼の「ハートランド (“heartland”）」論文に始まる。マッキンダーの 1904 年の有名な論文、「地理学からみた歴史の回転軸 (“The geographical pivot of history”）」は、実際には、世界的な大国にとっての最終的目標として、基本的にユーラシアの大草原地帯を指す、「ハートランド」のアイデアについて手短かに論じているだけである。マッキンダーは「ハートランドを制するものは世界を制す」と書いたが、彼の本当の狙いは、「ハートランド」を護り、そこにアクセスする「リムランド (the “rimlands”）」を巡る抗争にあった。「リムランド」には、アジアと中東の沿岸地域のみならず、ユーラシア大陸の欧州半島が適切に取り込まれている。マッキンダーの論文から 40 年後の第 2 次大戦中に、スパイクマンが「リムランド」概念を復活させ、20 世紀の大国間の抗争を念頭に、これに修正を加えた。彼の死後、1944 年に出版された、『平和の地政学 (The Geography of the

Peace)』において、スパイクマンは、首座を賭けた真の抗争 (the real struggle for mastery) の場が「リムランド」であるという見方を提示した。より重要なことは、英国や日本といった島国の「外側の三日月地帯 (“outer crescent”）」の沖合を境界とする、「リムランド」に隣接する「縁海 (the “marginal” sea)」あるいは「内海 (“inner” sea)」のコントロールを確保することが「リムランド」支配の必須の要件である、との彼の主張である。従って、彼の主張に従えば、グローバルパワーにとって最も重要な海域は、欧州における北海と地中海、中東におけるペルシャ湾と西インド洋の沿岸海域、そしてアジアでは黄海に続く東シナ海と南シナ海ということになる。マハンのように広大なグローバルな海上交通路に着目する代わりに、スパイクマンは、グローバルな人口の大半が居住し、そして生産活動が最も集中し、最も貿易が盛んなこうした地域に関心を集中した。マッキンダー自身も、晩年の1943年のForeign Affairs誌の論文、「球形の世界と平和の勝利 (“The round world and the winning of the peace”）」において、自らの初期の見解を変更し、スパイクマンのように「リムランド」とその「縁海」の重要性を強調した。実際、大西洋、珊瑚海そしてミッドウェーの戦いを例外として、第2次大戦中の大規模な海軍戦闘は、ほとんど欧州とアジアの「内海」での戦いであった。第2次大戦は、「公海」あるいは「内海」を問わず制海権が戦略的に必要であった、最後の戦争となった。そして戦後の米海軍力は、恐らくソ連との潜水艦抗争を除いて、他を圧する比類のない戦力を有していたことから、制海に関心を払うことがなくなった。

- (3) しかしながら、1945年以降で初めて「内海」のコントロールに対する最大の挑戦に直面している現在、我々は、「内海」の戦略的な重要性に対する自覚的な理解を失っている。アメリカが太平洋の「公海」における支配的優位を維持している環境下で、中国は、第1次大戦のドイツや第2次大戦の日本のように「公海」ではなく、アジアの「縁海」とその「空域」のコントロールを目指している。この事実を認識することによって、初めて、この地域における中国の軍事活動に対する我々の理解を統一できるだけでなく、リスクに晒されている海域、即ち、「アジアの地中海 (the “Asiatic Mediterranean”）」を描き出すことができる。日本海、黄海、東シナ海そして南シナ海という統合された海域は、欧州にとっての地中海のように、東アジアの歴史、独自性そして貿易にとって極めて重要である。「アジアの地中海」は地理的にはインド洋に連結されるが、この2つを繋ぐ海上交通路は世界で最も重要な海上交通路の1つであり、海洋ユーラシアと西半球を結ぶ架け橋でもある。スパイクマンの言に倣えば、「アジアの地中海」を制するものはアジアを制するということになる。
- (4) 中国による挑戦は2つの要素からなる。まず、中国の挑戦は、「アジアの地中海」における海洋の自由を脅かしており、究極的にはアジアの生産能力と貿易能力を脅かすことになる。そしてもう1つの中国の挑戦は、日本、フィリピン、インドネシアそしてオーストラリアを含む、アジアにおけるスパイクマンのいう「外側の三日月地帯」に対してだけでなく、アジアの「リムランド」に対しても、中国に優位な態勢を目指していることである。この「リムランド」と「外側の三日月地帯」は、大陸部、半島そして島嶼群というユニークな構成になっていることに留意しておくべきである。1930年代の日本による朝鮮半島と台湾の支配は、中国への侵出を可能にした、「リムランド」に対する成功事例ではあったが、中国大陸の「ハートランド」に深入りし、また際限のない太平洋を目指したことで、泥沼に落ち込んだ。現在の中国は、その本土からだけでなく、「内海」の沿海拠点から、日本と東南アジアを脅かす能力を徐々に獲得しつつある。このような観点からすれば、2013年11月に北京が東シナ海に設定した防空識別圏 (ADIZ)

は、アジアの「内空 (the inner skies)」のコントロールを目指す試みにおける新たな措置であるといえる。このような広範囲なスパンで戦略環境を俯瞰することによってのみ、我々は、「アジアの地中海」という統合された空間域に対する中国の長期的挑戦について、十分に理解し、認識し、そして対応することができるのである。

- (5) では、アメリカはどうすべきか。まず、我々は、「アジアの地中海」という概念を意図的に取り入れなければならない。「アジアの地中海」は、北のカムチャツカ半島から南のマラッカ海峡にまで伸び、この間の全ての海域は相互に連結され、「アジアの柔らかい下腹部 (the “soft underbelly” of Asia)」になっていることを認識すべきである。その上で、我々は、我々の目標が「アジアの地中海」に対する継続的かつ完全なコントロールと、その安定の保証を確保することであるということを受け入れなければならない。そのためには、幾つかの政策が必要となる。
- a. まず、我々は、この空間域全体をシームレスに捉え、コントロールを維持するための我々の計画立案と作戦運用を統合しなければならない。第 2 次大戦で連合軍が西部地中海を制していたが、東部地中海の喪失を決して受け入れられなかったように、我々は、東シナ海と南シナ海を分離すべきではない。従って、戦時の計画立案はこの地域全体を作戦行動とコントロールの区域として同盟軍によって維持する用意がなければならず、平時の航行の自由作戦はこの地域全般にわたって調整されるべきである。
 - b. 第 2 に、諜報、監視及び偵察活動は、戦時と平時の両方の総合的なリスク評価を提供できるように整理されるべきである。
 - c. 第 3 に、国防省は、グレーゾーン事態と戦争状態に対する合同対処に加え、安定を維持するために具体的にどのような協力ができるかについて、同盟国とパートナー諸国の両方と議論を始めるべきである。
- (6) アメリカのコミットメントと国益を共に維持するという問題は、軽いものではない。かつてリップマンが 1943 年の著書、*U.S. Foreign Policy: Shield of the Republic* で警告したように、対外コミットメントは国力とのバランスがとれていなければならない。1945 年以降、ソ連による限定的な挑戦を除いて、アメリカは、太平洋において脅威となる挑戦者に直面してこなかった。アジアの「リムランド」に局地的な力を投射した、半世紀近く前のベトナム戦争以降、アメリカのアジアに対するコミットメントと国力のバランスを心配する必要がなかった。しかしながら、今や、アメリカは、地域のコントロールにとって脅威となる挑戦者に直面している。この挑戦者は、現在のところアメリカのパワーを打倒することはできないかもしれないが、そのパワーを強化しつつある。より重要なことは、この挑戦者が「アジアの地中海」のコントロールを目標として設定し、人工島造成などによって、地政学的バランスを恒久的に変更しようとしていることである。しかしながら、アメリカは、この挑戦に対応するに当たって、この地域におけるアメリカのコミットメントとパワーのバランス維持を確保し、そしてこの挑戦の全容とその全体的な動向を適切に認識することに失敗する危険がある。ワシントンの政策立案者が、特にアメリカのコミットメントを、「縁海」の継続的な安定を維持し、どの国も「縁海」のコントロールに挑戦させないことであると理解しているとすれば、今や彼らは、アメリカのパワーがそうしたコミットメントに相応しいものではないと益々懸念していよう。こうした観点からすれば、アメリカの同盟機構は、皮肉なことに、「縁海」のコントロールという最優先課題によって二義的なものになるかもしれない。何故なら、「縁海」のコントロールを失うことは、同盟に対するコミットメントの維持を一層困難で、高価なものすることになるからである。「アジア

の地中海」の一部を失うことは、他の部分における同盟国とパートナー諸国にとって、自らの行動の自由を確保するために、アメリカとの結び付きを維持し続けるか、それとも中立を宣言するかの検討を迫られることは確実であろう。より良い行動方針は、「アジアの地中海」の全域を確保し、その安定を維持することである。そうすることで初めて、極めて重要なアジアの「リムランド」を紛争のない地域とすることができるのである。「アジアの地中海」は絶対に1つに纏まっていなければならない、さもなければ確実にばらばらになってしまうであろう。

記事参照：Asia's Mediterranean: Strategy, geopolitics, and risk in the seas of the Indo-Pacific
<http://www.aei.org/publication/asiyas-mediterranean-strategy-geopolitics-and-risk-in-the-seas-of-the-indo-pacific/>

3月1日「中国、南沙諸島の環礁を制圧下に—比紙報道」(Philippine Star.com, March 1 and 2, 2016)

比紙、Philippine Star (電子版) が3月1日と2日付で報じるところによれば、中国政府公船が南沙諸島におけるフィリピンの伝統的漁場となっている環礁を制圧下に置いているとして、要旨以下のように報じている。

- (1) 南沙諸島でフィリピンが領有権を主張する海洋地勢、Jackson Atoll (比名、Quirino、中国名、五方礁) が中国の制圧下に置かれたようである。フィリピン漁民の話しによれば、5隻前後のグレー塗装とホワイト塗装の中国の艦船が環礁周辺を取り巻いており、フィリピン漁民の伝統的漁場へのアクセスを阻止されているという。
- (2) Jackson Atoll は、パラワン島西方140カイリ、フィリピンが占拠する Lawak Island (比名、Nashan Island、中国名、馬歛島、この島は真水が出る) 南方数キロにあり、中国が占拠する Mischief Reef (中国名、美濟礁、比名、Panaganiban Reef) の北方に位置し、パラワン島などからのフィリピン漁民の伝統的な漁場になっている。この環礁は、5つの環礁群からなり (これが中国名の由来)、ラグーンの水深は25~46メートルで、4つの開口部がある。

記事参照：China takes Philippine atoll

<http://www.philstar.com/headlines/2016/03/01/1558682/china-takes-philippine-atoll>

What we know about Jackson Atoll in disputed sea

<http://www.philstar.com/news-feature/2016/03/02/1558763/what-we-know-about-jackson-atoll-in-disputed-sea>

【関連記事】

「南シナ海の環礁実効支配、仲裁裁判所判決前の中国の強引な戦術」(World Press.com, March 5, 2016)

フリーランスのジャーナリスト、Gordon G. Chang は、World Press (電子版) に3月5日付で、“U.S. Sends Aircraft Carrier and Warships to ‘China’s Crimea’ — Philippine Mayor Labeled the Chinese Military a ‘Menacing Presence’ — ‘The Chinese are trying to choke us’” と題する論説を寄稿し、南シナ海における仲裁裁判所判決前の中国の強引な戦術について、要旨以下のように述べている。

- (1) 南シナ海における最近の中国の挑発的な行動は、Jackson Atoll (比名、Quirino、中国名、五方礁) と呼ばれる海洋地勢に対するものであった。中国の巡視船と海軍戦闘艦は、フィリピンの漁民が Jackson Atoll 周辺の彼らの昔からの漁場に入らないようにするため、周辺海域に数週

間、集結していた。北京が南沙諸島にあるこの環礁を支配しようとしていることはほとんど疑いがない。中国の公式地図は、南シナ海の約 85%を挑発的な「9 段線」で取り囲み、「9 段線」内にある全ての島、環礁、砂州、岩は中国のものと主張している。従って、北京は、フィリピンの領有権主張を問題にせず、Jackson Atoll は中国のものであると主張する。中国はそこを五方礁と呼んでいる。

- (2) 中国外交部の 3 月 2 日の会見によれば、放棄された船が航行の障害になり、また海洋環境汚染の恐れもあったことから、この放棄船を撤去するため、交通運輸部が派遣した中国船が五方礁周辺に進入禁止境界を設定した。外交部報道官は、「中国船は、撤去作業期間中、航行の安全と作業の安全のため、漁船に対し周辺海域から離れているように警告していた」と述べた。一方、1978 年以来、フィリピンが占拠する南沙諸島で 2 番目に大きな島、Pag-asa Island（英語名、Thitu Island、中国名、中業島）の市長、Eugenio Bito-onon Jr.は中国船が環礁周辺に 1 カ月以上に亘って居座っていたと苦情を述べ、また、フィリピン漁民は「我々はその周辺海域に全く入ることができない」と比紙、Philippine Star に語っている。グレー塗装（海軍艦艇）とホワイト塗装（海警局巡視船）の中国の艦船が進入禁止の排他的海域を設定しているという。Philippine Star は中国艦船の展開を単なる一時的なプレゼンスとは見ていないようだが、Bito-onon 市長は、「これは非常に警戒すべき事態だ。Quirino（比名）環礁は、我々がパラワン島から Pag-asa Island に行く途上にある。環礁はその中間にあり、通常、休憩のためそこに立ち寄っている」と語った。更に市長は、「中国人は、この環礁に仮想のチェックポイントを設けて、我々を閉め出そうとしている。これは明らかに我々の移動の権利を侵害するものであり、航行の自由を阻害するものだ」と非難した。
- (3) 中国は、これまでフィリピンに対して強引な戦術を用いてきた。例えば、1995 年には、中国は、Jackson Atoll 南方の Mischief Reef（中国名、美濟礁、比名、Panaganiban Reef）を占拠し、前哨拠点として強化してきた（現在、人工島に造成されている）。2012 年 4 月には、Scarborough Shoal（中国名、黄岩島、比名、Panatag Shoal）周辺海域での中国漁民の密漁を巡って両国の政府公船が対峙したが、ワシントンは 6 月に双方の船舶引き上合意を斡旋した。しかし、フィリピンが合意に応じて引き上げたが、中国船は居残り、以来、実効支配している。これに対して、オバマ政権は実質的に何もしなかった。次に北京が狙いを定めたのは Second Thomas Shoal（中国名、仁愛礁、比名、Ayungin Shoal）で、マニラは 1999 年に第 2 次大戦当時の病院船、Sierra Madre を座礁させ、領有権主張のために小規模の海兵隊守備隊を駐留させている。これに対して、中国は継続的にフィリピンによる同船守備隊への補給活動を妨害してきた。
- (4) 中国によるこうした挑発的行動に対して、マニラは、常設仲裁裁判所に中国を提訴した。北京は、この提訴を無視してきた。仲裁裁判所の判決は 2016 年中に出されると見られるが、多くの専門家はフィリピンの勝利を予想している。中国の主張の大半は拡張主義的であり、国際慣習法や国連海洋法条約などの現行法の原則の下では正当化することはできない。フィリピン下院の Neri Colmenares 議員は、「中国の今の戦略は、常設仲裁裁判所の判決が出る前に、西フィリピン海（南シナ海のフィリピン呼称）において可能な限り多くの海洋地勢の奪取を狙いと見られる。従って、他の領有権主張国は、自国が主張する管轄海域から、台頭する大国を追い払うのは困難になるであろう」と語り、判決が出るまでは、中国の敵対的行動が増え続け、まず既成事実を積み上げることによって、中国は予想される（中国に）不利な判決を無効にしたいと考えている、と指摘している。Jackson Atoll に対する実効支配の試みの後も、中

国は、その圧倒的な力を行使する強引な戦術を行使し続けることは明らかである。中国指導部は明らかに、南シナ海の環礁、砂州あるいは岩を、時には力の行使や威嚇などによって、奪取できる場所は全て奪取する積もりである。

記事参照：U.S. Sends Aircraft Carrier and Warships to “China’s Crimea” — Philippine Mayor Labeled the Chinese Military a “Menacing Presence” — “The Chinese are trying to choke us”

<https://johnib.wordpress.com/2016/03/05/u-s-sends-aircraft-carrier-and-warships-to-chinas-crimea-philippine-mayor-labeled-the-chinese-military-a-menacing-presence-the-chinese-are-trying-to-choke-us/>

3月1日「南シナ海の『軍事化』、注目すべきは南沙諸島—米専門家論評」(The Diplomat, March 1, 2016)

Web誌、The Diplomat 編集主幹、Shannon Tiezzi は、3月1日付の The Diplomat に、“South China Sea Militarization: Not All Islands Are Created Equal” と題する論説を發表し、最近の西沙諸島の Woody Island (永興島) へのミサイル配備が南シナ海における「軍事化」の証左として注目されたが、むしろ注目すべきは南沙諸島の「軍事化」であるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 米政府当局者が非難する、中国による南シナ海の「軍事化」は、西沙諸島の Woody Island (永興島) に HQ-9 地对空ミサイル部隊と J-11 ジェット戦闘機が配備されたことで、新たな段階を迎えた。確かに、これらは南シナ海の「軍事化」の十分な証拠といえるが、「軍事化」が現状の変更を意味するのであれば、Woody Island (永興島) への軍事装備の配備と、例えば南沙諸島の Fiery Cross Reef (永暑礁) への建造物の構築や軍事装備の配備とは、大きな違いがある。
- (2) Woody Island (永興島) は自然に形成された、面積が2平方キロ以上の西沙諸島最大の島で、1956年以降、中国軍によって占拠されている。これは、中国が南沙諸島に軍を派遣する30年以上も前のことである。中国は2012年に、西沙諸島と南沙諸島に加えて、中沙岩礁群 (Macclesfield Bank) と Scarborough Shoal (黄岩島) を管轄する三沙市を設置し、Woody Island (永興島) に市庁舎を置いた。南沙諸島の多くの海洋地勢とは異なり、Woody Island (永興島) には、かなりの住民が住んでいる。新華社によれば、2012年に三沙市が設置された時点の居住者は613人で、大部分は漁師であった。現在では、駐留将兵を含め、1,000人以上の居住者がいると見られる。同島には、居住者のために、行政官庁に加えて、病院、学校、博物館、銀行、スーパーマーケットがある。同島の既存の空港は、軍事的役割に加えて、海南省の美蘭国際空港との間を往復する民間機が運航されている。最近、滑走路が拡張され、ボーイング737の運用が可能になった。
- (3) Woody Island (永興島) には、長年に亘って軍事施設が存在する。最近、HQ-9 地对空ミサイルと J-11 ジェット戦闘機が配備されたが、米太平洋艦隊のスウィフト司令官によれば、以前にも少なくとも2回、軍事演習に伴って同島に HQ-9 地对空ミサイルが配備されたことがある。J-11 ジェット戦闘機も、数カ月前の2015年11月に同島に展開したことがある。しかしながら、スウィフト司令官は、今回の配備について、「本当の疑問は、配備の狙いは何か、今回はどのくらいの期間、配備されるのか、あるいは恒久的な前方展開なのか、といった点にある」と指摘している。米戦略国際問題研究所 (CSIS) の専門家は、これらのミサイルや戦闘機の配備を、南シナ海における中国の接近阻止能力と関連づけて、恒久的な前方展開と見ている。更に、CSIS

の専門家は、「重要なことは、Woody Island (永興島) がこれまで、南沙諸島の、特に Fiery Cross (永暑礁)、Mischief Reef (美濟礁)、そして Subi Reef (渚碧礁) における中国の開発モデルの役割を果たしてきたことだ」と指摘している。

- (4) 西沙諸島と南沙諸島における「軍事化」の違いを見過ごすべきではない。CSIS の上級顧問、Bonnie Glaser は、「西沙諸島の多くの地勢においては、中国は相当以前から軍事化を進めており、現在、より最新の軍備に更新されつつあるというのが実態である。他方、南沙諸島では、中国は現在、多くの軍民両用目的の施設を構築しており、これらは公共財として供されるもので、軍事施設はそれらを護るためだけのものと外部に信じさせようとしている」と指摘している。習近平主席は「中国は、軍事化を進めるつもりはない」と言明したが、これは特に南沙諸島の「軍事化」に言及したもので、従って、南シナ海に対する中国の真の意図が検証されるべきは、南沙諸島の「軍事化」である。南沙諸島と西沙諸島のもう 1 つの重要な違いは、中国は西沙諸島の領有権については如何なる議論も認めていないことである。南沙諸島とは異なり、西沙諸島の全ての地勢に対しては、(1974 年に当時のベトナム共和国との短期戦で中国が勝利した結果として) 中国が領有権を主張し、占拠している。ベトナムは依然、西沙諸島に対する領有権を主張しているが、中国はそれを認めないばかりか、(日本が尖閣諸島を巡る領有権紛争の存在を公式に否認しているように) 領有権紛争の存在そのものを認めていない。従って、Woody Island (永興島) への最新の軍装備の配備について、中国外交部報道官は、「西沙諸島は、議論の余地のない中国の固有の領土の一部であり、従って、地域の平和と安定に影響を及ぼす行動の自制を求めた、2002 年の南シナ海に関する行動宣言 (DOC) とは無関係である」と主張している。
- (5) 中国は、南沙諸島についても、議論の余地のない領有権を主張している。従って、北京は、DOC の有無に関係なく、南沙諸島にも軍装備を配備するであろう。最近、中国国防部報道官は、南沙諸島にミサイルやその他の軍装備を配備するかどうかを問われて、「中国は、過去もそして現在も、自国領土に一時的あるいは恒久的に兵器を配備する、そしてどのような兵器を配備するかを決める、合法的な権利を有している」と強調している。CSIS の The Asia Maritime Transparency Initiative (AMTI) の担当責任者、Gregory Poling は、南沙諸島の人工島へのレーダー施設の配備を重視し、「Woody Island (永興島) への HQ-9 地对空ミサイルの配備は重要な出来事だが、南シナ海の軍事バランスを変えるものではない。一方、南沙諸島の人工島に配備された新しいレーダー施設は、南シナ海における軍事活動の様相を大きく変える可能性がある」と強調している。

記事参照 : South China Sea Militarization: Not All Islands Are Created Equal

<http://thediplomat.com/2016/03/south-china-sea-militarization-not-all-islands-are-created-equal/>

3 月 3 日「南シナ海問題、米中とも妥協の意志なし—米専門家論評」(The Foreign Policy Research Institute, Blog, March 3, 2016)

米シンクタンク、Foreign Policy Research Institute (FPRI) 上級研究員、Felix K. Chang は、3 月 3 日付の同シンクタンクの Blog に、“South China Sea Escalation: Relations between China and the United States” と題する論説を寄稿し、米中両国とも南シナ海問題で妥協するつもりはないとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 最近数カ月間で、中国は、南沙諸島で占拠する海洋地勢の幾つかで軍用級の飛行場の建設を終え、それらにレーダー設備を設置し始めた。また、西沙諸島の永興島には、HQ-9 地对空ミサイルシステムと戦闘機を配備した。一方、アメリカは、中国が造成した人工島の周辺海域で航行の自由を主張するために、ミサイル駆逐艦を2回に亘って航行させるとともに、2機編隊のB-52爆撃機を飛行させた。また、P-8A 対潜哨戒機による哨戒監視活動を始めた。これら以上に中国にとって気がかりなのは、アメリカが、中国と領有権を巡って争っているフィリピンとだけでなく、アジアでの中国の競争相手の1つ、インドとの間でも、南シナ海における合同哨戒活動の実施について議論し始めたことである。更に、米太平洋軍は3月2日、アジアにおける中国のもう1つの競争相手、日本との間で、2016年後半に南シナ海北部で合同海軍演習を実施すると発表した。
- (2) 南シナ海を巡る米中間の言行のエスカレートは数年前に始まった。多くの中国人は、2010年を転換点と見ている。2010年7月のASEAN地域フォーラムにおける当時のクリントン国務長官の発言から、中国は、アメリカが南シナ海紛争ではいずれの側にも与せず、また介入もしないとする、長年に亘る立場を放棄した、と結論づけた。確かに、アメリカは、2014年後半頃までに、中国の行動に対応していくことを決定した。一方、中国は、2002年のASEANとの行動宣言(DOC)の精神に違反し、一層高圧的になってきた。米中双方がリスクを冒して断固たる態度で臨むにはそれ相応の理由がある。
 - a. 第1に、そして最も重要なのは、北京が南シナ海における海洋地勢(そして恐らくその周辺海域)を自国のものと考えていることである。また、北京は、東南アジアのいずれの国も、アメリカの支援なしでは、これら海洋地勢と周辺海域に対する中国の支配を阻止できないことを承知している。更に、中国の専門家がアメリカの支援の本気度を疑う理由がある。過去5年余り、アメリカは、中東から東欧まで、国際的危機に直面した時は何時も気後れした態度を示してきた。北京は、中国が一步踏み出せば、アメリカは引き下がると考えるかもしれない。
 - b. 一方で、ワシントンは、国際的規範のためだけではなく、アジアにおける安全保障コミットメントの信頼性を高めるためにも、南シナ海における航行の自由を確保しなければならない、と考えている。アメリカのコミットメントは、中国が時折挑戦する、現行の国際秩序を維持する支えとなっている。しかし、多くのアメリカの専門家は、中国が大きな恩恵を受けている現行の国際秩序に本気で挑戦するかどうかを疑問視している。実際、権力維持を至高の利益とする現在の中国の指導部は、南シナ海よりも中国の国内不安により大きな関心を持っている。中国は対決を辞さないように見えるが、ワシントンは、アメリカが対応姿勢を押し進めれば、中国は引き下がると考えているかもしれない。
- (3) もし米中間に他の分野、例えば国連による対北朝鮮制裁などの協力関係がなければ、こうした米中の姿勢は、一層憂慮すべきことになろう。長期に亘る言行のエスカレーションが続けば、突発的事態が生じた場合、双方にとってリスクは大きくなる。その場合、米中両国にとって、実質的な代価なしでは、引き下がることが難しいであろう。しかしながら、これまでのところ、どちらも妥協するつもりはないように思われる。

記事参照 : South China Sea Escalation: Relations between China and the United States

<http://www.fpri.org/2016/03/south-china-sea-escalation-relations-china-united-states/>

3 月 17 日「仲裁裁判の行方、フィリピンの提訴理由に見る問題点—米専門家論説」(PacNet, Pacific Forum, CSIS, March 17, 2016)

米シンクタンク、The Institute for China-America Studies の上席研究員、Sourabh Gupta は、Pacific Forum (CSIS) の 3 月 17 日付の PacNet に、“Philippines v. China arbitration: be careful what you wish for” と題する興味深い論説を寄稿し、フィリピンが提訴した仲裁手続きの判決が 2016 年半ばにも予想される中、フィリピンの提訴理由に見る問題点を指摘し、要旨以下のように述べている。

- (1) フィリピンが南シナ海における中国の海洋権限主張に関して国連海洋法条約 (UNCLOS) に基づいて設置される常設仲裁裁判所に提訴した、仲裁裁判の判決は 2016 年半ばにも示されると見られる。フィリピンの提訴理由は、本質的に 2 つの相互補完的な論点に依拠している。
 - a. 1 つは、南シナ海には「岩」以外に「島」といえる海洋地勢が存在せず、従って、「岩」が有する 12 カイリの領海を越えて海洋権限を主張し得る如何なる海洋地勢も存在しないということである。故に、12 カイリを越えた海域における、中国による低潮高地への人工島の造成や、漁業権、石油・天然ガス開発権そして海洋管轄権の行使は、違法である。
 - b. もう 1 つは、中国は、「歴史的権利」という言い分で、200 カイリさえも越えた「9 段線」によって囲まれた海域における、漁業資源や海底資源に対する排他的な権利や管轄権を行使しているということである。領海を越えるこうした海洋権限の主張は、UNCLOS で規定された EEZ レジームを逸脱するもので、国際法上如何なる根拠も持たない。
- (2) 第 1 の論点に対する明白な反論は、領有権を主張する南シナ海の 1 つあるいはそれ以上の低潮高地を UNCLOS 第 121 条 1 項と 2 項に従って「島」と主張することであろう。そうすることで、北京は、これら（「島」と主張する）海洋地勢周辺 200 カイリ（あるいはそれより短い場合でもフィリピン群島の領海外縁まで）以内の海域において諸活動を実施し、限定的な管轄権を行使する権利を有する。実際的な見地からすれば、マニラの主張が有効であるためには、マニラは、（台湾が占拠する）Itu Aba（太平島）という、フィリピンのパラワン島沿岸からほぼ 200 カイリの位置にある南沙諸島最大の「島」が「岩」であることを議論の余地なく証明しなければならない。仲裁裁判所は海洋地勢の境界を画定する法的権限を有していないが故に、Itu Aba（太平島）が「岩」以外のものであると裁定することは、12 カイリを越えて海洋権原主張が重複するこの海域の境界が 2 国間交渉によって画定されるまでは、南沙諸島海域とその海底資源に対する中国の限定的な管轄権の行使を法的に有効なものとするであろう。
- (3) 第 2 の論点に対する反論は、（南シナ海の各領有権主張国沿岸基点から）200 カイリの外縁と「9 段線」との間の重複海域、中国は海底資源に対する管轄権も、あるいは如何なる種類の排他的な権限も行使できない、ということであろう。この重複海域では、中国は、UNCLOS によってマニラに認められた排他的権利や管轄権とは競合しない、より低次の現地の慣行に基づく、排他的ではない「歴史的漁業権」を行使できるだけということになる。もしマニラの主張が有効であるためには、この重複海域に関して、①外国漁船の入域拒否を明確な証拠として、北京は排他的に漁業権や管轄権を行使していること、②他の沿岸国の石油・天然ガス開発プロジェクトに対する妨害を明確な証拠として、北京は海底資源に対する管轄権を主張していること、③北京の「歴史的漁業権」の排他的な行使は文書に基づいた、あるいは UNCLOS に基づく合法的なものではないこと、マニラは証明しなければならない。
- (4) この重複海域に対する北京の主張を、海洋及び海底の生物資源と非生物資源に対する排他的な管轄権として間違っ

あるいは他の沿岸国の石油・天然ガス開発プロジェクトに対する物理的妨害を、当該重複海域における中国の排他的な権利行使の明快な事例として提示できなくなった。フィリピンは、確証性に欠けるが、文書による証拠として、中国の民間研究者や弁護士によるこれまでの私的な著述物とともに、地理的領域が「9段線」と一致する、中国地方政府の漁業に関する海洋監視規則を取り上げている。しかし、この監視規則は、当該重複海域における歴史的な漁場への中国漁民の正当な非排他的アクセス権の行使を、外国の海洋法令執行機関が阻止できないように規制することができるものである。一方、中国の法律の専門家の私的な著述物は、優れた業績ではあっても、国家的慣習と同義とは見なされない。

- (5) フィリピンは、Scarborough Shoal (黄岩島) の領海における自国民の伝統的な漁業権を回復するための論理を展開するに当たって、中国の「9段線」の法的根拠を「歴史的権利」の(外縁)ラインと見なしている。北京と同様に、マニラも、海洋空間には歴史に根付いた現地の慣行に基づく伝統的な権利が存在すると主張している。北京もマニラも、これらの権利を、一般的な国際法の枠内に位置付けるために、UNCLOS を無視している。更に、北京と同様に、マニラは、こうした私的な伝統的権利は他国の管轄海域においても非排他的に行使することができる主張している。しかしながら、北京とは違って、マニラは、他国の管轄海域におけるこうした歴史的権利の適用は当該国の領海に対しては適用されないと主張している。しかし、最後の点に関しては、判例は明らかに別の判断を示している。「二国間協定や現地の慣行に基づいて国家が保有し得る歴史的権利」は、「UNCLOS の下で規定される海域によって限定されない。」領海に対しては規制されるとの主張とは反対に、こうした「歴史的権利」は、他の沿岸国の領海と EEZ においても「實際上」行使できるし、更に他の沿岸国はこうした権利に対して妥当な配慮を払う義務がある。従って、中国の漁民がこうした「歴史的権利」を「9段線」内の重複海域—この海域はフィリピンの EEZ の一部でもある—において非排他的に行使する限り、こうした歴史的権利とその行使、そして「9段線」は、南シナ海の政治的景観の永続的特徴であり続けよう。
- (6) Itu Aba (太平島) は「岩」以外の何物でもないというフィリピンの主張も、法的申し立てと予想される判決との間で同様の不一致をもたらす。マニラは、「島」と「岩」とを区別するためには、UNCLOS 第 121 条 3 項の規定を額面通り適用することを認めている。しかし、実際的な見地からすれば、この規定は、当該海洋地勢が「人間の居住を維持でき」、「岩」ではないことを実証するためには、真水の存在(と、ある程度の食糧と避難スペース)が十分な判断基準となることを意味しよう。そして更には、この規定は、住民の「安定した共同体」を維持することができる、適切な量の真水と耕作地が必要である、またこうした居住地は軍事目的のためではない、というように判断基準が拡大されていく。それでも、Itu Aba (太平島) は、こうした判断基準のほとんどを満たしている。ここには、1日当たり 65 トンの真水を汲み出す 4本の井戸があり、その内 1本は飲料水を供給でき、加えて、多様な地元産の野菜や果物があり、更に基本的なインフラや行政サービスも整備されている。
- (7) 国際司法裁判所も常設仲裁裁判所も、特定の海洋地勢が「島」か「岩」かの判断に当たって UNCLOS 第 121 条 3 項を適用した判例はなく、常に問題解決を進められる方法を模索してきた。フィリピン対中国という政治的に重要な裁判において、しかも検証はできないが、論拠の均衡 (the balance of evidence) が(裁判に参加していない) 大国に有利になっている裁判において、UNCLOS 第 121 条 3 項を適用することは、前例を破る極めて大胆な判決ということになる。しかし、フィリピンは、この仲裁手続きから何も得られないというわけではない。マ

ニラの海洋権限と海洋の自由に対する北京の違反行為に関する申立書が、南シナ海北部の Scarborough Shoal (黄岩島) の領海と EEZ に限定したものであったとしたら、マニラは、限定的ながらも確かな勝利を得られたであろう。結局のところ、2012年の中国による Scarborough Shoal (黄岩島) の占拠は、申立書の提出を促す直近の挑発行為となったからである。マニラは、南シナ海南部の南沙諸島をも提訴理由に含めるという戦略の拡大によって、身の程知らずの行為に及ぶことになったかもしれない。この誤った判断の結果は、小さなものではないかもしれない。判決が注目される。

記事参照 : Philippines v. China arbitration: be careful what you wish for

http://csis.org/files/publication/160317_PacNet_1628.pdf

3 月 21 日「南シナ海における中国の軍事化を阻止するために一米専門家論評」(Foreign Affairs.com, March 21, 2016)

米シンクタンク、The Center for a New American Security 上級研究員、Mira Rapp-Hooper は、Foreign Affairs の Web サイトに 3 月 21 日付で、“China’s Short-Term Victory In the South China Sea And Its Long-Term Problem” と題する長文の論説を寄稿し、南シナ海を取り巻く政治バランスはアメリカに有利であるが、軍事バランスはそうとはいえず、アメリカとパートナー諸国はそのギャップを埋める必要があるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) ワシントンは、南シナ海戦略において、軍事態勢の強化を怠っているわけではないが、自国の利益のために域内の支援を最大限に結集することを狙いとして、この地域における政治バランスの維持を重視してきた。一方で、北京は、戦術的な軍事バランスを重視し、アメリカが対中連携態勢を構築し得るよりも迅速に人工島を造成してきた。その結果、政治バランスは全体として明らかにワシントンに有利だが、軍事バランスはそうではない。
- (2) 均衡をとること、即ちバランスは、国際システムにおける自然な傾向と見なされる。南シナ海に対するアメリカの戦略は、一種のバランスと見なされる。アメリカは、南シナ海において、領有権主張国ではないが、航行の自由、上空通過の自由及び法の支配を含む、明確な利益を有している。言い換えれば、アメリカは、アジアにおける国際秩序を支える基本的な規範を護ることを望んでいる。従って、ワシントンの方策は、中国の南シナ海における高圧的な行動に対する域内のバランスパワーを動員するための精力的な取り組みであった。アメリカの政治的な投資は、数年前には想像もできなかったであろう、確かな外交的成果を生み出した。ASEAN は、最近の声明で、中国の人工島造成と、それがこの地域における航行の自由及び上空通過の自由を脅かしていることに、深刻な懸念を表明した。ごく最近まで、ASEAN は、中国を疎外しかねない言葉使いには気が進まなかったであろう。ASEAN 加盟国の多くが中国との密接な経済関係、更には政治的關係さえも維持しているにもかかわらず、ASEAN 加盟の南シナ海領有権主張国は、新しい滑走路での飛行テストや兵器システムの配置を非難することで、個々に中国に立ち向かい始めた。東南アジア諸国は、かつてないほどワシントンと密接な関係を持つようになり、北京の長期的な意図を益々恐れるようになっていく。ワシントンの戦略は、外交分野に限られていない。より緊密な政治関係を通じて、アメリカは、南シナ海周辺の安全保障態勢を強化してきた。こうしたワシントンの対中連携態勢の構築戦略における政治的及び安全保障要素は、持続的な管理を必要とする長期的な取り組みである。
- (3) ワシントンは長期的な多国間政治戦略に注力しているが、一方、中国は、南シナ海の軍事バラ

ンスにおける短期的な一方的変更を目指してきた。北京は、南シナ海でわずか18カ月間に3,000エーカーに及ぶ土地を造成し、猛烈な速さで3本の新しい滑走路を舗装した。そして現在では、中国は、人工島に軍事施設や軍民両用設備を構築している。ここ数年間、中国の南シナ海戦略は、「グレーゾーン」における「サラミ・スライシング (“salami slicing”）」といわれるものに頼ってきた。北京は、アメリカによる介入を招く紛争生起の敷居を越えないレベルに南シナ海における活動を制御しながら、機会主義的かつ漸進主義的に自国の利益を押し進めてきた。まず、南シナ海における北京のアプローチは、機会主義的である。北京は、本格的な紛争を引き起こす可能性が低い戦術を採用し、本格的な抵抗を受ける可能性が低い時と場所でこうした戦術を実行した。従って、中国は、南シナ海における現状変更を主導し、南シナ海において次の措置を講じる時期を選び、アメリカとパートナー諸国はこれに対応を強いられることになる。その活動のテンポもまた、中国に有利である。アメリカの長期的な外交的あるいは安全保障努力とは違って、北京の高圧的行動は一気呵成である。これらの特徴は、南シナ海の中国の行動に全て表れている。「サラミ・スライシング」は、北京に大きな成果をもたらした。この戦術は外交的かつ国際世論において中国に相応の代価を強いるが、中国は、こうした代価は長期的な成果によって相殺できると計算しているように思われる。しかしながら、最近の出来事から見て、中国は、「グレーゾーン」を踏み越えた。専門家は、中国が、大規模の紛争が発生した場合、沿岸域への外国軍の侵入あるいはそこでの作戦遂行を阻止することを狙いとした、接近阻止/領域拒否 (A2/AD) 能力を開発していることを、長らく懸念してきた。A2/ADのためには、中国は、域内を監視する精巧なレーダーシステムと、外部勢力を寄せ付けない地对空ミサイルや対艦巡航ミサイルを必要としよう。最近の永興島へのミサイル配備を見れば、ワシントンとパートナー諸国は、前進拠点としての人工島に対する中国の意図について、もはやじっくりと考えている場合ではない。

- (4) ワシントンの取り組みは、法に基づく地域秩序に対する域内諸国の支持を結集することに成功したが、このことは、この地域における長期的な米軍のプレゼンスの維持を可能にしよう。しかしながら、こうした取り組みは、南シナ海における中国による短期的な軍事バランスの変更を阻止できなかった。アメリカとそのパートナー諸国は、中国有利の趨勢を阻止しようとするなら、政治バランスと軍事バランスとのギャップを縮めることに注力しなければならない。このためには、強まる政治的コンセンサスを、アメリカ主導で南シナ海における短期的な多国間行動に変えていく必要がある。
- a. 第1に、短期的な軍事バランスに関しては、ワシントンは、パートナー諸国とともに、中国の更なる侵略行為に対する協調的対応行動を準備しなければならない。
 - b. 第2に、アメリカは、中国の継続的な高圧的行動に対して、南シナ海問題以外の領域で代価を強要すべきかどうか、再考する必要があるかもしれない。ワシントンは、代価を強要するために、米中関係の他の側面を犠牲にする必要があることを益々痛感するようになるかもしれない。
 - c. 第3に、ワシントンは、南シナ海における軍事バランスを維持するために、自らの戦略を拡大しなければならない。アメリカは、南シナ海における過剰な海洋主張に異議を唱えるために、この海域における航行の自由作戦を重視してきた。こうした作戦は定期的に行われるべきだが、もし中国が前進拠点として人工島の軍事化を継続するなら、ワシントンとパートナー諸国は、こうした活動を監視しており、武力行使には対応する用意があることを、北京

に気付かせる必要があろう。

- d. 第 4 に、ワシントンは、南シナ海における中国の軍事化は最終的にアメリカの戦略の変更を迫る可能性があることを、北京に知らしめるべきである。アメリカは、フィリピンやベトナムに対して自国の前進拠点の軍事化を懲罰すべきではないが、中国の継続的な軍事化はパートナー諸国に自制を求めるアメリカの影響力を低下させているということ、北京に伝えることができる。
- (5) これらいずれの措置も好ましいものではない。これらの措置が中国の迅速な行動を阻止できる保証はないし、またより強硬な措置は、必ず米中関係を新たな危険に曝すことになる。しかしながら、中国の行動を傍観すれば、危険な兵器によって支援された、西沙諸島と南沙諸島の海空域に対する中国の効果的な支配をもたらすことになる。

記事参照 : China's Short-Term Victory In the South China Sea And Its Long-Term Problem

<https://www.foreignaffairs.com/articles/china/2016-03-21/chinas-short-term-victory-south-china-sea>

3 月 31 日「米、中国の行動を阻止し得るより効果的な南シナ海戦略を打ち出す時—米専門家論評」(Asia Times.com, March 31, 2016)

米シンクタンク、The Center for the National Interest の上級研究員、Harry J. Kazianis は、3 月 31 日付の Web 誌、Asia Times に、“Time for a new US South China Sea strategy” と題する論説を寄稿し、アメリカは中国の行動を阻止し得るより効果的な南シナ海戦略を打ち出すべき時であるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 最近の南シナ海における中国の動向から見て、中国の台頭が平和的で、北京がアジア太平洋地域、より広くはインド太平洋地域の諸国の中で「責任ある利害関係国」となることを目指した、アメリカの目標は失敗した。北京は、南シナ海の人工島に滑走路や構築物を建造することで、域内全体の緊張を高めていることなど意に介していない。では、アメリカが次に打つべき手は何か。南シナ海を「北京湖 (“Lake Beijing”）」に変えることを目指す中国の止むことのない侵入を阻止する方策があるのか。中国の台頭を導こうとするワシントンの政策と、中国が現状に挑戦しないという期待は実を結ばなかった。巧妙な威嚇的方法を通じて現状を変更しようとする北京の試みを阻止するために、今や、ワシントンはできることは全て行わなければならない。
- (2) 私は、南シナ海における中国の威嚇的行動を阻止するために、以下のようなアプローチを提案する。
- a. 明快なメッセージの継続的な発信：政府全体を通じて、アメリカのアジアにおける主たる地政学的目標と意図について明快なメッセージ、例えば次のようなメッセージを発信する。「アジア太平洋地域、より広くはインド太平洋におけるパートナー諸国や同盟国と共有する、アメリカの最も重要な目標は、如何なる国も一方的に他国を威嚇したり、威嚇的手段によって自らの意志に従わせようとしたりしない、あるいは近海や大洋を自らの領域にしたり、自らの目的を実現するため敵対行為に訴えたりしない、平和で繁栄した現状を維持することである。」
- b. 「法律戦」を強化する：アメリカは、中国の威嚇的行動に対して多国間の声を 1 つに糾合できるように、アジア全域の友好国と協力しなければならない。これは簡単なことではないが、そうすることによって、中国と領有権主張を巡って対立する全ての当事国は、国際法廷においてフィリピンを支援したり、これら当事国自身が提訴したりすることができよう。関係当

事国による統一した規模の大きい提訴は、より強力な活動となることは確かであろう。ワシントンがこのような大規模な多国間の法律戦活動に与することはないのであるが、ワシントンは、判決によって南シナ海の支配を目指す中国の行動に対して世論がより一層反感を抱く前に、紛争解決を北京に促すために、報道や外交活動を通じてこれら諸国に強力な支援を提供することができよう。

- c. 北京に恥辱を与える：人工島造成によって北京が如何に迅速に南シナ海の現状変更を推し進めているかを世界に報じた 2015 年の CNN の映像は、中国に恥辱を与えることが、中国の現状への挑戦を阻止するための効果的な計画の一部となり得ることを示した。このアプローチを更に一歩進めて、例えば、中国が南シナ海の哨戒に利用可能な新しい滑走路を建設すれば、その画像やビデオを即座にメディアに配信すべきである。あるいはまた、北京が新しい人工島に戦闘機やミサイルを配備すれば、世界の主要なメディアができるだけ早く画像やビデオを放映すべきである。更に、南シナ海で航行の自由作戦を遂行中の米海軍戦闘艦が中国から妨害行為を受けた場合は、この出来事をビデオに撮り、直ちに「ユーチューブ」にアップロードすべきである。例えこうした妨害行為を受けなくても、ワシントンは、北京とは対照的な透明性の高いアプローチを世界に示すために、全ての航行の自由作戦に関するビデオなどのアメリカの平和的な意図を世界に示す多くの証拠を提供すべきである。中国に恥辱を与えるこうしたアプローチは、中国に対して常に個々の行為に対する弁明を強いることになり、言論戦において中国を守勢に立たせることになるだろう。
 - d. アメリカ型の接近阻止/領域拒否 (A2/AD)：多くの防衛専門家が指摘してきたように、中国は、接近阻止戦略を駆使できる唯一のアクターではない。ワシントンは、南シナ海の他の領有権主張国が最新の対艦兵器を開発したり、購入したりすることを支援できるであろう。日本にとっての 1 つの非常に現実的な可能性は、12 式地对艦誘導弾システムを、フィリピンや台湾、あるいは興味があるならインドネシアにも売却することであろう。このシステムは限定的な能力で、最新型とはいえないが、射程を延伸することはできる。更に、中国の新しい人工島を拠点にした基地やそこに配備された兵器システムを迅速に破壊するために、新たな対艦あるいは対地攻撃アセットを第三国から購入するか、あるいは共同で開発することもできよう。
 - e. 「グリーンピース」戦略：中国が、南シナ海で前進拠点を構築するために、サンゴ礁や岩礁などを大規模に破壊しつつあることから、世界中の環境保護団体に詳細な情報を提供すべきである。彼らは、南シナ海における北京の環境破壊行為に大きな関心を持っているはずである。
 - f. そして、もし北京の関心を引くことを真に望むなら：中国が南シナ海において日毎緊張を高め続けるなら、ワシントンにとって、その外交政策思考を大きく調整すべき時かもしれない。1 つの考えとしては、例えば、台湾防衛の強化といった、明快なメッセージを打ち出すことである。もし台湾が通常推進潜水艦、あるいは F-16 改や新型の F-35 戦闘機の購入によって軍事力の強化を望むならば、ワシントンは、これらを真剣に検討すべきである。アメリカは、ベトナムやフィリピンに対しても、大型の武器売買契約を提案することもできよう。軍事ベースの戦略とは別に、ワシントンは、中国の、特にチベットや新疆ウイグル自治区での人権侵害を非難することもできよう。
- (3) 以上のようなアイデアは、ワシントンが取り得るアプローチの一例であり、創造的で非対称的な戦略が北京にその行動を改めさせ得ることを示している。何時もいわれることだが、問題は、

アメリカが中国の威嚇的行動に挑戦するだけの十分な意志力を持っているかということである。我々が 1 つのことだけは知っている—アジアが、そして実際には世界が、我々を注視しているということである。

記事参照：Time for a new US South China Sea strategy

<http://atimes.com/2016/03/time-for-a-new-us-south-china-sea-strategy/>

3. 国際関係

1 月 6 日「米アジア政策の再考—宥和と戦争の間における 3 つの選択肢」(The Diplomat, January 6, 2016)

米シンクタンク、The Daniel K. Inouye Asia-Pacific Center for Security Studies (DKI APCSS) の准教授、Dr. Van Jackson は、1 月 6 日付の Web 誌、The Diplomat に、“Rethinking US Asia Policy: 3 Options Between Appeasement and War” と題する論説を寄稿し、アメリカのアジア政策に関して、宥和と戦争を避けるために 3 つの選択肢があるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカのアジア政策の統一したテーマは、安定した、リベラルな地域秩序の維持であった。しかし、現在この地域に見られる多くの傾向—即ち、域内近隣諸国間の信頼関係の低下、軍事力近代化競争の拡大、領土ナショナリズムの高揚、そして偶発的な紛争のリスクを高めるようなやり方で中国が周辺諸国に自国の主張を強要し続けていること—は、アジアにおけるアメリカの長期的利益を脅かしているにもかかわらず、現在のアメリカの政策は、こうした傾向に何の対応もしていない。では、何ができるのか。今日、一方における戦争遂行態勢と他方における見返りのない宥和、それらのいずれをも回避する選択肢を追求する時間的余裕はまだある。
- (2) 宥和も戦争も回避し、将来の状況をより良い形にするための第 1 の選択肢は、中国の潜在的な敵対国の軍事力を大幅に強化することである。最も蓋然性の高い中国との紛争シナリオは、アメリカの同盟国あるいはパートナー諸国を通して生起する紛争である。こうした紛争シナリオを説得力あるものにしていく背景要因の 1 つは、中国とその潜在的な相手国との軍事能力における極端な非対称性である。もし域内の軍事力バランスにおいて中国が圧倒的優位になれば、アメリカの同盟国とパートナー諸国は、中国から威圧された場合、中国と争う意志をなくするかもしれない。域内の同盟国とパートナー諸国の軍事力を強化することは、これら諸国が自衛能力を強化し、北京による高圧的な行動を思い止まらせる、全般的な抑止能力を強化することになる。域内の同盟国とパートナー諸国にとって、中国との軍事的均衡そのものを達成することは目標ではなく（それは不可能であり、恐らく望ましくない）、むしろ合理的で十分な自衛努力を促進することにある。
- (3) 第 2 の選択肢は、アジアの安全保障環境を可能な限り運用上透明性のあるものにするということである。戦略的透明性、即ち、他国の意図に関する信頼性は、国際関係において克服不可能な問題である。そうであっても、アジアでは、運用レベルにおけるより高い透明性の確保は可能であり、また必要である。誰が何時、何を行っているかについての状況認識は、責任ある（そして時に集団の）意思決定の基盤となる。侵略の事実を否認できる「薄いベール」を被せた、南シナ海における中国の「グレーゾーン」的な威嚇的行為は、状況認識の曖昧さを利用したもので、

そうした行為に反対する域内のコンセンサスの形成を難しくしている。域内の透明性の強化は、海上でのアクシデントや誤算の可能性を減らし、また中国が小国に対して（2012年のScarborough Shoal（黄岩島）での事案のように）威圧的な既成事実を突き付けることを難しくする。透明性の強化はまた、域内で事案が生じた時、侵略した側と防衛する側の識別を容易にし、このことは、侵略的行動を思い止まらせるとともに、小国が結束して侵略者を非難する（あるいはバランスをとる）可能性を高めることで、地域的安定を強化することになる。従って、アメリカは、アジアのパートナー諸国に対して、海洋状況認識能力の構築支援を重視することになるかもしれない。アメリカだけが状況認識能力を保有していても、透明性の強化は限られているからである。

- (4) 第3の選択肢は、第1の選択肢の派生型で、接近阻止戦略を支援するための特定の同盟国やパートナー諸国の能力構築である。この選択肢は、いわゆる「ヘッジ」戦略と狙いは同じだが、それとは別で、小国が、局地的な衝突で優位に立つことを可能にする方法である。中国は理論的にはエスカレーションの主導権を維持できるかもしれないが、実際の紛争は理論的なものではなく、局地的な作戦においてその目的を迅速に達成する小国の能力は、形勢を逆転するよりも、むしろ中国に（抵抗する）既成事実を突き付けることによって、中国の「グレーゾーン」的行動の狙いを狂わせる。接近阻止能力を構築することは容易ではない。アメリカは、特定の同盟国やパートナー諸国に対して、海洋状況認識能力の強化、ミサイル防衛そして水上哨戒/戦闘艦艇といった、接近阻止能力の構築に必要な装備を提供することができる。しかし、これだけでは不十分で、沈底機雷やその敷設ドクトリン、潜水艦、巡航ミサイル、様々な航続距離と積載量能力を持つ無人機システムも同様に不可欠である。そして、アメリカがこれらの能力を供与するためには、ベトナムなどのような国に対する、対外武器売却と資金供与に関する政治的、法的規制を緩和することが必要である。最も重要なのは、現在、ほとんどのタイプのミサイルと無人機の移転を規制している、「ミサイル技術管理レジーム（MTCR）」の改編が必要だということである。
- (5) これらの選択肢は、この地域に見られる傾向を変更しない遠回しな妥協案であって、穏健であり過ぎ、不適切である、と見る向きもあろう。また、他の人々は、これらの選択肢を危険すぎると見なすかもしれない。しかしながら、どの選択肢もリスクとのトレードオフで、3つの選択肢は、この地域における抗争と不安定な傾向に対応する中間的（そして間接的）な方法を示したものである。

記事参照：Rethinking US Asia Policy: 3 Options Between Appeasement and War

<http://thediplomat.com/2016/01/rethinking-us-asia-policy-3-options-between-appeasement-and-war/>

1月20日「中米関係の現実—中国人専門家の見方」(China US Focus.com, January 20, 2016)

中国現代国際関係研究院前院長、崔立如は、Webサイト、China US Focusに1月20日付で、“China’s Foreign Policy Shift Mirrors New Realities”と題する長文の論説を寄稿し、中国人専門家の視点から、中米関係の現実について、要旨以下のように述べている。

- (1) 中米関係は、2つの経済大国間の関係である。現在、中米関係に幾つかの変化が見られる。最大の変化は、中国が今やアメリカの主要な戦略的競争相手として台頭してきたということである。その結果、中米関係における中核的問題は、中国が世界でアメリカの支配的地位に挑戦す

るかもしれないという、アメリカにおける増大する懸念である。今日、アメリカは戦略的に後退している。冷戦後の 10 年間、アメリカは唯一の超大国として世界に君臨し、手を広げ過ぎた。オバマ政権の基本的戦略は収縮することであった。多くのアメリカ人は、世界におけるアメリカの優位とリーダーシップを引き続き望んでいいるが、過度の関与は国力を薄く拡散してしまい、結局、関与していた 2 つの戦争から撤退し、アジア太平洋重視に転換を余儀なくされた。オバマ政権が就任以来進めてきた、「アジアにおける再均衡化」戦略は一般的には中国を標的としていると見られ、アメリカは、中国を封じ込めようとしていると非難されている。しかしながら、中米間の戦略的力学の変化を考えれば、「再均衡化」は、実際には中国の発展、台頭そして拡大に対するアメリカの対応である。従って、「再均衡化」とは、古いバランスが壊れ、アメリカが新しいバランスを確立するために再調整しなければならないということを意味している。そしてその目的は、アジア太平洋におけるアメリカの主導的役割を維持することである。

- (2) 大国外交は、現実を反映するものである。中国は、今や世界第 2 位の経済規模を持つ、世界大国である。中米間の厳しい抗争は、1 つには中国の増大する強さによるものである。他方で、中米関係は長い間、経済関係が主体で、政治や安全保障面での相互関係が（経済面と）同じペースで調整されることはなかった。このことが、両国間の緊張を高めてきた。最近、米ジョンズ・ホプキンス大学の David Lampton 教授は、中米関係が協調主導の関係から抗争主導の関係に転換するかもしれない、「境界 (the “tipping point”）」について言及している。「境界」にはまだ達していないが、近づいていることは確かである。Lampton 教授はこれを非常に危険な状況であるとしているが、彼の見解は、中米関係の新たな現状を反映した典型的なものであるといえる。中米関係は、長年に亘って浮き沈みがあり、時には危機にさえ直面してきたが、中米関係の全般的な方向性を変える程の深刻な危険はなかった。しかしながら現在、人々はそのような変化を懸念し始めている。益々多くのアメリカ人を含む専門家は、「トゥキュディデスの罠」(覇権戦争不可避論) について語っている。中米関係が必然的に対立の方向に進むであろうとの懸念が高まっている。これは、過去 40 年間、目にしなかった現象である。そしてこのことは、中国が中米間の新しい大国関係を提案した所以でもある。その狙いは、非対立関係である。一部の専門家は、中米関係を、既存の大国とそれに挑戦する新興の大国との競争と定義している。例えそれが真実だとしても、対立は回避不可能ではない。時間の経過とともに、大国関係も変化するからである。「トゥキュディデスの罠」という歴史の経験は有益な示唆だが、それは中米関係の将来を指し示すものではない。
- (3) アメリカ人は、新しい大国関係という概念に対して、あまり乗り気でないのは明らかだが、彼らも非対立という考え方には同調している。アメリカの最大の懸念は、中国がアメリカのリーダーシップに挑戦しており、そして何時か恐らくアジアにおいてアメリカに取って代わるかもしれない、ということである。このような懸念を払拭するのは難しい。例えば、中米間の火種の 1 つに、南シナ海問題がある。この問題を巡る両国間の対立は、自国の主権と海洋権益を護るという中国の決意と、アジア太平洋において確立された権益を擁護するというアメリカの決意との対立である。これは、新しい時代の中米間の中核的な対立である。結局、本質的な部分において、アジア太平洋における支配的立場を維持するというアメリカの決意は不変である。このことは、南シナ海問題が短期間では解決できないことを意味しており、我々は長期的抗争への覚悟が必要である。従って、中米間のリスクの抑制と危機管理メカニズムの開発は極めて重要で、このことは、中米関係におけるコンセンサスでなければならず、また軍事関係におけ

る最優先課題でなければならない。

記事参照：China's Foreign Policy Shift Mirrors New Realities

<http://www.chinausfocus.com/foreign-policy/chinas-foreign-policy-in-transition-proactive-approach-mirrors-new-realities/>

1月28日「オバマ政権の功績、アジア関与のアーキテクチャー構築—米専門家論評」(The Diplomat, January 28, 2016)

米シンクタンク、The Center for American Progress の東・東南アジア部長、Brian Harding は、1月28日付の Web 誌、The Diplomat に“Obama's Asia Engagement Architecture: A Framework on Which to Build” と題する論説を寄稿し、アメリカの大統領がアジアに振り向ける時間と関心を引き上げたことがオバマ政権のアジア政策における遺産だとして、要旨以下のように述べている。

- (1) オバマ大統領は、2016年には5月のG7サミットのために日本を、9月には東アジアサミットのためにラオスとベトナムを、また同じ9月にはG20サミットのために中国をそれぞれ訪問することが既に予定されており、アメリカの大統領として、アジア地域の国を最も多く訪問したブッシュ前大統領の記録を塗り替えることが決まっている。大統領就任以来7年間における、オバマ大統領の7度のアジア訪問は、アメリカのアジアへの関与における「新しい常態 (the “new normal”）」の主要な柱となった。オバマ大統領のアジアへの関心は、この間におけるアメリカのアジアでの大きな成果に繋がった。就中、TPP交渉の成功、東南アジアとオセアニアにおける軍事アクセス協定の実現、中国との気候変動に関する歴史的な合意、そして日米同盟を刷新する新ガイドラインである。これらの成果は、次期政権がそれらを踏まえて更なる進化を追求できる、オバマ政権の大きな遺産である。
- (2) しかしながら、オバマ政権のアジア重視政策において正当に評価されていない主たる功績は、2009年の就任以前に姿を現し始めたばかりの、この地域への関与のための多くのアーキテクチャーの構築であった。ヨーロッパでは冷戦期間中に、定期的なNATOサミット、G7/G8サミット、あるいは頻繁なNATO閣僚会議など、関与のための制度的枠組ができ上がっていたが、アジア太平洋地域には、米政府首脳がアジアを重視せざるを得ないようなアーキテクチャーはほとんどなかった。その結果、ジョンソン、ニクソン、フォード、カーター、レーガンそしてブッシュ父の歴代大統領は、在任中アジアを訪問したのはそれぞれわずか2回に過ぎなかった。その前のトルーマンとケネディは訪問さえしていない。米大統領のアジア訪問が増えたのはクリントンからで、彼はAPECを創設し、以後、ブッシュ前、オバマ現大統領は少なくともAPECのアジア開催に併せてアジアを訪問した。皮肉にも、東アジアサミットに参加するというオバマ大統領の決定は、アメリカの大統領が毎年ASEAN加盟国を訪れるという公約となった。ヨーロッパとはすでに何十年にも亘って大統領が出席するサミットが行われてきたが、アジアでの大統領の出席を求めるサミットは初めてであった（なお、中東やアフリカではまだない）。その結果、今後、2016年のようにAPECがアジアで開催されない年にも、大統領は東アジアサミット出席のために東南アジアを訪問することになる。それに併せて、オバマ大統領はラオスを訪問する最初の米大統領になる。このように、国連関係の会議やその他の会議に併せて、米大統領とASEAN首脳との会合を定期的に行うというオバマ大統領の決定は、アメリカとASEANの関与のレベルを首脳レベルに引き上げることになった。
- (3) オバマ政権の閣僚も、アジアへの定期的な関与のためのアーキテクチャーを構築してきた。例

えば、国務・国防両長官は、日本やオーストラリアとの閣僚レベルの「2+2」会合を拡大し、韓国とフィリピンとの間でも開催した。国務長官と財務長官は、毎年行われている米中・経済戦略対話に参加している。クリントン前国務長官とケリー現長官は、インドネシアとシンガポールとの間で年次外相会談を立ち上げた。2010年には、当時のゲイツ国防長官が拡大 ASEAN 国防相会議（ASEAN Defense Ministers Meeting Plus : ADMM プラス）の一連の会議に参加し、多国間の国防相レベルの会議への関与を事実上制度化した。更に、国務省と国防省は、以前には存在しなかった次官級レベルにおけるアジアへの関与を制度化する、例えば米比 2 国間戦略対話、米マレーシア防衛政策対話、そして米ラオス 2 国間包括的戦略対話など、多くのメカニズムを立ち上げた。

- (4) オバマ政権のアジア政策において重要だが過小評価されている側面は、こうした米政府首脳レベルのアジアへの関与の時間を増やしたことであり、そして後継政権にも引き継がれることになるアジアへの関与のためのアーキテクチャーを構築したことである。今後、専門家がアジアに関するオバマ政権の遺産を議論する際には、アメリカの大統領がアジアに振り向ける時間と関心を大幅に引き上げた、ということについては大方の領けるところとなるであろう。

記事参照：Obama's Asia Engagement Architecture: A Framework on Which to Build

<http://thediplomat.com/2016/01/obamas-asia-engagement-architecture-a-framework-on-which-to-build/>

2月16日『中国はより積極的な外交政策をとるべし』、中国の著名学者の新著—インド人専門家書評』(South Asia Analysis Group, February 16, 2016)

インドのシンクタンク、The Chennai Centre for China Studies の研究員、D. S. Rajan は、シンクタンク、South Asia Analysis Group の Web サイトに、2月16日付で、“Influential Chinese Scholar: ‘China should be More Assertive, Build Military Alliances’” と題する書評論説を寄稿し、中国清華大学中国現代国際関係研究院長、閻学通の新著、*The Transition of World Power: Political Leadership and Strategic Competition* (『世界パワーの移動-政治的指導力と戦略競争』) を取り上げて、インド人の視点から、新著に見る閻の主張に対して要旨以下のように論じている。

- (1) 閻の著書は、中国共産党や中国政府の考え方を反映するものではないものの、中国国営メディアが閻の著書について好意的なコメントをしたことから見れば、閻氏の見解が指導部内にも一定の支持があることを示唆している。また、閻が習近平政権の新外交政策の強力な支持者であることから、閻の見解は、単なる学者としての考えではなく、政権の指導者の意思がその背後にあることが窺える。
- (2) 最も率直な閻の主張は、中国がもっと積極的な外交政策をとるべきであるという点にある。閻によれば、現在の中国の南シナ海政策は積極的なものではなく、中国の国益を護ることのみを意図している。閻は、フィリピンとベトナムだけが南シナ海において中国と対立しており、その他の国、例えばアメリカの長年の同盟国であるシンガポールやタイなどは近年中国に近寄ってきている、と見ている。更に、閻は、「中国はアメリカに倣って軍事同盟関係を構築すべきである」とし、現在、世界第2位の大国になった中国にとって、1982年から採用している非同盟主義は、もはや中国の利益を護る上で相応しいものではなくなっていると主張している。しかし、閻によれば、中国が非同盟主義を放棄するためには、同盟関係を冷戦時代の産物であるとして批判してきた長年のプロバガンダが主たる障害となっている。では、中国がどのようにし

て同盟関係を構築すべきかについて、閻は次のように述べている。「経済援助や元借款だけでは、中国と他国との関係を変えることは不可能である。ユーラシア大陸を跨ぐ経済開発を目指す『一带一路』構想も他国との関係を根本的に変えることができない。中国が提供している経済援助の額が中国の能力を上回っており、その額を年間の外貨収入の1%（2015年の外貨収入の1%は約350億ドル）までに減らすべきである。中国は、経済援助を縮小して、軍事援助に変えるべきである。軍事援助は、戦略的協力を強化し、政治的支援を確保するために、友好国に対して供与されるべきである。中国はより多くの同盟国を作れば作る程、アメリカとの関係もよりバランスのとれたより安定した関係になるであろう。反対に、中国が同盟国作りを避ければ避ける程、アメリカは中国を封じ込めるチャンスが増え、従って、中米関係が不安定になりかねない。」更に、閻によれば、中国は国益のために、中国が同盟国と見なす国に軍事基地をもつべきであるが、現在中国にとって真の同盟国といえるのはパキスタンだけであり、このような基地をどの国に持つことができるかについては、特定の国名を挙げるのは時期尚早であるという。北朝鮮について、閻は、「北朝鮮は、中国との間で1961年に中朝友好協力相互援助条約を結んでいるが、中国の同盟国ではない。中国は2013年に、北朝鮮とは通常の2国関係であり、同盟関係ではないと公式に明言した。また、北朝鮮が非核化の状態に戻ってくれば、中国とアメリカは北朝鮮に対して、安全保障を提供すべきである」と述べている。

- (4) 著書に見る閻の主張は、2009年から始まった中国の安全保障主体の外交政策の展開という文脈の中で分析する必要がある。中国は2009年に、「核心利益」を外交政策の戦略的重点と位置付けた。この外交政策は、国家が「核心利益」については如何なる妥協も拒否し、その保護に当たっては軍事的手段も辞さないという前提に基づくものである。2009年7月に当時の戴秉国・國務委員が明らかにしたところによれば、「核心利益」とは以下の3つである。第1の核心利益は、中国の基本的体制と国家安全保障の維持である。第2は、国家主権と領土保全である。第3は、経済社会の持続的かつ安定的な発展である。また、チベット、新疆、台湾そして南シナ海も核心利益として挙げられている。2013年1月28日に開かれた中国共産党中央政治局の集団学習において、習近平国家主席は、こうした外交政策の背景について、「中国は、他国の国益を犠牲にして、自らの発展を追求することはない。（中略）我々は、自らの合法的権利を決して放棄しないし、また我々の核心利益を犠牲にすることもない。如何なる国も、我々が自らの核心利益について妥協すると考えるべきではない」と強調した。要するに、中国の外交政策は、鄧小平時代の「韜光養晦」政策から確実に転換したのである。更に、2014年11月の中央外事工作会議において、習近平主席は、平和、発展、協力とウィン・ウィン関係を強調し、「中国の一般的な国内利益と国外利益と、中国の発展と安全保障の優先課題とを、バランスのとれた方法で追求する。平和的発展と民族復興が主要路線であり、国家の主権、安全保障、発展利益を維持し、平和的発展のために有利な国際環境を促進する。これらはすべて、『2つの世紀に跨がる目標』と中華民族の偉大な復興である『中国の夢』の実現のためである」と主張した。
- (5) 上記の背景から見れば、経済援助を縮小して軍事援助に変えること、そして軍事同盟関係を構築し、それら同盟国に海外基地を設けることなど、中国はより積極的な外交政策を採用すべしとする閻の主張は、今後、中国の対外行動がより積極的なものになって行くことを示唆していると見られる。閻の主張が現実となれば、中国との領有権紛争を抱える近隣諸国にとって、領土紛争の戦略的意味合いがより深刻なものとなり、その結果、地域の緊張が一層高まりかねない。地域の平和と繁栄を維持していくためには、全ての利害関係国が、一堂に会し、このよう

な緊張の激化を阻止することについて合意すべきである。

記事参照：Influential Chinese Scholar: “China should be More Assertive, Build Military Alliances”

<http://www.southasiaanalysis.org/node/1947>

参考記事：Q. and A.: Yan Xuetong Urges China to Adopt a More Assertive Foreign Policy, New York Times, February 10, 2016,

http://www.nytimes.com/2016/02/10/world/asia/china-foreign-policy-yan-xuetong.html?_r=0

2月24日「米ASEAN関係における首脳会談の重要性—米専門家論評」(The RAND Blog, February 24, 2016)

米 Rand 研究所の特別研究員、Lyle J. Morris は、RAND の Blog に 2月24日付で、“The Importance of Sunnylands for U.S.-ASEAN Relations” と題する論説を寄稿し、2月半ばに初めて米国内で行われた米 ASEAN 首脳会談の意義について、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカ国内で初めての米 ASEAN 首脳会談が 2月半ばにカリフォルニア州サニーランドで開催された。一部の批評家は、双方とも南シナ海における中国の大規模な埋め立てと軍事化による緊張の激化に明確に言及しなかったことを理由に、首脳会談と発出された共同声明を失敗と決め付けた。しかしながら、この批判は木を見て森を見ずの類いである。アメリカが首脳会議に臨む目的は、常に実質的であるよりも象徴的なものである。今回の首脳会談は、初めてアメリカで開催されたことに意義があり、米 ASEAN 関係における新時代の始まりと見るべきである。今回の首脳会談は、米 ASEAN 関係を「戦略的パートナーシップ」に格上げした、2015年11月のクアラルンプールでの第3回米 ASEAN 首脳会談に続いて行われ、この地域に対するアメリカのコミットメントの重要な象徴となった。
- (2) ASEAN が会議で発出する共同声明は、ASEAN が直面している南シナ海で進行中の領有権紛争という、中心的な安全保障問題に対応していないとして、常に非難的になっている。しかしながら、今回の首脳会談の共同声明とオバマ大統領の記者会見での発言には、中国の最近の域内における行動に対する高まる懸念を反映して、南シナ海における侵略的かつ威嚇的行動を非難する、微妙だが重要な表現が含まれている。共同声明の第7項と8項は、以下のように述べている。
 - a. 第7項：国際法と1982年の国連海洋法条約（UNCLOS）において普遍的に認められた諸原則に従って、武力による威嚇または実際の行使に訴えることなく、法的かつ外交的プロセスを全面的に尊重することを含め、紛争の平和的解決に対するコミットメントを共有した。
 - b. 第8項：非軍事化と軍事活動の自制に加えて、UNCLOS に規定された、航行と上空飛行の自由の権利及びその他の合法的な海洋の利用と、妨害のない合法的な海洋における通商活動を含む、海洋の安全保障を確立するための、この地域の平和、安全保障と安定の維持に対するコミットメントを共有した。
- (3) これらの2つの項目はともに、各国が UNCLOS と国際法の諸原則を遵守するとともに、武力による威嚇と実際の行使を自制することに、アメリカと ASEAN 各国の指導者が合意に達したことを示唆している。特に第8項は、南シナ海における航行の自由作戦を開始するというアメリカの決定に照らして、重要な意義を持つ。これら2つの項目の文言の明白な標的は中国であ

った。オバマ大統領は会議後の記者会見で、南シナ海問題に明確に言及して、「我々は、南シナ海の係争海域における更なる埋め立て、新しい建造物の構築及び軍事化の中止を含む、緊張を緩和するための具体的な措置の必要性について議論した」と語った。

- (4) アメリカの4番目に大きい貿易パートナーとして、ASEAN は、アメリカのアジアにおける再均衡化政策にとって重要で益々不可欠の要素となっている。ASEAN との密接な関係は、明らかにオバマ大統領の外交政策における成功物語の1つとなりつつある。オバマ大統領は、ASEAN 地域への訪問が歴代のどの大統領よりも多く、既に7回に達している。そして5月のベトナム訪問がこれに加わる。こうした数多い訪問が成果をもたらすかどうかは、今後の時間の経過を待たなければならない。しかしながら、少なくとも現在のところ、このことは、アメリカは象徴性が政治的資産となる地域との関係を重視していることを示す、重要なシグナルとなっている。

記事参照：The Importance of Sunnylands for U.S.-ASEAN Relations

<http://www.rand.org/blog/2016/02/the-importance-of-sunnylands-for-us-asean-relations.html>

【関連記事】

「大国政治に脅かされる ASEAN の求心性—シンガポール専門家論評」(RSIS Commentaries, February 29, 2016)

シンガポールの S.ラジャラトナム国際関係学院 (RSIS) の Henrick Z. Tsjeng 研究員は、2月29日付の RSIS Commentaries に、“ASEAN Centrality: Still Alive and Kicking” と題する論説を寄稿し、ASEAN は米中の大国間の政治力学によってその求心性に陰りが見られるようになってきているが、団結心を維持し、統一した一つの声で主張するよう努力すべきであるとして、要旨以下のように述べている。

- (1) 最近、オバマ米大統領が ASEAN10 カ国首脳を招いてカリフォルニア州のサニーランズで開催した米 ASEAN 首脳会議は、アメリカのアジアにおける再均衡化政策に対する支持を高める機会となった。会議後の共同声明は、米 ASEAN 関係の主要原則を改めて確認するとともに、アジア太平洋地域で発展しつつある地域的機構における ASEAN の中心的役割の重要性が確認された。大国間の政治力学の中で ASEAN の求心性に陰りが見られる中で今回の首脳会議は、ASEAN の存在感を改めて確認するものとなった。ASEAN の中心的役割、即ち ASEAN が地域的機構の中で主導的役割を維持していくという原則は、10 カ国が団結することによって ASEAN の利益を堅持し、域外の大国が自らの意志をこの地域に押し付けることを決して許すことなく、これら域外大国に立ち向かうことができるし、またそうしなければならないということを経験している。
- (2) 最近の ASEAN は大国間、特に米中間の抗争によって、益々異なった方向に引っ張られているようで、ASEAN の求心性は試練に晒されてきた。多くの専門家は、地域グループとしての一体性を保持し、地域協力における指導的役割を果たし続ける ASEAN の能力に、益々悲観的になってきている。こうした悲観的な見方は、2012年のカンボジアでの ASEAN 外相会議において、ASEAN の歴史上初めて共同声明が発出できなかったことに端を発している。これは、当時の ASEAN 議長国、カンボジアに対する中国の影響力によるもので、南シナ海問題については解決に向けての原則声明が外相会議で発出されたものの、ASEAN の求心性にとって大きな

政治的後退と受け止められた。ASEAN 加盟国の地域防衛協力については遅々としたペースながら継続されてきたが、この分野でも、大国政治の駆け引きから逃れることはできなかった。南シナ海問題については、中国が 2 国間対話に固執し、ASEAN 全体との対話に応じる余地は全くないと主張しているにもかかわらず、近年、アメリカは、ASEAN が団結してこの問題により積極的に対応するよう働きかけてきた。こうしたアメリカの働きかけは、2015 年 11 月のクアラルンプールで開催された第 3 次拡大 ASEAN 国防相会議（ADMM-Plus）でも見られたが、この会議では共同宣言が出されなかった。

- (3) この会議から、多くの専門家は、ASEAN が求心性を失いつつある、と見なすようになった。しかしながら、大国間の抗争が益々強まって行くことは確かだとしても、こうした見方は、表には現れない ASEAN の団結力の強さを見落としている。例えば、第 3 次拡大 ASEAN 国防相会議の前日に開催された国防相自由討論（ADMM Retreat）では、翌日の拡大会議で共同宣言が発出されなかったという大きなニュースの影であまり注目されなかったが、緊急事態発生時における対応策の調整を図る、直通通信リンク（Direct Communication Link）の設置構想の合意といった、重要な成果が実現している。しかも、この会議で、南シナ海問題を共同宣言に含めることを巡って、アメリカ、中国及びその他の国々との間での意見の不一致が予想されたことを考えれば、ASEAN は、南シナ海問題を含める共同宣言を発出しないことで、実際にはこの会議において自らの団結力と中心的役割を誇示したといえる。この会議では共同声明の代わりに、議長国マレーシアは、全会一致を必要としない議長声明を発出し、その中で、南シナ海行動宣言（DOC）や南シナ海行動規範（COC）に言及した。
- (4) 米 ASEAN 首脳会議では、アメリカが ASEAN に対して自らの政策課題を提示する機会となったが、共同宣言では南シナ海問題に関しては何ら明示的な言及がなされなかった。共同宣言の第 5 項では ASEAN の中心的役割への支持が表明されているが、実際にはそれに続く 4 つの項目における国際法の遵守と紛争の平和的解決の重要性に言及した部分で、ASEAN の中心的役割が強調されている。しかし、これら 4 つの項目は暗黙裏に示唆してはいるものの、南シナ海問題における ASEAN の中心的役割については一切言及されなかった。アメリカは、ASEAN の中心的役割に対する支持を益々強めながらも、少なくとも南シナ海問題に関しては自己の主張を押し付けることはしなかったようである。このことは ASEAN の中心的役割が機能している証拠であり、外部からの関与によって影響を受けながらも、大国政治によって ASEAN 自身の政策課題が奪われるべきでないことの重要性を示している。近年、ASEAN の中心的役割は大国間の抗争によって脅かされてきたかもしれないが、ASEAN 加盟国間、そして ASEAN と対話相手国間の協力関係は大きく進展してきた。今後、ASEAN は、統一した一つの声で主張するとともに、団結心、連帯感そして中心的役割を損ねないような形で協力関係の範囲を拡大していくべく、引き続き努力していかなければならない。

記事参照：ASEAN Centrality: Still Alive and Kicking

<http://www.rsis.edu.sg/wp-content/uploads/2016/02/CO16048.pdf>

3月3日「古代コリント人と似通った現代アメリカのタカ派の対中強硬論—米専門家論評」(China US Focus, March 3, 2016)

米シンクタンク、The Center for the National Interest 研究員、Jared McKinney は、3月3日付の Web 誌、China US Focus に、“Hawks as Corinthians: Thucydides and the “Stand Up to China”

Argument”と題する長文の興味深い論説を寄稿し、アメリカのタカ派の南シナ海を巡る対中強硬論は古代コリント人のスパルタに対する議論と似通っているとして、そこから何を学ぶかということについて、要旨以下のように述べている。

- (1) アメリカがリーダーシップを発揮し、中国にアメリカの強さを見せ付けるべしとする、現代アメリカのタカ派の議論は、紀元前 432 年にスパルタの同盟国、特にコリント人がアテネ人の不正と侵略を非難し、アテネに対する戦争の決断をスパルタに求めた、古代ギリシャの政治集会を彷彿させる。こうした比喻は、この間の歴史を著述したトゥキュディデスを喜ばせることになる。歴史アナロジーの援用には慎重でなければならず、また、古代ギリシャの小規模な紛争を分析することだけで現代の外交政策を判断することは明らかに不合理であろう。しかしながら、実際に紀元前 432 年のスパルタの政治集会を吟味してみれば、アメリカのタカ派が好戦的なコリント人に相当似通っていることが分かる。この古代の紛争から、我々は、「トゥキュディデスの畏」という歴史に無関係な寓話を超えた、何らかの教訓を引き出せるかもしれない。
- (2) コリント人は、スパルタが何故アテネに立ち向かわなければならないかについて、以下の 4 つの議論を提起した。現在の米中関係を分析する人にとって、不気味な類似性を見出すかもしれない。
 - a. 第 1 に、コリント人のレトリックは、スパルタを、アテネが一線を越えないようにしておく責任を負う、保安官として位置づける。「全ての責任を負うのはあなた方」であり、アテネのパワーの拡大を許したのは「何よりもあなた方であった」とコリント人は激しく非難した。その上で、「我々は、アテネの傲慢な侵略に対して、更には、我々の助言を無視したスパルタに対して、抗議しなければならない」と主張した。スパルタの不作為は、アテネに対する強固な対応を妨げ、スパルタの同盟国を失望させた。これは、今日、オバマ大統領を批判する人々の最も基本的な議論である。
 - b. 第 2 に、アテネの「サラミ・スライミング」はこの地域を脅かした。「アテネ人に関して、我々は、彼らのやり口と、彼らが如何にして近隣諸国を徐々に侵食していったかを承知している。彼らは、こうした状況に対するあなた方の鈍感さによって、人目を引くことなく自らのやり口を押し進めることができると確信しているが故に、漸進的に事を押し進めている。あなた方は、何が起きているかを認識せず、それを阻止するために何もしないであろうと彼らが確信すれば、彼らは全力で侵出してくるであろうことを気付かされることになる」とコリント人は主張した。要するに、敵対的行為はある時点で阻止されなければならない、しかもそれは早ければ早い程良い。この議論は、南シナ海での中国の活動に関して今日頻繁に行われているものである。
 - c. 第 3 に、侵略を阻止する方法は、抑止と積極的なシグナルの伝達によるということである。コリント人は言う。「平和を確保するための最も可能性のある方法は、正義のために自らの力を行使することだけでなく、侵略を容認しない決意を相手に完全に確信させるようにすることである。」平和は、力をよるだけでなく、侵略を絶対に容認しない外交政策によっても、実現する。今日、これは正に、抑止力に信頼を置く人々に支持されている議論である。
 - d. 最後に、地域の地殻変動は、国家の歴史的なリーダーシップを脅かす。コリント人は最後に、「ペロポネソス半島のリーダーシップは、あなた方の父祖から受け継いできたものだ。この偉大なリーダーシップを維持せよ」との緊急の請願を行ってこの議論を終わらせた。言い換えれば、真のリーダーシップとは、近隣諸国の争いの間に割って入り、これら諸国から偉大と

見なされる、覇権的存在であることが求められるのである。

- (3) この時空を超えた議論から何が引き出せるか。
- a. まず、抑止と戦争との間は紙一重ということである。侵略に対する不寛容は、「平和を確保する最も可能性のある方法」であるが、スパルタの政治集会が理解していたように、それは「戦争を引き起こす最も可能性のある方法」でもある。抑止とは、いずれの側にも引き下がる意思がない場合は機能しない。アテネはスパルタに対する如何なる譲歩をも拒否したが故に、1年後の紀元前 431 年に戦争が勃発した。
 - b. アメリカのタカ派は、アメリカの抑止力とそれが発信するシグナルに対応して中国が引き下がる想定し勝ちであるが故に、今日、抑止と戦争の連関が重要である。一般的に、この想定を正当化する人々は、アメリカの力（とそれとの抗争）の迫真性と、経済的孤立の脅威との故に、中国は屈するはずだと主張する。この想定の特長は、トゥキュディデスがまったく言及しなかった、名誉や正義のバランスという問題を考えていないことである。アメリカ人が「侵略」と見なすことは、中国人が正義と見なしていることである。即ち、中国は、数世紀に亘ってその沿海域を支配する第三国によって侮辱されてきた、そして現在、これら数世紀に及ぶ侵略に対抗して、先祖の海を取り戻しているというのが、中国人の主張である。
 - c. この想定の特長の 2 つ目の特長は、中国が、アメリカとその同盟国の強さと抗争して打ち負かされるか、あるいは引き下がってアメリカ主導の秩序に従うか、という 2 つの選択肢しか持っていないと想定していることである。しかし、実際には、ロシアとの同盟関係の深化は、「一帯一路」構想による「西進」戦略と相まって、戦略的そして経済的景観を大きく変える可能性がある。中国は、少なくとも長期的には、2 つ以上の選択肢を持っているといえる。
 - d. この想定の特長の最後の特長は、アメリカとその同盟国の軍事的、イデオロギー的な覇権によって支配された地域に生きることは中国人にとって戦略的に我慢できることである、との想定に立っていることである。この地域の安定したリーダーの役割を指向する、中国の独特の歴史的性癖を抜きにしても、こうした想定は、歴史と地政学的現実を無視するものである。
- (4) 「侵略」という問題もまた、注目に値する。紀元前 432 年、アテネは愚かに振る舞っていたが、厳密に言えば、スパルタとの以前の平和条件に違反してはいなかった。スパルタ人が「条約は破られた、戦争を宣言すべきだ」ということに決した時、この事実を無視した。今日、中国の南シナ海における埋め立て活動は、二面的行為である。即ち、埋め立て活動自体は国際法に照らして明らかに合法だが、（主権を巡る紛争があるが故に、また他の領有権主張国も小規模ながら埋め立て活動をしてはいるが）中国の行為は侵略とされるのが一般的となってきた。こうした活動や、その他の行為、例えば、石油掘削リグや漁船を係争海域に派遣すること、あるいは放水砲によって領有権主張を護ることなど、これらを侵略と呼ぶのは侵略の定義を拡大している。他国が明らかに合法的に保有している領土に対して、中国が脅かしたり、侵略したりして、新たに領有権を主張すれば、それは非難に値する侵略であり、非合法的な行動ということになる。中国はそうした行為をしてこなかった。紀元前 432 年に侵略を拡大して定義するのは間違いであったが、現在でも間違いであることには変わりない。
- (5) 今日、タカ派は、アメリカが好んで内に引き籠もり、温和しく、かつ意志が弱いと見なしている。彼らは、中国が国際規範を平気で無視するとともに、アメリカのリーダーシップを脅かしている、と見ている。その上で、彼らは、アメリカの偉大さを今一度誇示する方法は、アメリカの力を再強化し、アメリカのビジョンに反対する国と対決することである、と考えている。

これは、紀元前 5 世紀にコリント人が考えていたスパルタである。この時、コリント人はこの議論に勝利した。スパルタは、アテネに対して 3 項目の過酷な通告を言い渡したが、アテネは譲歩を拒否した。紀元前 5 世紀のアテネの黄金期を終わらせた 27 年間に及ぶ戦争は、ギリシャ世界の人口を大幅に減少させ、最終的に何も解決しなかった。我々の現代のコリント人がこの議論に勝利するかどうかは、時の経過だけが語ってくれるであろう。

記事参照 : Hawks as Corinthians: Thucydides and the “Stand Up to China” Argument

<http://www.chinausfocus.com/foreign-policy/hawks-as-corinthians-thucydides-and-the-stand-up-to-china-argument/>

4. 北極海関連事象

4-1 主要事象

1 月 8 日「アメリカが追求すべき 2016 年の北極圏における重点政策—米専門家論評」(The Heritage, January 8, 2016)

米シンクタンク、ヘリテージ財団の Luke Coffey、Daniel Kochis、Brian Slattery は連名で、1 月 8 日付の同財団機関誌、The Heritage に、“Top Five U.S. Policy Priorities for the Arctic in 2016” と題する論説を寄稿し、2016 年はアメリカにとって北極評議会議長国として最後の年であり、アメリカは、北極圏における指導的役割を最大限に発揮するために、以下の 5 つの問題を 2016 年の北極圏政策の重点項目として追求すべきであるとして、要旨以下のように述べている。

(1) 北極評議会議長国としての役割

アメリカは 2014 年 4 月、カナダから北極評議会議長国の任を引き継いだ。アメリカは議長国として、北極圏に関する政策課題を明確化させる良い機会であったが、現在までのところ、その成果は限定的である。北極評議会議長国は必ずしも強い力を発揮できるわけではないが、議長国は北極評議会に対して議題を設定する権限を有している。アメリカは、議長国として、現実的かつ達成可能な目標を設定することに努力すべきである。そのためにも、アメリカは、北極圏における経済的自由を促進し、北極圏や北極評議会に対する米国民の関心を高め、全てのアラスカ住民の所要を満たすよう努力し、北極圏の海洋境界画定問題の平和的な解決に努力し、EU のオブザーバー国申請を阻止し、そして北極圏における捜索救難 (SAR) や災害対処の能力を強化していくべきである。そしてアメリカは、2017 年初頭に議長国を引き継ぐフィンランドと密接に協力すべきである。そうすることで、アメリカが議長国であった期間に開始されたプログラムや計画の継続性が担保されることになる。

(2) 北極圏の安全保障と 2016 年 NATO ワルシャワ首脳会談

次の NATO 首脳会談は、2016 年 7 月にポーランドのワルシャワで開催される。NATO がこれまでほとんど無視してきた地域の 1 つが、北極圏である。NATO は、加盟国の北極圏領土を含めた、加盟国の領土保全を目的に設立された集団的安全保障機構である。カナダ、デンマーク、アイスランド、ノルウェー及びアメリカの 5 つの NATO 加盟国は、北極圏の国々である。更に、フィンランドとスウェーデンの 2 つの同盟国も、北極圏に領土を有している。NATO は、北極圏における役割に関して何の合意もできていない。NATO の「2010 年戦略構想 (2010 Strategic Concept)」には、北極圏の安全保障問題は含まれていない。今こそ、NATO は、北極圏における安全保障上の課題に対処するために、フィンランドとスウェーデンとも協力して、包括的な北極政策を策定すべき時である。アメリカは、ワルシャワ首脳会談を、NATO の北極圏における課題を確認し、北極圏の安全保障問題に対する共通政策に同意する機会とすべきである。

(3) 北極圏の経済的自由

北極圏の経済的自由は、アメリカの北極政策における最も重要な原則の 1 つである。北極圏における海運、観光、資源開発といった分野は、今後成長が見込まれる。北極圏には、豊富な地下資源、野生動物、魚類、その他の天然資源が存在している。アラスカ州ノースロープに居住する 1 万人を含む北極圏で生活する人々にとって、生活水準を向上させる最善の道は、経済的自由を促進する政

策を追求することである。アメリカは、北極圏の経済成長を遅らせたり無視したりするのではなく、北極圏に居住する人々の生活を良くするためにも、そして北極圏の責任ある開発を奨励する手段としても、透明性の向上や自由市場を通じて経済的自由を促進しなくてはならない。

(4) 北極圏におけるアメリカの領海

北極圏におけるアメリカの経済的利益は今後増大して行くであろう。しかしながら、北極圏のアラスカの住民は、予測不可能な海氷状況、厳しい気象環境、不十分なインフラなど、北極圏特有の問題に直面している。こうした問題と、今後増大すると見られる北極圏の物流を考えれば、北極圏における適切なプレゼンスを維持し、政策を遂行するアメリカの能力は、益々不可欠になるであろう。2010年以來、アメリカ沿岸警備隊は、北極圏での任務遂行のため、3隻の中型砕氷船と3隻の大型砕氷船が必要であると主張してきた。しかし現在、それぞれ各1隻しか運用されていない。現在アメリカが保有する唯一の大型砕氷船、USCGS *Polar Star*は、船齢が40年を超え、今後も運用維持するためには数年以内に大規模な改修が必要だが、いずれにせよ、2020年前後には退役が予定されている。新たな大型砕氷船の建造については、ここ数年間議論されているが、約10億ドルの費用がかかることや建造期間が10年以上かかることもあり、話は進んでいない。米議会は、海外の砕氷船の購入を含めた、砕氷能力の再構築に関する全てのオプションプランを検討する必要がある。そして議会は、無人機システムへのさらなる投資を通じて、沿岸警備隊の北極圏における「海洋の状況識別 (MDA)」能力の強化を支援することも必要である。

(5) 北極圏におけるロシアの軍事化

ロシアのプーチン大統領は、モスクワにとって北極圏が重要な地域であることを強調してきた。最新のロシアの海軍ドクトリンは、北極圏を最優先事項にしている。ロシア海軍の3分の2を占める北方艦隊には、1個海兵旅団相当戦力が増強されることになっており、同部隊はノルウェーの国境から9マイルも離れていないムルマンスク州のペチェンガ近郊に駐留する。2014年12月には、北極圏におけるロシア軍全体の活動を調整するために、北極司令部が新設された。北極圏全域において、飛行場や海軍基地などを含めた、旧ソ連時代の軍事施設が再開されつつある。ロシアは、北極圏で使用する特別仕様の1.7トンのドローン（無人機）を開発している。この無人偵察機は2017年にも運用を開始すると見られ、その航続距離は2,485マイルで、ロシア沿岸域から北極点までを2往復できるに十分な距離である。アメリカは、北極圏における主権を護るために、十分な監視と適切な軍事能力の強化を怠ってはならない。北極圏の自国領内の何処にでも自由に軍事能力を展開できるのがロシアの強みだが、モスクワは最近、(ウクライナで見せたように) 目的達成のため自国国境を越えて軍事力を行使する意志を明示していることから、北極圏への軍事的展開は他国に対して警戒心を抱かせるものとなっている。北極圏だけを例外視する理由が全くないからである。

(6) 今後を展望すれば、現在の政策決定や投資が今後の北極圏における課題にアメリカがどう対応していくかを左右する。他国が北極圏における国益防衛のためにその資源や資産を投資していることから、アメリカもこれら諸国の後塵を拝する訳にはいかない。北極圏は経済的、地政学的に益々重要になってきており、従って、アメリカには手を拱いている時間的余裕はない。

記事参照 : Top Five U.S. Policy Priorities for the Arctic in 2016

<http://www.heritage.org/research/reports/2016/01/top-five-us-policy-priorities-for-the-arctic-in-2016>

3月3日「米海軍潜水艦、北極海での演習開始」(Naval Technology.com, March 3, 2016)

米海軍潜水艦隊 (COMSUBFOR) は 3 月 3 日、北極海での米海軍氷上キャンプ、Ice Camp SARGO の建設に続いて、5 週間に及ぶ北極海での演習、The Ice Exercise (ICEX) 2016 を開始した。この演習にはカナダ、ノルウェー及び英国を含め 4 カ国から 200 人以上の要員が参加し、北極海域における作戦運用の可能範囲を評価し、テストする。この演習は、米海軍北極海潜水艦実験所 (ASL) が立案し、実施する。Ice Camp SARGO は、演習を支援するプラットフォームで、シェルター、指揮センター及び関連インフラから構成され、70 人以上の要員が居住できる。

記事参照 : US Navy begins Ice Exercise (ICEX) 2016 in Arctic Ocean

<http://www.naval-technology.com/news/newsus-navy-begins-ice-exercise-icex-2016-arctic-ocean-4828841>

3月16日「中国の北極圏政策—カナダ専門家論評」(East Asia Forum, March 16, 2016)

カナダの研究者、Adam P. MacDonald は、Web 誌 East Asia Forum に 3 月 16 日付で、“Is China’s Arctic strategy really that chilling?” と題する論説を寄稿し、中国の北極圏政策について、要旨以下のように論じている。

- (1) 非北極圏諸国による北極圏への関与の正当化するに当たって、中国は、全ての域外国家の中で最も声高である。また北京は、自国を、この地域で正当な役割を果たす「北極近傍国家 (a ‘Near Arctic State’)」と位置付けている。もっとも、中国は、自国のより広範な外交政策戦略の中で北極圏の重要度が未だ低いレベルにあるため、公式な北極圏政策が策定されるに至っていない。しかし、北極圏は中国にとって長期的な関心領域であり、中国の指導者たちは戦略の策定を始めた。北京が北極圏との関係を次第に強化し始めるにつれ、中国が「長期的なゲームを演じつつある」との見方が強まっている。中国は、最終的には北極圏諸国の優先的役割やこれら諸国の主権的権利に挑戦するために、北極圏のガバナンスに関する諸取り決めにおける地歩の確立を目指して、利害関係国としての正当性を強調するよう努めている。北極圏の海上交通路と資源へのアクセスを確保するという中国の望みは、政治的、経済的活動を通じて明らかになってきている。しかし、一部の専門家は、北極圏への軍事力の展開を含めて、将来的に中国の活動が一層大胆なものになるかもしれない、と見ている。しかしながら、こうした見方は、時期尚早である。公式政策はないが、北京の北極圏への関与政策は、3つの路線—科学調査、2国間経済関係、及び地域ガバナンスへの参加からなる。中国の北極圏への関与は、気候と環境調査を促進するために、多くの北極圏諸国とのパートナーシップ構築を目指した科学的調査プロジェクトに端を発し、現在でもこれが最も重視されている。
- (2) 中国の資源獲得政策において中央アジア、中東及びアフリカは優先的地域ではあるが、北極圏諸国、特に北欧諸国は、中国との積極的な資源開発プロジェクトを発展させつつある。北極圏に投資する中国の能力と意志は、成果を上げるには数十年を要すると予想されるにもかかわらず、北京にとって北極圏の利害関係国として関与する動機付けの最も重要な要素になっていると見られる。中国はまた、地域ガバナンスの諸取り決めに参加することに熱心で、正当な、だが脅威にはならない利害関係国として受け入れられることを求めている。中国は 2013 年には、他のアジア諸国とともに北極評議会に常任オブザーバーとして受け入れられた。中国 (とその他の申請国) が受け入れを求められた主要な条件の 1 つは、「ヌーク基準 (The Nuuk Criteria)」であった。この基準には、北極圏の諸問題に対する北極圏諸国の優先的役割と責任、及び北極

圏諸国の主権と主権的権利の承認、そして北極圏の諸問題を管理する法的枠組として国連海洋法条約を受け入れること、などが含まれる。この基準の受け入れは、北極圏におけるより活動的な中国のプレゼンスに伴う懸念を和らげることになる。

- (3) 中国の北極圏における活動は、こうした基準に従って行われている。海洋管轄権を巡る問題については北京と北極圏諸国との間に見解の違いがあるが、現在までのところ中国の活動がより高圧的になってきているという兆候はほとんどない。結局のところ、北極圏に対する中国の関心は、エネルギーと資源の供給先を多様化し、妨害のないアクセスと商業通商のための貿易ルートを確保し、そしてグローバルおよび地域のガバナンスにおいてより積極的に行動するという、中国のより広範な外交政策の目標と一致している。中国にとって、このことは、増大する大国としての利益、地位そして役割とも一致する。未だ公式な北極圏政策を持たない、北京の北極圏に対する意図は不透明ではあるが、台頭する大国としての中国の北極圏における行動を巡っては、アラームなレトリックの論議が多い。こうした論議は、北極圏における中国の意図の分析を曇らせるだけである。

記事参照 : Is China's Arctic strategy really that chilling?

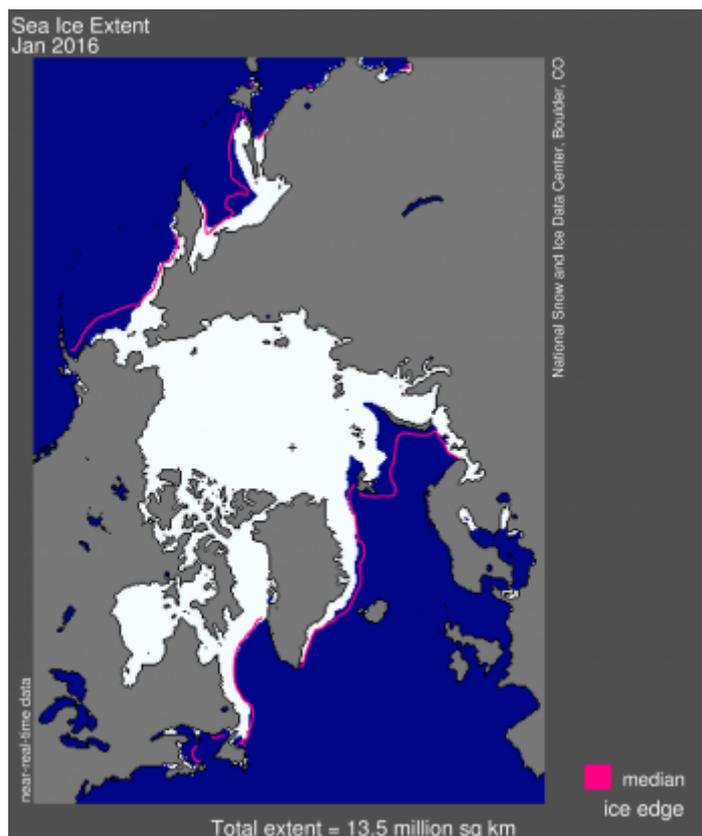
<http://www.eastasiaforum.org/2016/03/16/is-chinas-arctic-strategy-really-that-chilling/>

4-2 海水状況

以下は、米国の The National Snow and Ice Data Center, University of Colorado の HP に掲載された、北極海の海氷についての衛星観測データと月間状況分析（英文タイトルを含む）の要旨である。

1月の海氷状況

2016年1月の状況：January hits new record low in the Arctic



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2016/02/january-hits-new-record-low-in-the-arctic/>

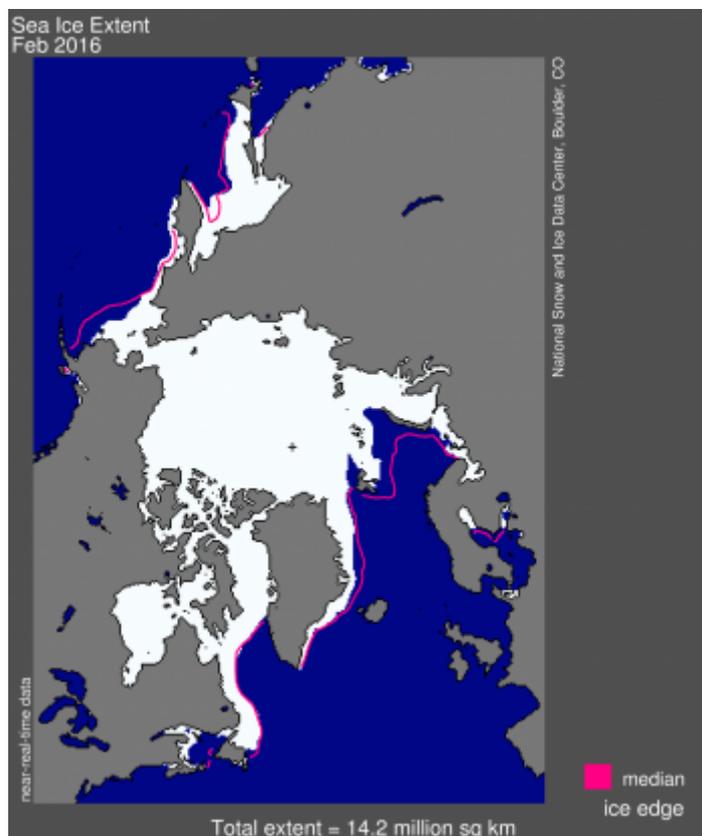
※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における1月の平均的な海氷域を示す。
 +は北極点を示す。

2016年1月の海氷面積の月間平均値は、1,353万平方キロで、1981年～2010年の期間における1月の平均値を104万平方キロ下回った。1月の海氷面積としては、2011年1月の最小記録より9万平方キロ下回り、衛星観測史上、1月の記録としては最も小さかった。これは主として、大西洋側のバレンツ海、カラ海及び東部グリーンランド海、海氷面積が例年より小さく、またベーリング海とオホーツク海でも平均値を下回ったことによる。バフィン湾、ラプテフ海及びハドソン湾では、ほぼ平均値に近かった。更に、セントローレンス湾でも例年より海氷面積が小さかった。

2016年に1月は、異常に気温が高い月であった。925hPa レベル（海面上ほぼ3,000フィート）での大気温度は、北極海のほとんどの海域で月間平均値を摂氏6度以上上回った。これは、2015年秋から初冬にかけての大部分の期間、北極振動が正であったが、2016年1月から強い負になり始めたことによる。

2月の海水状況

2016年2月の状況：February continues streak of record low Arctic sea ice extent



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2016/03/february-continues-streak-of-record-low-arctic-sea-ice-extent/>

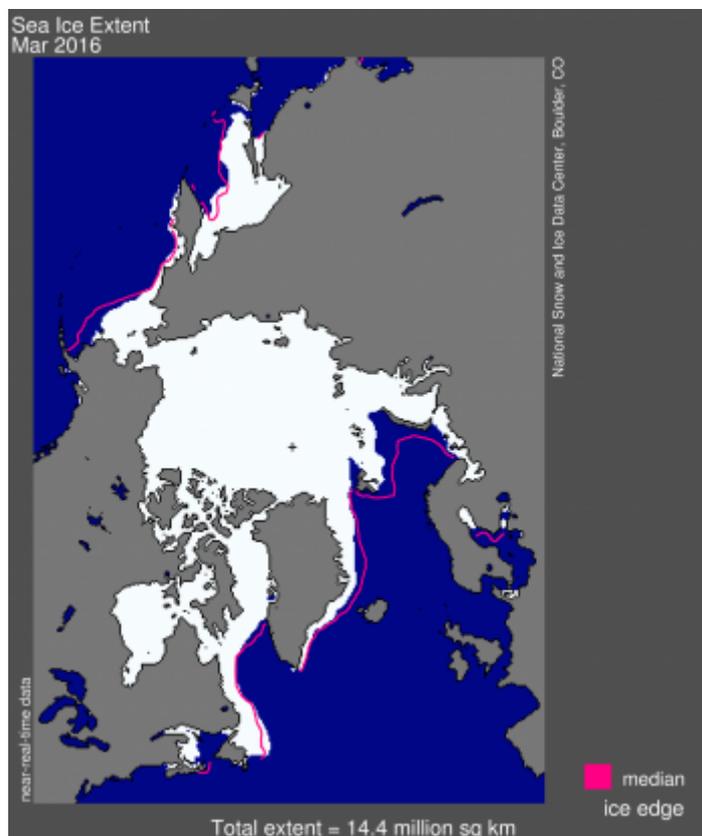
※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における2月の平均的な海氷域を示す。
+は北極点を示す。

2月の海氷面積の月間平均値は1,422万平方キロで、1981年～2010年の期間における2月の平均値を116万平方キロ下回った。2月の海氷面積としては、2005年2月の最小記録より20万平方キロ下回り、衛星観測史上、2月の記録としては最も小さかった。2月の最初の3週間、海氷面積の拡大は緩やかなペースであったが、最後の1週間で、主としてオホーツク海の海氷面積が拡大したが、バフィン湾の海氷面積の拡大はそれほどでもなかった。ベーリング海や東部グリーンランド海とともに、バレンツ海とカラ海の海氷面積の拡大が平均値を下回った。他方、オホーツク海、バフィン湾及びラプテフ海では、海氷面積が平均値に近いが、やや上回った。例外はセントローレンス湾で、大部分がアイスフリーであった。

NASAとNOAAによれば、2016年1月の地球の925hPaレベル（海面上ほぼ3,000フィート）での大気温度は観測史上9番目に高い気温であった。この高温は2月も続き、大気温度は、北極点周辺の北極海中央部で月間平均値を摂氏6～8度上回った。

3月の海水状況

2016年3月の状況：March ends a most interesting winter



<http://nsidc.org/arcticseaicenews/2016/04/march-ends-a-most-interesting-winter/>

※実線（median ice edge）は、新たな基準値、1981年～2010年の期間における3月の平均的な海氷域を示す。
 +は北極点を示す。

3月の海氷面積は、3月24日に冬期の最大値に達し、1,452万平方キロとなった。この海氷面積は、衛星観測史上、冬期の最小値であった、2015年2月25日の海氷面積、1,454万平方キロをわずかに下回った。3月の海氷面積の月間平均値は1,443万平方キロで、1981年～2010年の期間における3月の平均値を109万平方キロ下回った。3月の海氷面積としては、衛星観測史上、2015年3月の1,439万平方キロに次いで2番目に小さかった。3月末でも、ラブラドル海、バフィン湾及びハドソン湾を除き、北極海の他の海域の海氷面積は平均値を下回った。特に、バレンツ海とカラ海の海氷面積は平均値を大きく下回った。

3月の925hPaレベル（海面上ほぼ3,000フィート）での大気温度は、北極海沿岸地域で月間平均値を摂氏2～4度上回った、北極点周辺の北極海中央部では月間平均値を摂氏4～8度上回った。

II. 解説

米国の大戦略の今後を考える ～ 介入・関与主義から孤立主義までの振幅 ～

日本安全保障戦略研究所研究員 関根 大助

はじめに

前ブッシュ政権から現オバマ政権になって、米国の大戦略（grand strategy）は徐々に方向性が変わり、結局まったく異なるものになった。前政権において米国は、その安全保障政策の姿勢について、「ぶっ放し好きの保安官」（trigger-happy sheriff）とまで揶揄されたが、現在のオバマ大統領は「米国はもはや世界の警察官ではない」と強調していることが好例である。2016年は米国では大統領選挙年であり、2017年1月には新政権が誕生する。現在、共和党の大統領候補指名が確実といわれているドナルド・トランプ（Donald Trump）の発言に関する最近の日本の報道に見られるように、現在米国国内においては、以前よりも同盟国に対してリスクとコストの負担を求める声が高まっている。新しい政権が発足した後、米大戦略がどのように変化し、米国の同盟国である日本はそれに対応していくかが大きな課題である。このような時期に米国の大戦略について改めて考えることには意義があるだろう。

大まかにいえば、軍事戦略よりも上位に位置する大戦略は、国家が、その安全保障に関する政治的な目的を達成するために、軍力だけでなく必要な国家資源を適切に用いる術と考えることができるだろう。一方で、海洋国家である米国の大戦略の場合は、政治・軍事においてどの程度海外に介入・関与するか、または距離をとるかに焦点を当てて議論されることが多い。そして、米国の大戦略に関して、その類型の数、名称、手段、方法、過去の事例の解釈といったものが、多くの場合、専門家ごとに異なることには気を付けなければならない。

米国はユーラシア大陸とは太平洋と大西洋の両洋を挟んで安全な地理・安全保障環境の影響にあり、従って、米国の大戦略の選択肢には孤立主義から介入主義まで大きな振幅がある。中国が行っている積極的な海洋進出に対してアジア・太平洋諸国が懸念を抱き、米国の国力のピークが過ぎたと一部では認識されている昨今、将来、米大戦略の「孤立主義」と「介入主義」という二面性のどちらが、どのように表に出るかは定かではない。このような状況下において、近年米大戦略の1つであるオフショア・バランスング（offshore balancing）の採用の是非が話題に上っている。この戦略には正にその二面性とそれによる方法の曖昧さが存在するため、理解しづらい面がある。現在の国際情勢における日本の立場として、米国の戦略に対応し戦略的柔軟性を確保するためには、そのような抽象的な議論を理解する必要がある。それと併せて、歴史における事象を参考にしながら、現在、そして不可知に変化する未来へと続いていく長期的な観点をもって状況に対応していくことが必要だろう。

本稿の主たる目的は、事象が不安定で不可知に推移するという特性をもつ戦略の領域である国家安全保障において、米大戦略の底流にある戦略思想を読み解き、米国が東アジアで実行する可能性がある大戦略を考察し、もって日本が状況に対応していくための識見を得ることにある。

本稿では、主に著名な米国のリアリストたちの見解を紹介することによって論を進めていく。最初に、米国の現在の大戦略の前提となる地域覇権と、地域覇権国に関係する「孤立」および「介入」に

ついて説明する（本稿ではその二面性の思想的な背景には基本的に踏み込まず、地理や勢力均衡を中心とした国益の面から考える）。次に、オフショア・balancingについて、この戦略を支持する専門家の主張と現在のこの戦略に関する議論を紹介し、特に二面性を象徴するように大きな違いが見られる米国の国際政治学者であるジョン・ミアシャイマー（John Mearsheimer）とクリストファー・レイン（Christopher Layne）の2人の見解の比較を行う。その後、これらの議論が示唆するものとして、東アジアでの米国の戦略への日本による柔軟な対応の必要性、そして、日米の関係者が古典地政学と戦略文化による長期的な観点をもつことの重要性について論じる。

Ⅰ 地域覇権国の孤立と介入

1 地域覇権と孤立主義

（1）地域覇権の確立

地域覇権国であるという立場は、米大戦略についての議論の根幹といっても過言ではないだろう。一般的に覇権国とは、国力において圧倒的に優勢な国際政治に存在する唯一の大国といった意味をもつが、国際関係論におけるオフENSIVE・リアリズム（offensive realism）の代表的な提唱者であるミアシャイマーは、「覇権国と真正面から戦える軍事的手段を持つ国家は皆無」であり、覇権という概念は「全世界の支配を意味する『グローバル覇権国』（global hegemons）と、ある特定の地理的領域を支配する『地域覇権国』（regional hegemons）の二つに区別することができる」と述べている。

米国は19世紀を通じマニフェスト・デスティニー（Manifest Destiny）とモンロー・ドクトリン（Monroe Doctrine）にのっとなって地域覇権の確立を狙った。米国の国際政治学者でネオリアリストであるスティーヴン・ウォルト（Stephen Walt）の解釈では、1775年から1900年の間に米国が行った大戦略は「地域覇権確立」（establishing regional hegemony）というものである。米国の米大陸における領土拡大は1840年代後半の時点ではほぼ完了し、それ以降は、安全保障上の理由からそれ以上の領土を必要としなくなり、手に入れた領土内に堅固な国内秩序を構築することに専念し始めた。米国と隣接するメキシコやカナダは米国のライバルになり得る国家ではなく、その国土の東西は広大な大西洋と太平洋に接していた。その国土面積は大陸規模を誇り、豊富な天然資源が存在した。米英戦争後の米国は、ヨーロッパの大国からの妨害をさほど受けずに国力を蓄え、ライバルとなる大国がない西半球で地域覇権を確立した。

ミアシャイマーの主張では、たとえば、歴史において、ナポレオン時代のフランス、皇帝時代のドイツ、ナチスドイツ、大日本帝国のすべてが地域覇権獲得に挑戦して失敗している。一方で、ローマ帝国、ムガル帝国、清国が成功しているという。彼によると、近現代史において米国は、自国の地域を征服しようとして成功した唯一の例である。米国はそれほどまでに国家として希少な立場にあるといえる。

（2）大戦略としての孤立主義

「孤立主義」という用語は思想的な面だけでなく米大戦略の名称としても使われる。孤立主義を理解することも米国の特異な地理・安全保障環境を考慮して米大戦略を議論するためには避けられない。米国の国際政治学者で、米大戦略に関する著名な本を書いたロバート・アート（Robert Art）は、1789年から1917年までが、米大戦略が孤立主義だった最初の期間だとしている。米国はこの時代に地域覇権を確立したが、戦略としての孤立主義の実行は地域覇権によってより確実になる。

アートは、孤立主義を、安全保障問題を「予防する」ための戦略というより、それから「距離を置く」ための戦略だと考えている。孤立主義において武力行使は、きわめて重要な国益を守るためだけに行われ、そのための国益の定義は非常に狭い。よって、純粋な孤立主義は、①軍事力を用いる持続的な政治的コミットメントは放棄する、②平時における軍事同盟は避ける、③すべての海外の基地は解体、④すべての部隊は本国に戻す、⑤米国が軍事力を使用する際の決定に関する完全な行動の自由を保持する、⑥平時の軍事力の使用によって大規模な国際環境を形成するというすべての野心的な試みを却下する、⑦単に国家と市民を攻撃から守るといふ、最も抵抗しがたい理由のためにのみ戦争を行う、と規定する戦略としている。

アートによると、孤立主義は、武力行使を完全には排除しない、海外の出来事に実際には無関心ではない、アウタルキーを追求しないという大戦略である。そして、持続的な海外への政治的関与、広範な他国との経済交流、そして、折に触れての多国間による武力行使ですらも可能であるとしている。

米国による孤立主義の実行は現代の人々にとって想像しにくいかもしれないが、この国の地理的安全保障環境がそれを実行可能な選択肢にしていることは事実である。

2 地域覇権国による他地域への介入

(1) 介入の根拠

地域覇権を確立し、他国に無理に武力行使を行わずに孤立主義を実行することも可能な米国のような国家が、他地域に介入を行う背景はどこにあるのか。

ミアシャイマーが主張するオフンシブ・リアリズムにおいては、国際システムの中で覇権国の立場になることが国家の究極の目標である。しかし実際は海洋の防壁としての機能、水の制止力 (stopping power of water) が存在し、その海洋によって各大陸・各地域が隔てられている。したがって、国家による世界覇権の達成は不可能であり、自国が存在する地域を支配して自国のみが世界で唯一の地域覇権国になることこそ、理想的な状態である。そのため、地域覇権国となった国家は、他の大国が自分の地域以外で覇権国にならないように介入・維持することが、結果として究極的な目標になるとしている。他国が地域覇権国にならない限り、自国の地域に影響を及ぼすことは非常に困難なことだからだ。

また、米国の国際政治学者ニコラス・スパイクマン (Nicholas Spykman) の分析による古典地政学 (classical geopolitics)¹の重要な点は、ヨーロッパとアジアのリムランド (rimland、歴史上大陸国家と海洋国家が衝突し、大きな紛争が発生してきたユーラシア大陸の周縁部) のコントロールをめぐる争いである。この二つの地域を敵対勢力がコントロールするようになると、将来的に米国が包囲されるといった危機が訪れるとスパイクマンは考え、米国の孤立主義を否定し、他地域へ積極的に関与する必要性を主張した。スパイクマンと親交があり、ジョンズ・ホプキンス大学総長で米政府の外交政策アドバイザーとして長年活躍した地理学者のイザヤ・ボウマン (Isaiah Bowman) は、ヨーロッパとアジアへ介入する必要性を訴えるスパイクマンの考えに同調し、彼の著作を称賛していた。また、ジョージ・ケナン (George Kennan) が書いた「X 論文」を根拠とした冷戦期の封じ込め (containment) は、スパイクマンの主張が基盤になっていると一般的に考えられている。そのことか

¹ 一般的に、古典地政学とは、ドイツのフリードリッヒ・ラッツェル (Friedrich Ratzel)、米国のアルフレッド・マハン、英国のハルフォード・マッキンダー、スウェーデンのルドルフ・チェーレン (Rudolf Kjellén)、ドイツのカール・ハウスホーファー (Karl Haushofer)、米国のイザヤ・ボウマン (Isaiah Bowman)、そして米国のニコラス・スパイクマンの主張によって築かれたものを指す。

ら、スパイクマンは専門家の中で“godfather of containment”と呼ばれており、彼の考えに基づいたリムランドに介入する必要性は、米国の大戦略に少なからず影響を与えたと考えられる。

(2) シーパワーを基盤とした大戦略

2つの大洋に面する長い海岸線をもつ米国は、シーパワーを最大限に生かせる環境にあるといえる。1880年代から米国はその海軍の近代化を進めていたが、米海軍大佐（後の退役少将）アルフレッド・セイヤー・マハン（Alfred Thayer Mahan）がシーパワーという概念をその著書『海上権力史論』で初めて提唱した1890年に、ベンジャミン・トレーシー（Benjamin Tracy）海軍長官の下で遠洋海軍の構築が行われるようになり、急速にその海軍力は伸長していった。1890年の時点で米海軍のトン数は世界6位だったが、1914年までに英国、ドイツについて3位となった。そして米国議会は、1916年、米国の歴史において最大の軍事予算法案を通過させ、世界最大の海軍力の構築を公約した。

米国は、地域覇権を確立しつつ国力を増強して世界最大の海軍を築き、高いレベルでのシー・コントロール（sea control）を行う能力を確保した。このことによって、他国による米国への侵攻は非常に難しいものとなった。海洋国家の防壁となる強大な海軍と海洋の価値は、ミサイル技術や航空技術が発達した現代においても計り知れないほど大きい。その一方で、海洋の特性である物資運搬能力と機動力により、米国のような強大な海洋国家はグローバルな戦力投射能力をもち、世界の隅々までその影響力を及ぼすことができる。地域覇権により戦力を自国地域内に多く割く必要のない米国は、世界中にそれを展開することも可能である。防衛・侵攻、そして外交で重要な役割を担う他国を圧倒するシーパワーを獲得した米国は、他地域から孤立することも他地域へ介入することも可能な選択肢の幅広い大戦略を実行できる基礎を築き上げたのである。

II オフショア・バランシングの二面性

米大戦略に見られる孤立と介入を象徴するともいえるのが、オフショア・バランシングである。かつての英国や現在の米国のような、強大なシーパワーをもつ国家がオフショア・バランサー（offshore balancer）になることができる。ここではオフショア・バランシングの提唱者を紹介し、そして、その中でも代表的で詳細なオフショア・バランシング論を、異なる見地で主張している前述のミアシャイマーとクリストファー・レインのものを比較する。

1 現在のオフショア・バランシングをめぐる議論

一般的にオフショア・バランシングという大戦略を大まかにいえば、ユーラシア大陸から海を隔てて離れた島大国が、ユーラシア大陸の重要な地域でその望ましい勢力均衡を崩そうとする国家が登場した場合に、①自国のリスクとコストを抑えて周辺国を利用してそれを抑制する、②しかし状況によってはオフショア・バランサーである自国が直接事態に乗り出して抑制する、それによってその勢力均衡を維持するという二面性のある戦略ということになる。

(1) 冷戦後の大戦略

長年のライバルであるソ連を崩壊させた勢いに乗り、冷戦後に米国が行った大戦略は、オフショア・バランシングとは異なる常に介入主義的で、勢力均衡を維持するよりもさらに貪欲に他地域のコントロールや支配を試みるものだった。それにより米国は他地域に頻繁に戦争や軍事介入を行った。それらの

大戦略は、選択的関与（selective engagement）²や、覇権的な大戦略（「覇権」や「優位」などと呼ばれる）³という類型で分類される（ただし、これらの戦略の内容の解釈、そして、冷戦後の各政権がどの時期にどの大戦略を実行していたかについては、専門家の見解は分かれることが多い）。

軍事力・経済力で相手を圧倒しているはずの超大国である米国が、軍事介入を行ったものの、対テロ戦や対反乱戦でもがき苦しみ続けていることがオフショア・balancing論の呼び水となった。冷戦後の積極的な介入により、グローバルなテロや紛争に対応した結果、米国の国家財政が悪化し、そして、米国民の厭戦ムードも高まっていった。そして同時期に中国が勃興し、将来的にはそのパワーが米国の地位を脅かすとの予測まで散見されるようになった。そうした中で米国では、他地域への介入に比較的慎重なオフショア・balancing的戦略の採用が議論されるようになった。冷戦での勝利により介入主義が勢いを増したが、冷戦後の安全保障問題で苦しんだ米国人の間では孤立主義の底流が表へ出るようになったのだろう。実際に、911同時多発テロ事件以降のブッシュ政権による過激な覇権的大戦略の後、オバマ政権はそれを徐々に後退させ、現在はオフショア・balancing的な大戦略へ少しずつ移行しているように見える。現在の傾向が継続されれば、同盟国の安全保障問題に対処するための負担は、相対的に増えることになる。

（2）リアリストたちのオフショア・balancing論

現在、米国がオフショア・balancingを採用すべきである、と主張する国際関係論の専門家の多くはリアリストである。著名な論者として、たとえば、次の専門家たちが挙げられる。

前述のウォルトは、オフショア・balancingについて、「この戦略でアメリカが自国のパワーを海外に展開するのは、国家の存続に関わる国益に直接的な脅威が迫った場合にのみ限定される」と述べている。この戦略が想定する重要な地域はヨーロッパ、アジアの工業国、ペルシャ湾岸地域としている。そして、この戦略ではライバルとなる大国に地域を渡さないようにするだけで十分であり、米国による地域の直接的なコントロールは不要としている。彼は、オフショア・balancingは、主に当該地域の国々の勢力均衡に頼り、彼らだけでライバル大国に対処してもらおうが、その国々が勢力均衡を支えきれなくなった場合にのみ米国が介入すると述べている。

シカゴ大学教授のロバート・ペイプ（Robert Pape）は、米国が苦しむイスラム過激派による自爆テロ攻撃を回避するために、海外の地上での米軍のプレゼンスを大幅に減らし、重要な地域では同盟国を頼るオフショア・balancingの採用を10年以上前から主張している。ペイプは、この戦略は、1945年から1990年のペルシャ湾への米国のコミットメントと似ていると述べている。彼は、現在オバマ政権が中東でISIS（Islamic State in Iraq and Syria）に対抗するために、大規模な米軍を地上に展開せずに、エアパワーとシーパワーを「オーバー・ザ・ホライズン」（over the horizon、海岸線からの有視界外・レーダー射程外で開始する作戦構想）によって行使し、また、ISISと戦うローカル・グループに能力を与えることによってオフショア・balancingを実行しているとしている。

² 比較的によく言及される選択的関与の特徴は、①ヨーロッパ、中東、アジアに大規模な米軍を駐留させる、②安全保障に関する国家間の競争の激化を防ぎ、平和を維持するために軍事介入を行う、③同盟国を重要視しその意見に耳を傾ける、④大量破壊兵器の拡散は厳重に管理する、といったものである。基本的にこれらは慎重に行われる。アートの考える選択的関与は、石油への安定したアクセスや自由な国際経済を守る、民主主義と法の支配を広める、人権を守る、内戦などによる大量殺戮を防ぐ、激しい気候変動を防ぐということが、重要な国益であるとしてその目標に含む。

³ 比較的によく言及される覇権的な大戦略の特徴は、①米国と対等な大国や、敵対的地域大国の出現を自ら積極的に防ぐ、②地域のバランスを常に米国に有利な方へとコントロールするよう試みる、③大規模な軍隊をユーラシア大陸に駐留させる、④米国のイデオロギーや政治経済システムを積極的に他国に輸出し、そのためにはレジーム・チェンジも選択肢に含める、⑤大量破壊兵器の拡散は阻止しようとする、⑥予防戦争を選択肢に含むということである。

マサチューセッツ工科大学教授のバリー・ポーゼン(Barry Posen)は、米国は「抑制戦略」(restraint)という戦略を採用すべきであると主張しているが、頻繁にオフショア・balancing支持者として名前が挙げられる。彼の提唱する抑制戦略では、ユーラシア大陸の勢力均衡の維持、核拡散の管理および米国を標的にするテロリストの抑制を重要視する。そして、前方展開基地から多くの米軍を撤退させ、同盟国の自助を促すとポーゼンは述べている。彼は、米国は、海と自国の核兵器に守られており、ユーラシア大陸の国々は当該地域の地域覇権国の出現を阻止しようとするため、将来ユーラシア大陸から米国に挑戦する潜在覇権国が本当に出現するかどうか、また、どのようにそれを抑制するかを判断する余裕があると述べている。そして、大陸の均衡が維持できない場合は、米国は救いに向かう必要があるとしている。その例としてポーゼンは、二度の世界大戦におけるドイツ、また、冷戦におけるソ連に対する取り組みを挙げている。

リアリストによるオフショア・balancing的な戦略をめぐる論争では、米軍の海外でのプレゼンスを大幅に縮小させるという主張が最大の焦点になる。これに対する反論としては、米国の対外関与が世界の安全保障や経済の安定に寄与し、それが結果として米国の利益につながるというものが一般的である。

(3) 実行された時期の解釈

一部の専門家はオフショア・balancingを「米国の伝統的な大戦略」と呼んでいる。それでは、実際に米国がこの戦略を行っていた時期はいつなのか。前述のアート(アートが採用すべきと主張している米大戦略は、前述の選択的関与である)は、米国は、孤立主義(1789年から1917年)、オフショア・balancing(1917年から1921年)、孤立主義(1921年から1941年)、そして再びオフショア・balancing(1941年から1945年)の順番で大戦略を行ったと述べている。1789年から1945年は、軍事同盟もユーラシア大陸への平時での軍隊の配備もなく、フリー・ハンド(free hand、自由に行動できる)のアプローチだったとしている。しかし、このような時期ごとの大戦略の解釈は専門家によって異なる。たとえば、ウォルトは、1900年から1945年の期間の米大戦略をオフショア・balancingとしている。

冷戦期についてアートは、米国はオフショア・balancingの中心的信条に従い、「ヨーロッパと東アジアでの十分な軍事プレゼンスによってソ連のユーラシア大陸の支配を防ぐために行動した」と述べている。しかし、この時期の米国のbalancing政策に関しては、「他国に対する広範に持続的な平時の軍事的コミットメントと高度に介入主義的なグローバルな軍事政策も採用していた」とし、「オフショア・balancingはより大規模なグローバルな封じ込め戦略の一部だった」と述べている。他の例でいえば、ウォルトは、1945年から1991年までの米国の大戦略を「封じ込め(オンショア・balancing)」(containment (onshore balancing))と呼び、その時期の中東・ペルシャ湾ではオフショア・balancingだったとしている。

時期ごとに大戦略を分けても専門家によってその解釈が異なることが多く、グローバルな影響力をもつ米国の大戦略は、様々な地域や国家に対応するための多様な政策とそれらが合わさった複合性も特徴として挙げられるだろう。戦略を類型に大まかに分けて考えることも必要だが、そのイメージに単純に囚われることにも問題がある。

(4) 現在のオフショア・balancing的な戦略の特徴

現在行われている「オフショア・balancing的」な大戦略に関する議論は、異なるオフショア・balancing論の区別が明確ではない場合や、様々な論者の主張が組み合わさっている場合が少なくない。そのような議論の中でおおよそ共通している特徴は、①許容できる好ましい勢力均衡の維持に

焦点を当てる、②脅威に対してはローカル・アクターに依存する、③恒久的なコミットメントや海外のプレゼンスを縮小する、④東アジアを重視する、⑤紛争にはできる限り海軍力と空軍力を利用し、大規模な陸軍を派遣することは極力避ける、⑥イデオロギーを他国に押し付けない、⑦中東ではイスラム過激派の反発を招かないようにする、といったことが挙げられる。

しかし、具体的な政策については識者の見解は一致していないことが多い。特に現在の中国に対するアプローチについて、次に説明するミアシャイマーとレインでは考えが大きく異なる。それは、オフショア・balancingという戦略の二面性とそれに対する彼らの見解の違いによるものである。

2 ミアシャイマーとレインの比較

(1) ミアシャイマーのオフショア・balancing論

オフショア・balancing論で著名なミアシャイマーは、その代表的な著作である『大国政治の悲劇』で、米国はこの大戦略を採用すべきであると主張している。ミアシャイマーの主張では、冷戦が終了するまでの20世紀の大半において、米国はオフショア・balancerだったとしている。

a. balancingとbuck-passing

ミアシャイマーは、オフショア・balancingは「balancing」と「buck-passing」を使い分ける大戦略として考えている。

ミアシャイマーはbalancingについて、「脅された側の国家がその敵国を抑止する重責を自ら背負ってコミットしていくこと」「自ら直接責任を持って、侵略的なライバルがbalance-of-powerを覆そうとするのを防ぎに行く。大国の当初の目的は侵略者を抑止することだが、失敗した場合は戦争を行うはめになる」と述べている。歴史においては、ナポレオン時代のフランスに対してヨーロッパのライバル国が第六次まで対仏balancing・coalitionを結成し、また第一次世界大戦が起こるまでの25年間に、英国、フランスおよびロシアといった国々はドイツに対して度々balancingを試みている。

一方、ミアシャイマーはbuck-passingについて、「脅威を与えてくる相手に対して、ある国が他の国に抑止、もしくは打ち負かす仕事を代わりにやらせること」「buck-passingを『する側』、つまり『buck-passer』(責任転嫁する側の国:buck-passer)は、自国が脇で傍観している間に他国に侵略的な国家を抑止する重荷を背負わせ、時には他国と侵略者を直接対決させようと仕向ける」としている。これが一般的に、balancingよりもコストとリスクを少なくできるために使われることが多いbuck-passingであると彼は述べている。歴史においては、英国は大陸の強国に対抗するために頻繁にbuck-passerになっている。また、ビスマルク時代のプロイセンは他国から脅威とみなされ、よくbuck-passingによる抑止または打倒する標的にされていたが、その度にbuck-catcher (buck-catcher: 責任転嫁をされる側の国) を撃破している。

米国のような地理的に安全な地域覇権国は、他地域の大国間のパワーが比較的均等に分布している場合は、その地域の争いに関わらずに傍観することができる。もし他地域に新しい覇権的な国が登場した場合、米国のようなその前から存在していた別地域の覇権国は、まず、新しく出現した覇権的な国の周囲の大国を使ってその脅威を抑えようと試みる。これが米国の立場で考えるbuck-passingである。

b. 「潜在覇権国」とオンショアによる封じ込め

ミアシャイマーのオフショア・balancing論を理解するにあたって重要なのは、「潜在覇権国」に対する認識である。ミアシャイマーは、潜在覇権国について、①潜在覇権国となるためには、当該地域で1国だけを相手にした場合に圧倒できるか、もしくは2国以上を相手に戦ってもなんとか勝利できる

ような実力をもっていなければならない、②鍵となるのが、潜在覇権国と地域の中で二番目に強力な国家との間のパワーの差であり、二つの国の国力の間には、明白な差がなければならないとしている。

ミアシャイマーは、多極システムにおいては、少なくとも 1 国はバック・キャッチャーになる大国が存在するため、バック・パッシングを行うことが常時可能であるとしている。このようなシステムにおいては、大国間のパワーが均等に分布されているため、侵略的な国家に対抗するためのバランス・コアリションは結成されにくいとしている。しかし、潜在覇権国が支配する相対的なパワーが大きい「不安定な多極システム」の中では、脅威を感じた国々の間に、潜在覇権国の地域支配を協力して防ぐという意志が生まれるため、バック・パッシングが実行される回数が減り、バランス・コアリション結成の傾向が強まる。そして、多極ではなく二極の状況になれば、バック・キャッチャーとなる第三の国が存在しないため、バック・パッシングではなく、脅威を感じた側の大国が自らバランスを行わなければならないとしている。

こうした考えにより、ミアシャイマーは、周辺の大国が封じ込められない潜在覇権国が出現した場合には、オフショア・バランスである米国は、大規模な米軍を海外に駐留させる実質的オンショアによる封じ込めを行う必要に迫られるとしている。これは彼の考えるオフショア・バランスの一環ということになる（わかりづらいが、ここでいうオフショア・バランスの「オフショア」は大陸と海で隔てられた海洋国家のバランスを意味し、オンショアの封じ込めの「オンショア」は軍事プレゼンスを意味すると考えるべきだろう）。そのような考えから、ミアシャイマーの解釈では、基本的に冷戦期に海外における大規模な軍事プレゼンスを維持した米国の大戦略は、オフショア・バランスであるといえる。

(2) レインのオフショア・バランス論

オフショア・バランスの主張者として知名度の高いレインだが、その主張する内容はミアシャイマーのものとはかなり異なっている。最初にオフショア・バランスという用語を作り出したのが誰なのかについては明確ではないが、1990 年代から現在に至るまでこの大戦略の採用を主張し続けているレインであると一部ではいわれている。レインが考えるオフショア・バランスは、他国にバック・パッシングを仕掛けることによって反覇権的 (counterhegemonic) なバランスのリスクやコストを背負わせる。一方で、他地域のパワー・バランスが崩れて米国の安全保障の脅威となる場合、反覇権的に米国が軍事介入を行う必要も認識している戦略である。レインは、その著書である『幻想の平和』の中で、ミアシャイマーが述べたオフショア・バランスとの考えの違いを強調した。

a. 覇権を目指す米国

レインは、ミアシャイマーと異なり、米国は地域覇権国だけでなく地域外覇権国でもあり、長きにわたり米国がグローバルな覇権を狙ってきたと考えている。レインによれば、1890 年から第二次世界大戦までのカリブ海とラテンアメリカへの米国の門戸開放政策が、その大戦略のパターンを決めたということだ。

レインの主張では、1920 年代と 30 年代は、米国が第二次世界大戦終了後に世界覇権を握るために準備を行っていた期間である。米国は第一次世界大戦後にヨーロッパ大陸における地域外覇権を追求していたわけではないが、その予兆は表れていたとしている。英国、フランス、ドイツ、日本が没落し、米国のパワーが増大して、第二次世界大戦中から一時期米国は世界覇権を獲得したが、戦後の世界覇権にとってソ連が唯一の邪魔になったというのが彼の見解である。しかし、米国は、経済的にも軍事的にもソ連よりも遥かに優位な状態であり、表向きは受動的な封じ込めを行っているが、実際は積極的にソ連の打倒を目指していたとしている。彼は、米政府は、西ヨーロッパ、ドイツおよび日本

がソ連にバンドワゴンニング（勝ち馬に乗る）を実行することを恐れていたが、それより重要なのは、これらの潜在的なパワーを自国の影響下において米国の支配状態に挑戦することを防ぎ、自国の世界覇権を確保することにあつたと述べている。レインは、冷戦後の米大戦略も覇権的なものと考えているため、彼の解釈では、米国は非常に長い期間にわたって積極的な対外関与を行ってきたことになる。

b. 孤立主義との類似性

レインのオフショア・balancing論では、脅威と自国との明確な距離を常に保つように努める。彼にとってオフショア・balancingは、「責任を分かち合う戦略」ではなく、あくまで「責任を転嫁する戦略」である。

レインは、「アメリカのオフショア・balancingという大戦略は反覇権的なものであり、ユーラシア大陸に軍事的に介入するのはその地域のバランス・オブ・パワーによって潜在的な覇権国を封じ込めることができなくなった場合に限る」とする。しかし、彼の主張では、「孤立主義は、ユーラシア大陸のバランス・オブ・パワーは、アメリカの安全保障とは無関係であると想定する」が、孤立主義もオフショア・balancingも「ユーラシアの大国間戦争は、そのほとんどの場合にアメリカの介入を必要とせず、封じ込めたり閉じ込めておくことができる」と仮定する点では同じである。彼は、米国の重大な国益がからむためにユーラシア大陸に介入せざるを得ない状況が出てくることも認めているが、その際の議論は極めて慎重に行われるべきと強調している。レインは、ユーラシア大陸の覇権国が米本土を脅かすことの可能性は否定しないが、大抵の場合は脅かす状況にならないと考えており、米本土の安全に関して強い自信をもっている。彼にとって、ユーラシアの潜在覇権国による米国への脅威というのは誇張され過ぎているものである。

c. バック・パッシングと多極化

レインの主張するオフショア・balancingで強調されるのは、「オフショア・balancingというのは『バック・パッシング』を使う戦略であるために、多極的な国際システムの場合にのみ実行可能」であるという点だ。ミアシャイマーのオフショア・balancing論では、balancingとバック・パッシングを状況によって使い分けるが、レインの考えでは、オフショア・balancerにとってバック・パッシングこそがほとんど唯一の方法であるように考えている。なぜなら前述のように、ユーラシア大陸に米国が直接的に介入する必要は非常に少ないと考えているからだ。

よって現在米国がオフショア・balancingを実行する場合は、ヨーロッパ、日本、韓国の人々と慎重に相談を行いながら海外の米軍を段階と順序を踏まえて撤退させ、その一環として軍備売却や技術供給などを通じた彼らの軍事力獲得の支援を行う必要があるとレインは述べている。そして、たとえば、日本やドイツなどが核兵器を獲得することを容認し、支援を行うべきであると主張している。これがレインの考える多極化なのであり、この点を考慮すると、現状でいえばバック・パッシングは決して簡単な方法ではない。

一方で、米国は1945年以降、その経済に悪影響をもたらす危険がある多極的状態の競争による地域の不安定さを嫌がり、西ヨーロッパや東アジアに軍隊を駐留させたとレインは考えている。彼は、その行動はbalancerとしてではなく、覇権的な地域安定装置としてのものだとし、ミアシャイマーの主張とは異なり、あくまで冷戦期においても米国は域外の覇権を狙っていたとしている。

(3) 中国に対する見解の違い

日米両国の安全保障上の主な懸念の1つは、中国の海洋進出であるが、ミアシャイマーとレインの見解の違いは中国に対するアプローチを考えた場合に如実に現れる。

ミアシャイマーは、以前から国力を増強させる中国を注視し、中国は平和的な台頭ができないと考

えている。近年になって彼が提唱する中国に対する米国の戦略は、中国を抑え切るためには周辺国の国力が不足しているため、米国の主導により周辺国とのバランス・コアリションを構築し、米国はオンショアによる封じ込めを行うというものである。

一方でレインは、中国の台頭と米国の衰退は不可避であり、中国がより積極的な役割を求めるのは自然なことだと考えている。そして、米中間の対立を起こさないように、中国を地域に適応させるために次のことを米国が行うべきとしている。①台湾への軍事協力や武器の売却を終わらせる、②尖閣諸島は日米同盟の対象から除外し、この島々をめぐる争いには介入しない、③北朝鮮に対する外交は中国と韓国に任せ、朝鮮半島が統一されたら米軍は撤退すると約束する、④AIIB（アジアインフラ投資銀行）を歓迎する、⑤中国を挑発するような航空機による偵察パトロールを止める、⑥商船の航行の自由が影響を受けないならば、中国と東南アジアの南シナ海での領有権問題では中立を保つ、⑦中国の国内事情に干渉しない、⑧中国との間で起こり得る紛争のためのエアシーバトルを放棄する。そしてレインは、同盟関係（特に日米同盟）によって米国が中国との争いに巻き込まれることを非常に警戒している。ミアシャイマーとは異なり、中国に対する封じ込めの役割を、あくまで中国の周辺国に移譲すべきというのが彼の姿勢である。

「オフショア・バランス」を提唱するリアリストの専門家の間でもこのように中国に対する見解には大きな差異がある。下表は、ミアシャイマーとレインのオフショア・バランス論を比較したものである。

ミアシャイマーとレインのオフショア・バランス論の比較

ミアシャイマー	レイン
米国の過去の大戦略	
冷戦終結までの 20 世紀の大半で米国はオフショア・バランサーだった。	米国は 1920 年代から世界覇権を獲得するための準備を行い、戦後以降一貫して地域外の覇権を追求する大戦略を行っている。
米国によるオフショア・バランス戦略の実行	
ユーラシア大陸で望ましい勢力均衡を崩そうとする国家に対しては多極システムによるバック・パッシングを行う。しかし、「潜在覇権国」が出現してそれを周辺国が抑えられない場合、米国は自らバランスを行う必要がある。	ユーラシア大陸で望ましい勢力均衡を崩そうとする国家に対しては多極システムによるバック・パッシングを行う。そのために米国は当該地域の多極化を推進し、直接的な介入は極めて慎重に行う必要がある。（要すれば、米戦略の枠内で、日本やドイツなどの核兵器の取得も容認）
米国がとるべき中国に対するアプローチ	
台頭する中国との対立は不可避。従って、米国主導で周辺国とのバランス・コアリションを構築し、自らはオンショアによる封じ込めを行う。	中国の台頭を受け入れ、中国が地域に適応するように努めつつ、米国が地域の紛争に巻き込まれるような挑発的な行為は避ける。バランスの役割は周辺の国々に移譲する。

III 米国の大戦略が示唆するもの

1 柔軟な対応の必要性

オフショア・balancingをめぐる議論は、専門家の間でも見解が分かれて曖昧な部分が多いため、正確な議論がしづらい面がある。そして、日本人にとって重要なのは、その曖昧さが米大戦略の選択肢の多さによってもたらされるという事実である。

よく議論されるオフショア・balancingの特徴は、リスクとコストを軽減することである。それは、米国が国力のピークを過ぎたという認識からこの戦略が注目されているので自然なことなのだろう。その一方で、レインの主張を考えると、米国の負担を軽減するこの戦略は、多極システムにおけるバック・パッシングが前提である。よって、現在の情勢下では、時間をかけた米軍の段階的な撤退だけでなく、極となる国々への支援が必要になる。オフショア・balancingの議論において、この点について言及されることが少ないことは、日本の立場からすると気がかりである。単に目先のリスクとコストを避けて他国に負担を求めるだけでは、オフショア・balancingは成立しない。balancingという言葉が何を意味するかを忘れるべきではない。

また、レインは、日本が地政学的な独立したアクターとして再登場するならば、日本の軍備増強は良いことだと述べている。しかしそれは、仮に日本が当事国となって中国との紛争が起きた場合に、米国がそれとは直接的に関与しないで済むよう、日米間の関係に一線を引いた場合である。たとえばレインは、日本が米イージス・システムに依存せず、米軍が中国封じ込めのために前線には残らないという状況を挙げている。それが彼にとっての米国が紛争に巻き込まれないための多極化によるバック・パッシングということになる。

またミアシャイマーのオフショア・balancing論を考えた場合、重要なのは、どの程度のbalancingやバック・パッシングを仕掛ければ好ましい勢力均衡を維持できるかという見通しや判断である。仮に米国の潜在覇権国に対する認識が甘く、極になれない国に対してバック・パッシングを行ったり、適切なbalancingが行われなかったりすると、結果として勢力均衡は維持できなくなる。また、潜在覇権国に対峙するために大規模な米軍が同盟国に駐留し、軍事的なオンショアによる封じ込めを実行しているように見えても、紛争勃発の際に機動力のある米軍が激しい戦闘を巧みに回避し、逃げ場のない同盟国が大きな責任を負う可能性もある。そのまま戦闘が終結し、結果として均衡が維持できなければ、それもミアシャイマー式のオフショア・balancingとはいえない。

もし米国が、均衡を維持するためのコストとリスクに悲観的になれば、ミアシャイマー式のオフショア・balancingよりもさらに脅威から遠ざかるための方針が採用され、現在の勢力均衡が過去のものとなる可能性も否定できない。東アジアにおいて、国力が衰退するにもかかわらず米国は前に出過ぎていると考えているレインの主張は、すでにこれに当てはまるのだろう。彼は、米国が東アジアの現状を維持できず、中国を地域の最も優勢な力（dominant force）として適応させるべきだとしている。

同盟国である日本にとっては、米国によるオフショア・balancing的戦略は、ミアシャイマー式でもレイン式でも大きな危険が孕んでいる。日本が危険にさらされても、海に守られ強大な核抑止力をもつ米国は、実際にそれが実行できる立場にある。

現在日本は、方向性が比較的に明確であった冷戦期や冷戦直後よりも、多くの可能性が考えられる米国の大戦略に対応しなければならない。そして米国の大戦略は、はっきりとは分類できない複合的または曖昧な部分も多い。無数に存在する要因が将来の状況を激しく変化させるという特性をもつ戦

略の領域においては、最悪の事態や思いがけない事態を考慮することが、戦略を策定する際の基本である。各戦略レベルにおいて戦略的柔軟性を確保するためにも、外交・安全保障に関する法的制約の問題や戦力資源の不足を解消することが日本にとって急務であろう。

2 長期的な観点の重要性

国家・共同体が、短期的な視点や浅薄な思い込みに基づいて安全保障問題に対応しようとしても、中長期的には不規則かつ不可知な事態に直面し、混乱させられる可能性が高い。そういったものがただでさえ選択肢の多い米国の政策・方向性を不安定にし、ひいてはその同盟国を翻弄する可能性がある。そのような状況を防ぎ、望ましい勢力均衡を維持しようとするならば、より慎重な長期的・本質的な観点が求められるだろう。それは、海洋国家の盟主として現在の中国と向き合う必要がある米国、そのような米中の影響を強く受ける立場にある日本にとって必要なことだろう。

(1) 古典地政学に対する感覚

a. 古典地政学の対立構図

今現在遠洋海軍の構築を目指しつつ海洋進出を強める中国だが、その長い歴史において水軍は主に河川での戦闘を担当しており、中華圏外の国家との海戦は少なく、歴代王朝の多くは内陸への関心が強かった。そのような中国は、基本的に伝統的な大陸国家に分類されるが、それと比較して日米は一般的に海洋国家として分類される。現在の国際情勢の構図は、自国領域の拡大に対する積極的な姿勢が特徴に挙げられる大陸国家の海洋進出に、海外市場と海運のコントロールに対する積極的な姿勢が特徴に挙げられる海洋国家が対峙する、古典地政学的な対立構図といえる。大陸国家と海洋国家では互いに圧力をかけづらいため、このライバル関係は容易に決着がつかない。

b. 現在の南シナ海と冷戦期

水陸両生国家を目指す中国は、現在南シナ海の支配を狙っている。水深がありチョークポイントであるこの海域を支配すれば、大陸国家にとって悲願となる海洋からの利便性のある戦力投射能力、そして世界経済への多大な影響力を手にすることができる。

東アジアや日本の安全保障の専門家である米国のマイケル・オースリン (Michael Auslin) は、2016年2月に所属するシンクタンクのサイトに寄稿した論説の中で、南シナ海での中国の積極的な振る舞いに対する米国の姿勢について論じている。その中で、現代地政学の祖といわれる英国の地理学者ハルフォード・マッキンダー (Halford Mackinder) や、前述のスパイクマンの主張に基づいた古典地政学的な、より広く長期的な観点をもつことの重要性について論じている。それは、彼らのアイデアである、大陸国家と海洋国家が衝突する陸と海の境目となる地域、つまりリムランドおよびその周りにある「外側の三日月地帯」(outer crescent) の重要性を指している。オースリンは、リムランドを制するものが支配者であり、そのためにはリムランドに接する縁海が重要であると指摘し、南シナ海での中国の問題に対するそのような広い地政学的視野での認識が、米国の関係者には足りないことを懸念している。それが原因で、米国は東アジア海洋圏を統合された戦略空間として捉えることができず、個別の事象が起こるたびに米国が振り回されていると彼は考えている。

米国にとってより明確なライバルがいた冷戦期ではどうだったのか。現代における数少ない古典地政学の専門家で、レーガン政権の軍備管理・軍縮に関する諮問委員会で委員を務めていた英国のコリン・グレー (Colin Gray) は、冷戦期の米国によるソ連に対する封じ込めに見られた不安定要素について述べている。彼によると、当時米国の国防コミュニティは、多国間同盟構造の維持に取り組んでいたが、リムランド周辺の同盟国に対する政策は「無意識状態」(automatic pilot) で行われていた

としている。そしてグレーは、米国の政治的な指導者たちや国防コミュニティが、地政学的な分析に関して理解が足りなかったことを強調している。したがって、政治方針に揺らぎがあり、関係者にはコアリションによる安全保障政策に疑問を抱く人々と、聡明な議論を行うための適切な用意が整っておらず、ソ連のパワーを封じ込める政策路線は危険にさらされる可能性があったと述べている。

そして、こうした対ソ封じ込め政策に見る不安定要素の背景について、グレーがより重要視したのは、英国と比較した場合の米国の伝統の問題である。英国の外交政策には、400年の間、最も強力で攻撃的、そして支配的な大陸の強国と対峙するための無意識的な伝統がある。しかし、米国には英国のような経験に基づく伝統はなく、グレーによると、米国の無意識的伝統の1つとして挙げられるのは、「旧世界」(Old World)における道徳的意識とは関係のない争いから距離を置いてきたという遺産によって作り上げられてきた価値観である。そういった地理的な影響と独自の価値観による姿勢の違いから、米国には保守派と進歩派のそれぞれに孤立主義者と介入主義者がいるのである。しかし、その英国でさえもナチスドイツへの宥和政策の是非について議論があった。したがって、リムランド周辺地域のコントロールを失っても即座に致命的な安全保障上の問題にはならない「新世界」(New World)に位置する米国においては、様々な主義主張が錯綜することは想像に難くない。オフショア・バランスラーとして、かつての英国と異なり、地域覇権を確立してユーラシア大陸から遠く離れている米国は、世界史上でも稀な立場にあり、それが彼らの特別な意識を生み出したといえるかもしれない。

そして、現在の米中関係はグローバルな規模で対立しているわけではなく、経済関係については非常に密接で人々の交流も活発である。そのような中国は、冷戦期のソ連と比較して、米国にとって戦略論議の対象として敵対国かどうかの見極めが難しい曖昧な存在である。そういった点が、オースリンのような保守派が指摘するように、米国人の古典地政学的な観点やリムランド周辺地域への注意感覚を鈍らせているという可能性はあるだろう。

c. 古典地政学の扱い

古典地政学に対しては、地理環境が国家の政策目標や戦略を決定するという誤ったイメージがあるが、前述のグレーは、地理環境はそれらを決定するものではなくチャンスを与えるものであるとし、それを生かすも殺すも政府や政策立案者の決断次第であることを述べている。古典地政学の基礎を築いたマハンやマッキンダーも、政治目標や実行される政策に対して、政府や国民、そしてそれらを形作る歴史と伝統が大きく作用することを強調している。

したがって、地理的・地政学的な考え方は、国際システムにおけるパワーの分布に加えて、関係諸国の国内に存在する「戦略文化」(strategic culture)のような要素を考慮するネオクラシカル・リアリズム(neoclassical realism)的な考え方を補完するものとして考えるのが良いだろう。

(2) 各国の戦略文化への理解

「戦略文化」は、核兵器の使用に関するソ連の戦略思考について説明することを試みた米国の国際政治学者であるジャック・スナイダー(Jack Snyder)が、1977年に初めて使用した用語である。中国の戦略文化はそのソ連と同じように、歴史経験の影響が強いといわれている。中国の戦略文化に関連する文献として、たとえば、米政府内で親中派の中国専門家だったマイケル・ピルズベリー(Michael Pillsbury)によって昨年出版された『China2049』が日本でも話題になった。この本の内容には、孫子の『兵法』や劉向が編集した『戦国策』といった古典に基づく、米国を追い抜くための長期的でたまたかな中国の戦略の意図とその戦略観を、著者が長年の間見抜けなかったことが書かれている。この本は、中国の戦略文化を認識していない関係者への警鐘として書かれたと考えることもできるだろう。

戦略研究 (Strategic Studies) の世界的権威である米国のエドワード・ルトワック (Edward Luttwak) によって、中国の戦略文化が大きく扱われた書籍が近年日本でも出版されている (2013 年の『自滅する中国』と今年『中国 4.0』)。しかし、「戦略」という言葉を安全保障分野において使用することが戦後長い期間にわたって躊躇われていた日本においては、戦略文化という概念に対して人々のなじみは薄いといえる。

また、本稿では文化的・思想的側面を扱わなかったが、日本人は、中国の戦略文化に加え、人工的な国家であり特殊な地理・安全保障環境から影響を受けている米国の戦略文化についてもよく理解する必要がある。米中をはじめとした関係各国の人間が思う「恐怖」「名誉」「利益」を理解し、その行動原理を探ることは、現在米国と中国が起こす波間で不安定に漂う日本が状況に対応していくためには不可欠であろう。

ただし、古典地政学と同じように強調しておく必要があるが、戦略文化は国家の行動を決定づけるものではなく、国益とパワーの分布を中心として説明する理論を補完する追加的説明手段、もしくはある程度の戦略的な行動様式を説明することができる概念的手掛かりとして考えるべきである。戦略文化による分析そのものが浅薄な思い込みにならないように、その扱いには慎重さが必要となる。

(3) 過去・現在・未来にわたる長期的な観点

先の大戦で拡張主義に利用されたという印象が強い古典地政学的 (主に大陸系地政学が原因だが) な観点や文化的な違いを強調することを、嫌悪または軽視する人々ほどの国でも少なからず存在するだろう。そして、地理も文化も複雑に絡み合う戦略の側面の 1 つであり、そのみで国家・共同体の行動のすべてが決まるわけではない。しかし、人は地理の影響からも文化の影響からも逃れることはできず、場合によってはそれらは国家戦略に大きく作用する。日米の関係者は、今後このような観点をより注視すべきではないだろうか。

目先の事象にばかりに囚われていては、長期的には大きな過ちを犯す可能性があることを、オースリンの主張もピルズベリーの主張も示唆している。それを踏まえて、現在、そして未来の安全保障環境に対応するために、歴史を紐解いて関係する事例を精査し、短期的な視野が後の危険をもたらす可能性があることを理解する必要がある。ここでいう「長期的」とは、単に将来的に考えるのではなく、過去・現在・未来にわたるものを指すことに注意したい。そして、ほとんど変化しないもの (地理そのもの、いくつかの伝統的な戦略文化による影響、人間の本質など) と変化する可能性があるもの (地理のもつ意味、現今の戦略文化、国内外の情勢など) を見極め配慮しつつ、新たな状況に適応するために、常に最適な戦略を追求して検討を重ねていくことが、戦略の策定・実行を担当する実務者には欠かせないだろう。

おわりに

米国の大戦略を考える上で基本となるのは、改めて繰り返すが、米国が地域覇権を確立している大洋に挟まれた安全な海洋国家であるという点である。米国の地域覇権と孤立主義により国力が蓄えられ、増強されて圧倒的となったシーパワーと戦力投射能力は、米国の大戦略に多くの選択肢を与える。そのような条件の下、米国は巨大な影響力を世界中に行き渡らせることが可能になると同時に、自国内に引きこもることも可能になった。よって米国の大戦略の類型には、純粋な孤立主義的なものから極端に介入主義的なものまで存在する。

冷戦後の米国の頻繁な海外への軍事介入は、その国家財政をひっ迫させたため、より抑制された大戦略であるオフショア・balancingの採用について近年専門家の間で議論されるようになった。こ

の戦略については、中国のような潜在覇権国に対して積極的なバランスングを行おうとするミアシャイマーと、あくまでバック・パッシングにこだわるレインの主張の違いに代表されるように、政策の幅が広い二面性のある戦略である。このような振幅の広い戦略を実行することが可能な超大国の行動によって、他国は翻弄されることを避けられない。しかし米国のリアリストたちは、この自国の立場を、自分たちで獲得した当然の権利だと考えるだろう。

冒頭に言及した共和党の大統領候補指名が確実なトランプの発言に見られるように、現在米国国内においては、以前にも増して同盟国に対してリスクとコストの負担を求める声が高まっている。事実として、その歴史において米国は、アートが述べているように、建国から第二次世界大戦終了までは、平時において他国に大規模な軍隊を駐留させず、その外交方針が他国によって縛られにくいフリー・ハンドの戦略を行っていた。他の世界（地域）から物理的にも精神的にも分離しているという米国人の意識は、彼らのアイデンティティの根幹を形成する要素の1つであることを、関係各国は考慮すべきであろう。

中国が軍事力を増強し海洋への進出を強める最中、日米同盟を堅持しつつ、地域覇権国でありオフショア・バランスであるという稀有な立場によってもたらされる米大戦略の多様な選択肢に日本が適応していくためには、細心の注意を払わなくてはならない。このような振幅の幅が大きい不可知な状況に対応していくために、日本は、不測・最悪な事態をも想定していく必要がある。

日本は、戦後一貫して安全保障に関する能力を米国に大きく依存してきた。しかし、現在の情勢を考えると、そうした対米依存心を持ち続けることは大きな代償を払うことになりそうだ。既に述べたように、米国には保守派にも、そして進歩派にも、それぞれに孤立主義者と介入主義者がいるのである。米国の大戦略の底流にある、振幅の大きい揺れに振り回されないためにも、自分たちのことは自分たちで守るという覚悟と姿勢こそが安全保障の大前提であることを自覚するよう、日本人の心構えを改めていく必要がある。

(2016年5月30日記。なお、本稿で引用した参考文献の詳細は、紙幅の都合で割愛した。)

 笹川平和財団

 海洋政策研究所

公益財団法人笹川平和財団

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル
TEL : 03-5157-5210 FAX : 03-5157-5230